

第2章

東京の子供と家庭を めぐる状況

-
- 1 東京の子供と子育て家庭をめぐる状況 26
- (1) 人口の変化と少子化の現状
 - (2) 少子化の要因と背景
 - (3) 子供のいる世帯の形態
 - (4) 子供のいる世帯の就労状況
 - (5) 子育て家庭の状況
 - (6) 子育てと仕事との両立（ライフ・ワーク・バランスの状況）
 - (7) 子供の安全・安心
 - (8) 子供の貧困
- 2 東京都における子供・子育て支援の状況 59
- (1) 幼稚園・保育サービスの利用状況
 - (2) 幼稚園の状況
 - (3) 保育サービスの状況
 - (4) 認定こども園の状況
 - (5) 学齢期の子供たちの状況
 - (6) 地域の子供・子育て支援サービスの状況
 - (7) 特に支援を必要とする子供と家庭の状況

1 東京の子供と子育て家庭をめぐる状況

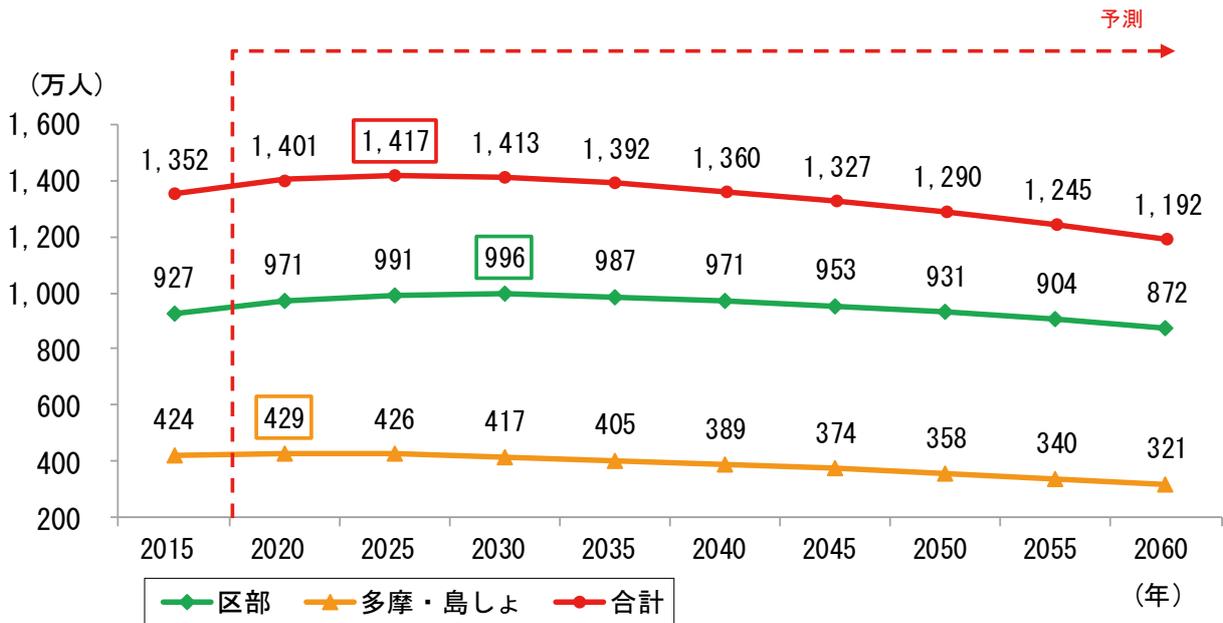
ここでは、少子化の進行や子供のいる家庭の世帯類型や就業状況、子育て家庭のニーズなど、東京の子供と子育て家庭をめぐる状況を、全国の状況とも比較しながら俯瞰します。まず、少子化の状況とその背景について見ていきます。

(1) 人口の変化と少子化の現状

ア 人口の変化

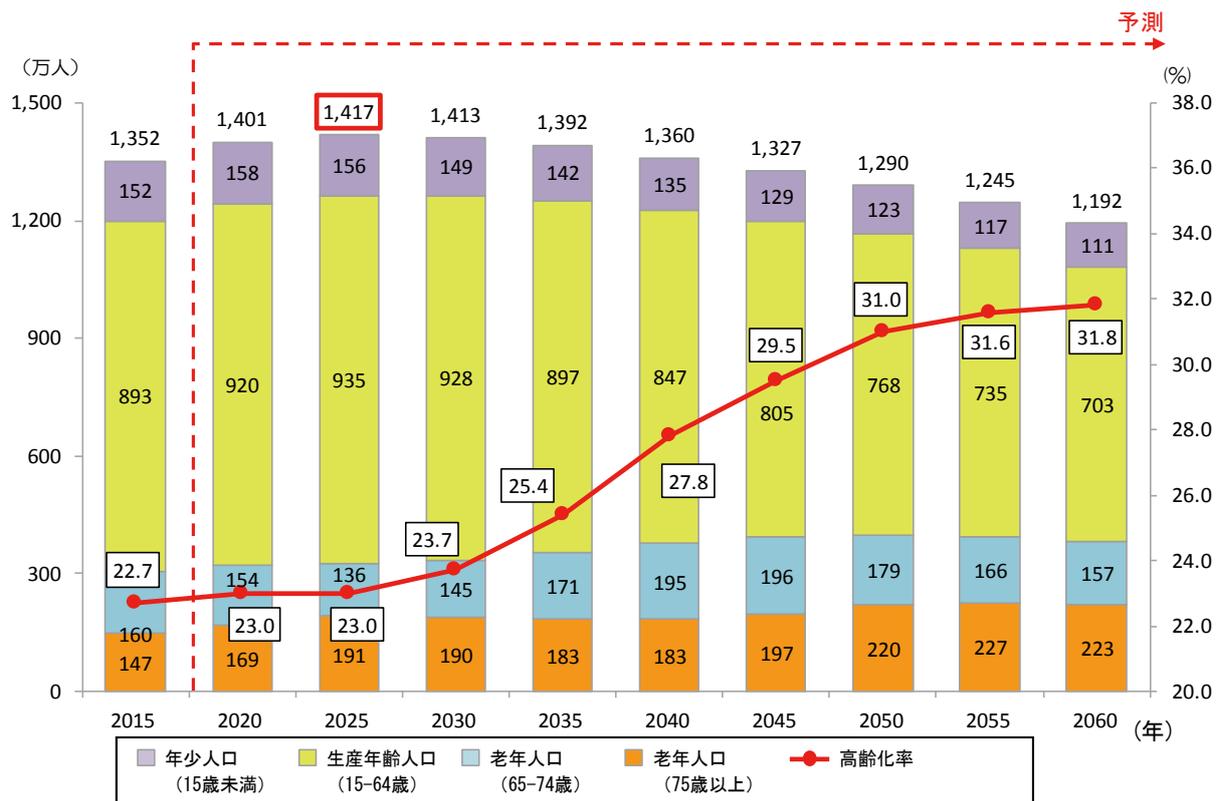
- 東京都の人口は、今後もしばらく増加を続け、2025年に1,417万人でピークを迎え、その後、減少に転じると見込まれます。
- また、東京都の年少人口（0～14歳）は、2020年以降、減少に転じると見込まれます。

図表1 東京都の地域別人口の推移



資料：「国勢調査」（総務省）、東京都世帯数の予測（東京都総務局 2019年3月）等より作成
注：2040年以降の東京都の人口は東京都政策企画局による推計

図表2 東京都の年齢階級別人口及び高齢化率の推移



資料：「国勢調査」（総務省）、東京都世帯数の予測（東京都総務局 2019年3月）等より作成

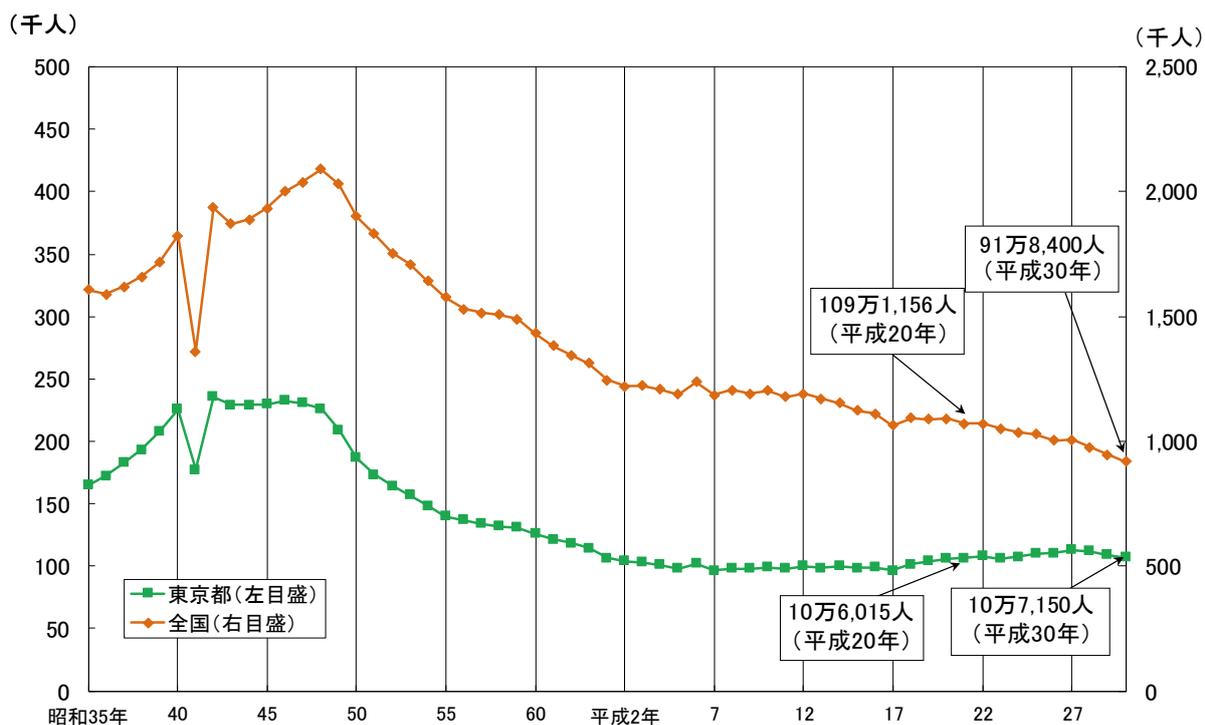
注：2040年以降は東京都政策企画局による推計

注：四捨五入や、実績値の総数には年齢不詳を含むことにより、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

イ 出生数・合計特殊出生率・就学前児童数の変動

- 全国における年間の出生数は減少傾向が続き、平成30年の出生数は91万8,400人となっています。東京都における年間の出生数は、昭和40年代後半以降減少傾向が続いていましたが、平成17年を底に微増傾向に転じ、平成30年の出生数は10万7,150人となっています。

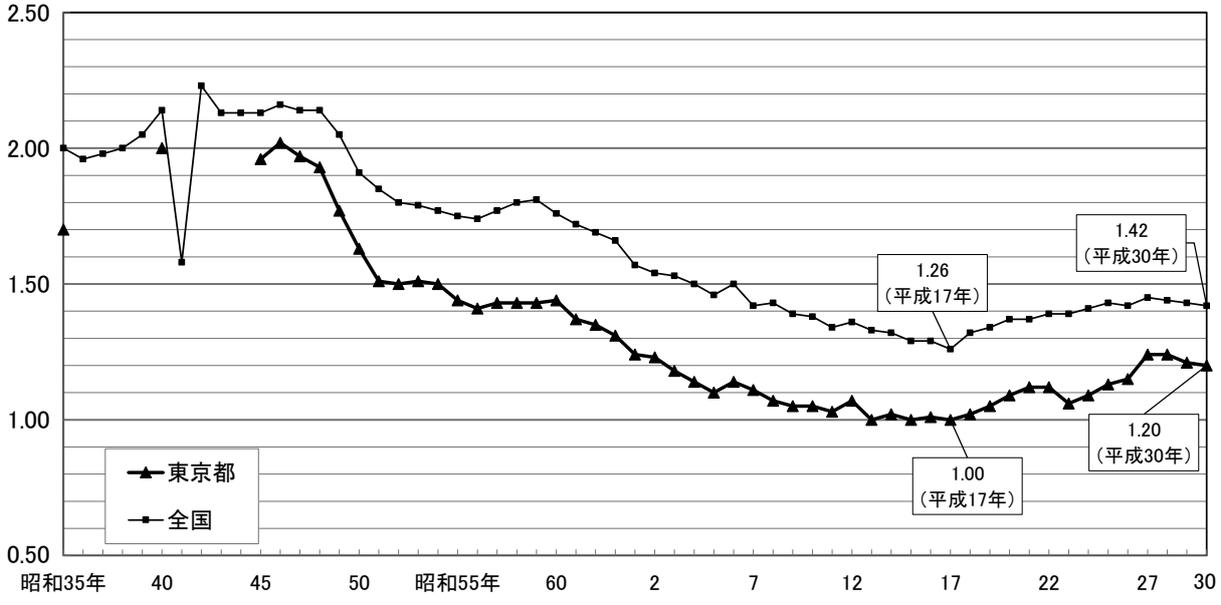
図表3 出生数の推移（全国・東京都）



資料：厚生労働省「平成30年人口動態統計（確定数）」
東京都福祉保健局「人口動態統計年報（確定数）」（平成29年）

○ 全国の合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム以降減少傾向が続き、平成17年には1.26と過去最低の水準となりました。しかし、その後微増傾向が見られ、平成30年には1.42まで回復しています。東京都の合計特殊出生率も、平成17年の1.00を底に平成30年には1.20へと増加していますが、全国最低となっています。

図表4 合計特殊出生率の推移（全国・東京都）

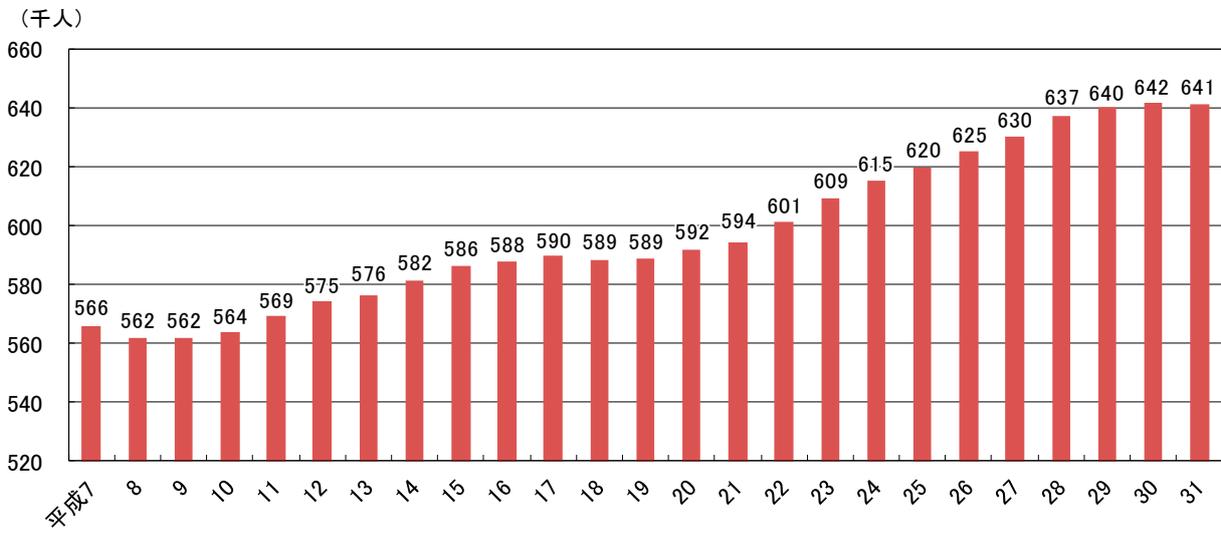


資料：厚生労働省「平成30年人口動態統計」

注：昭和36～39年、41～44年の東京都分の合計特殊出生率については、発表されていない。

○ このように、東京都の合計特殊出生率は全国より低いものの、都内の就学前児童数は、他県からの流入等により依然として増加傾向にあり、平成31年1月1日現在、64万1,341人となっています。

図表5 就学前児童数（0～5歳）の推移（東京都）



資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）

(2) 少子化の要因と背景

- 少子化の直接の要因は、「未婚化・晩婚化」「初産年齢の上昇」「夫婦の出生力の低下」と言われています。また、こうした現象が生じる背景として、働く女性の増加、結婚や子供を持つことへの価値観の多様化、子育てに対する負担感、不安定な就業状況などが言われています。

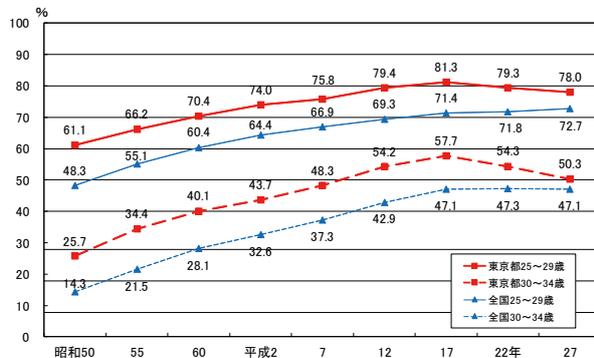
ア 少子化の直接の要因

(未婚化・晩婚化)

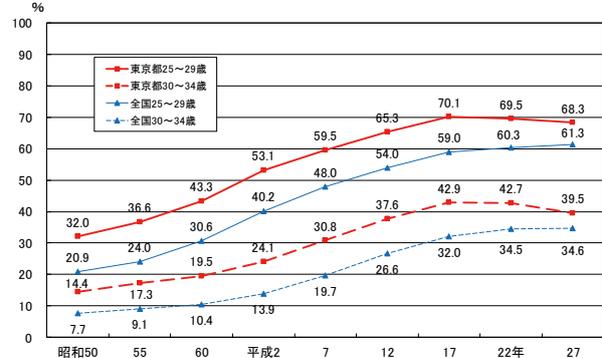
- 全国の年齢別の未婚率の推移をみると、男女ともに昭和50年以降上昇傾向にありましたが、平成17年を頂点に減少し、男性の未婚率（平成27年）は25～29歳が72.7%、30～34歳が47.1%となっています。女性の未婚率（平成27年）は25～29歳が61.3%、30～34歳が34.6%となっています。
- 東京都においても同様の傾向が見られ、男性の未婚率（平成27年）は25～29歳が78.0%、30～34歳が50.3%、女性の未婚率（平成27年）は25～29歳が68.3%、30～34歳が39.5%となっています。昭和50年以降、東京都の未婚率は全国に比べて10ポイント程度高くなっていますが、平成27年はその差が小さくなっています。

図表6 未婚率の推移（全国・東京都）

(男性)



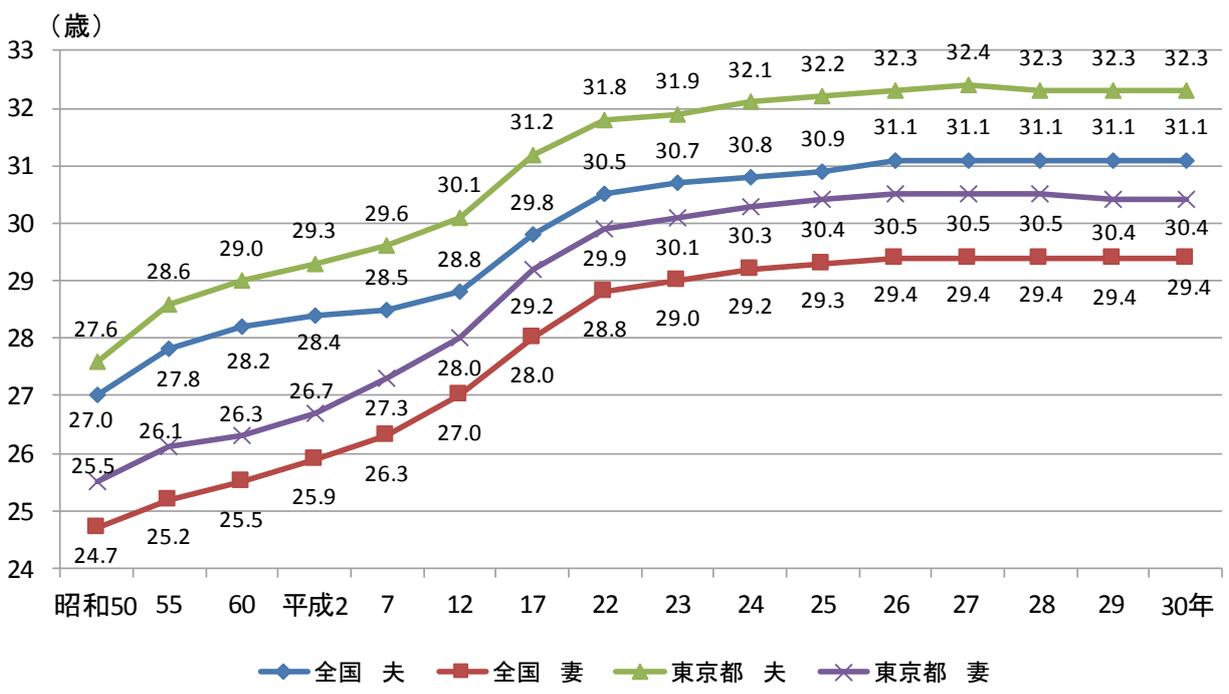
(女性)



資料：総務省「国勢調査」

- また、全国の平均初婚年齢をみると、平成30年の平均初婚年齢は夫31.1歳、妻29.4歳と、昭和50年に比べると夫が4.1歳、妻が4.7歳上昇しています。東京都の平均初婚年齢をみると、平成30年には夫32.3歳、妻30.4歳で、昭和50年と比較して夫が4.7歳、妻が4.9歳上昇しており、全国及び東京都ともに「晩婚化」が進んでいるといえます。
- 日本では、子供は法律上の婚姻夫婦から生まれる場合が多いため、未婚者の増加（未婚化）や平均初婚年齢の上昇（晩婚化）は出生数に影響を及ぼすことになります。

図表7 平均初婚年齢の推移（全国・東京都）

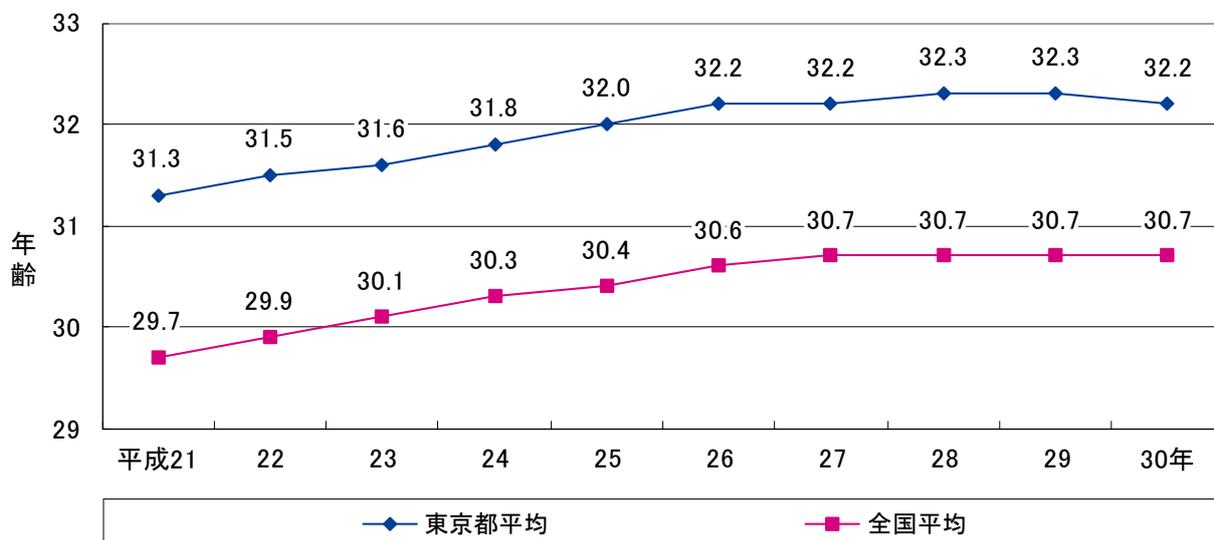


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(初産年齢の上昇)

- 第一子出生時の母の平均年齢は上昇傾向にあり、平成30年には全国で30.7歳、東京都で32.2歳と、全国平均より1.5歳高くなっています。

図表8 第一子出生時の母の平均年齢の推移（全国・東京都）

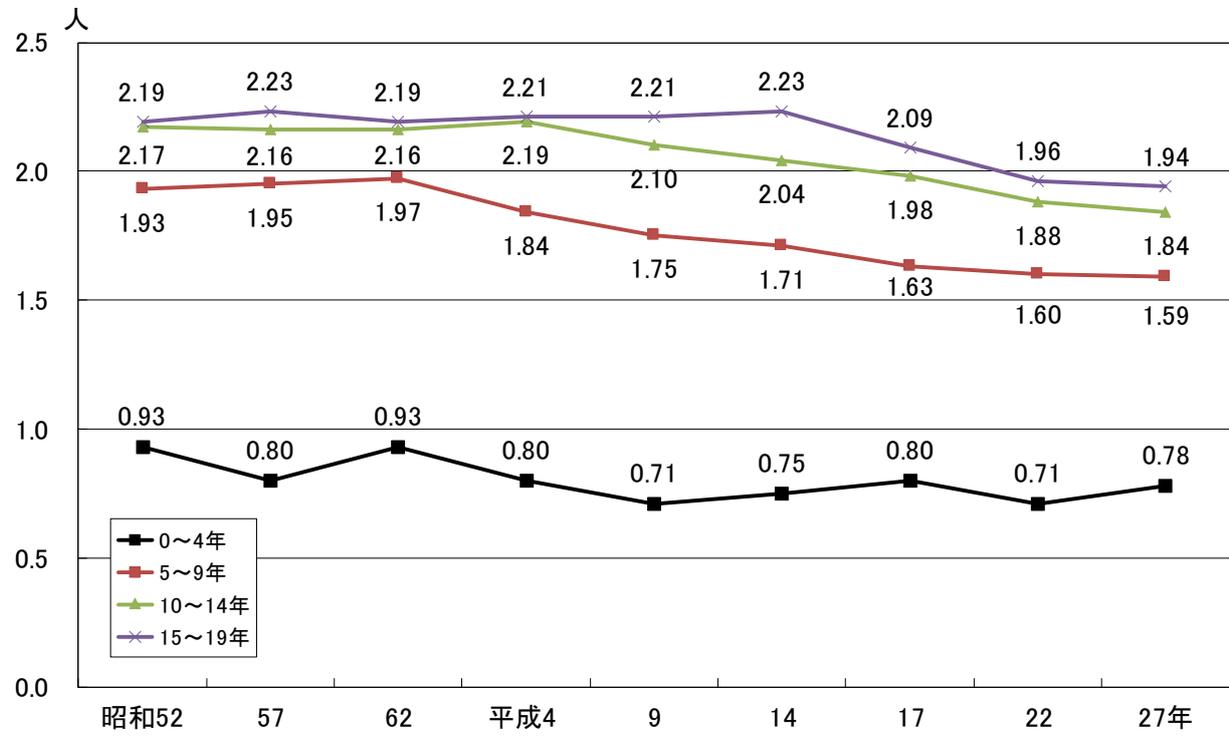


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(夫婦の出生力の低下)

○ 全国の子供の出生数の推移を結婚持続期間別にみると、結婚後5年以上経過した夫婦で、平成14年以降減少が見られます。

図表9 結婚持続期間別にみた平均子供出生数の推移 (全国)



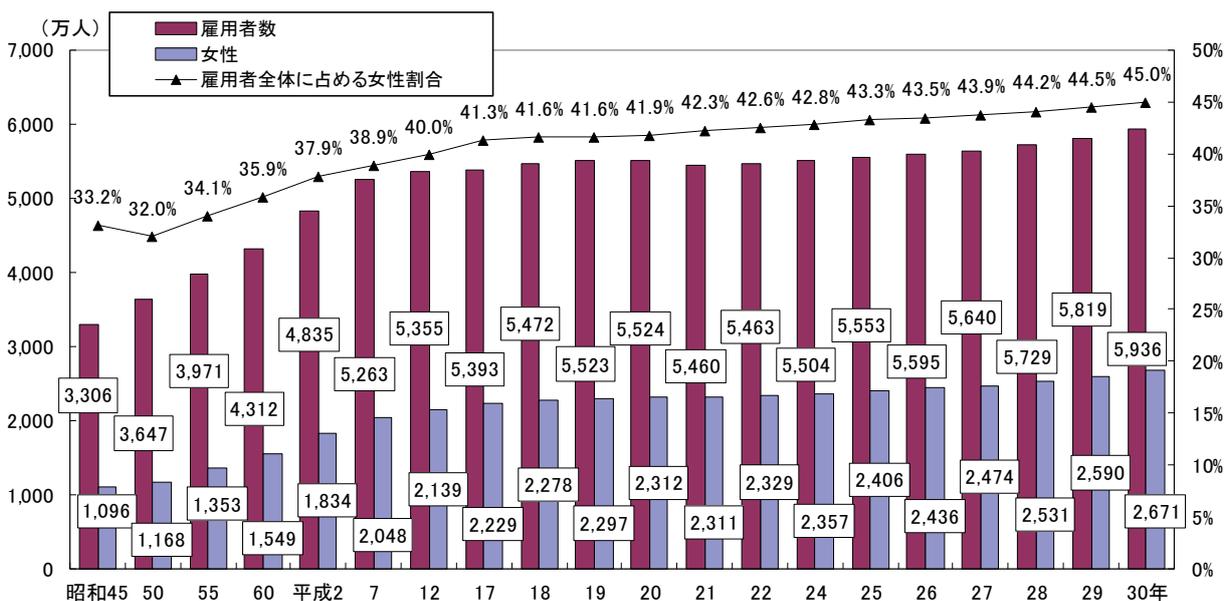
資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（夫婦調査）」

イ 少子化の要因の背景

(働く女性の増加)

- 全国の働く女性は増加傾向にあり、平成30年度には2,671万人となっています。雇用者総数における女性の割合も、昭和50年以降上昇しており、平成30年度には45.0%となっています。
- 都内の有業者数をみると、男性は平成4年をピークに減少し、平成19年以降再び増加しているのに対し、女性は一貫して増加しています。

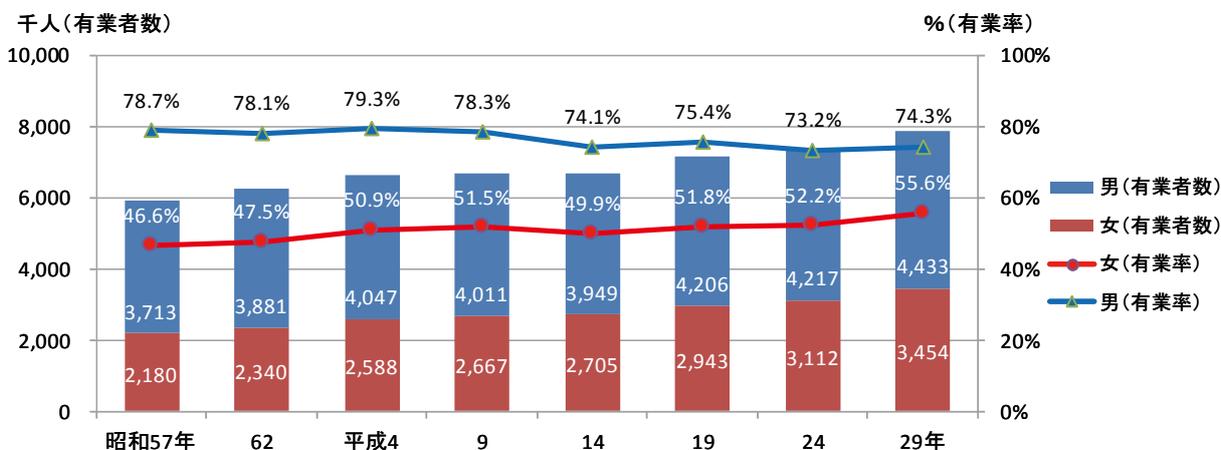
図表10 雇用者数の推移（全国）



資料：総務省「労働力調査」（平成30年）

注：平成23年度の公表データは、岩手県、宮城県及び福島県を除いた値となっているため、上記の表には掲載していない。

図表11 15歳以上人口有業者数及び有業率の推移（東京都）



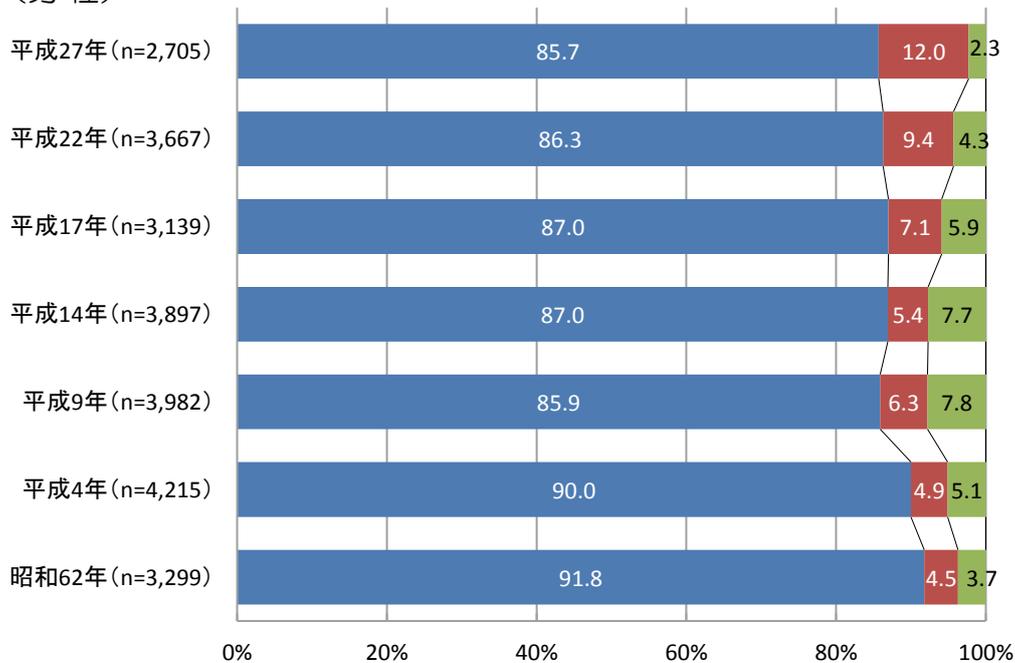
資料：東京都総務局「都民の就業構造」（平成29年）

(価値観の多様化)

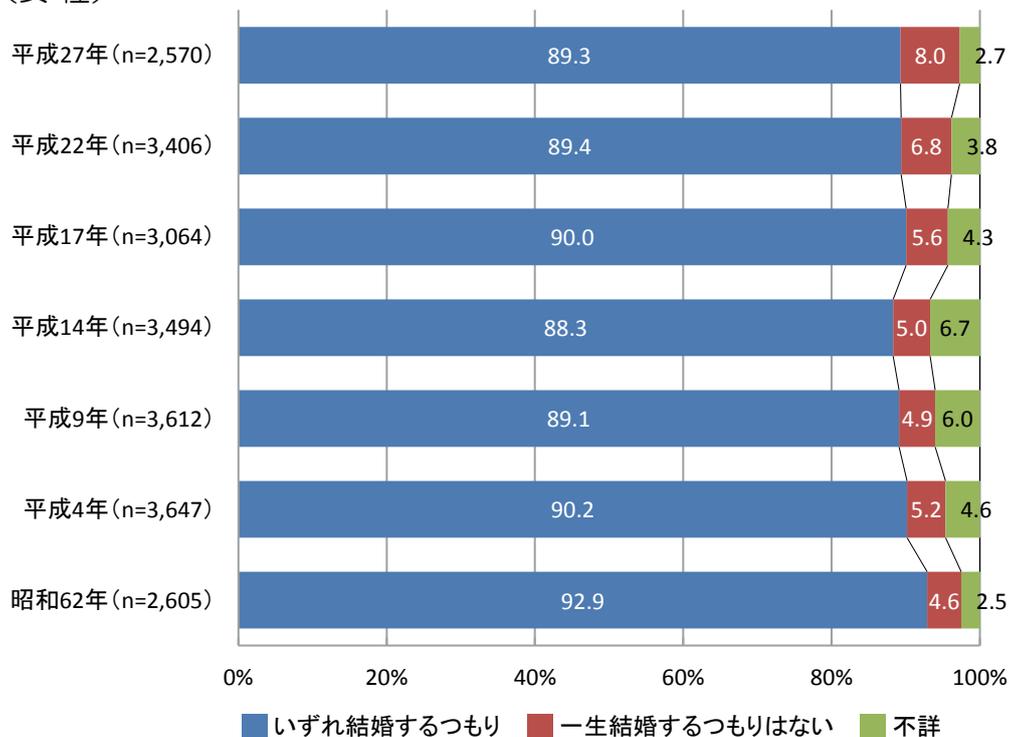
○ 未婚者の結婚の意思に関する全国調査をみると、「いずれ結婚するつもり」の割合は、おおむね9割前後ですが、減少傾向にあります。

図表12 未婚者の生涯の結婚意思 (全国)

(男性)



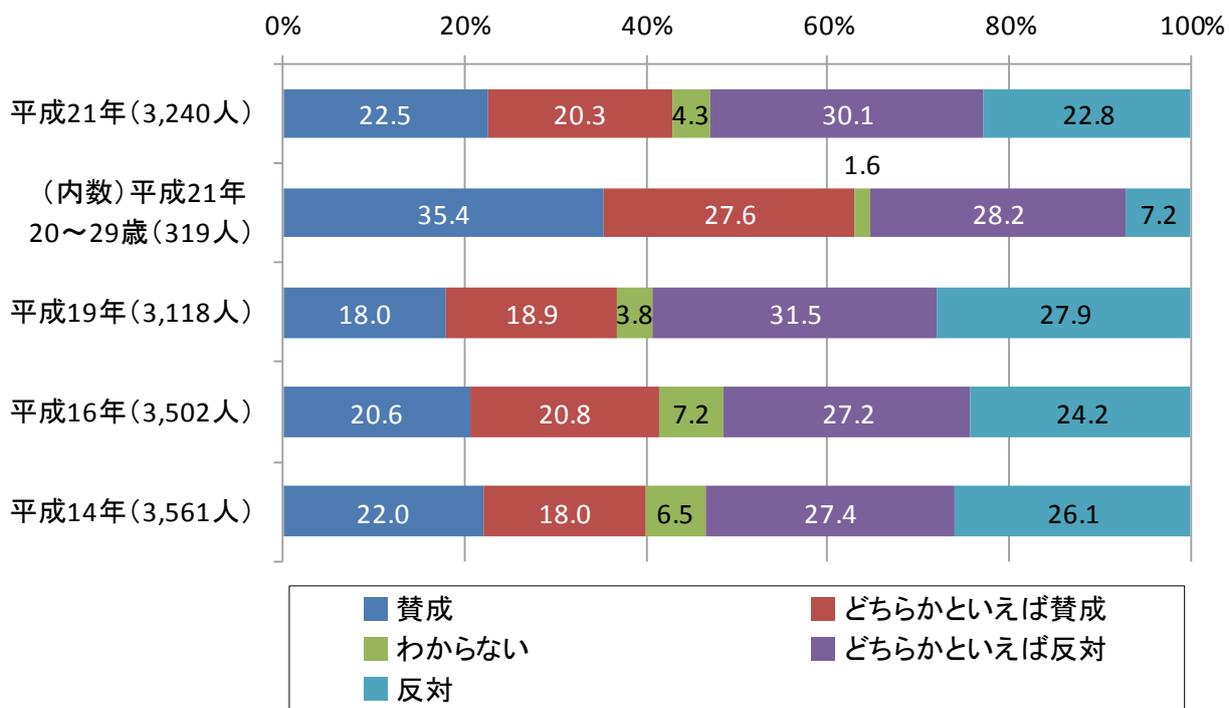
(女性)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査(独身者調査)」

○ また、「結婚しても必ずしも子供をもつ必要はない」という考え方について、20歳以上の男女に行った全国調査によると、平成21年では「賛成」「どちらかといえば賛成」は42.8%、「反対」「どちらかといえば反対」は52.9%となっています。平成19年と比較すると、「賛成」の割合が増えています。特に20歳から29歳までを対象とすると、平成21年調査では「賛成」「どちらかといえば賛成」が6割以上を占めています。

図表13 「結婚しても必ずしも子供をもつ必要はない」という考え方について

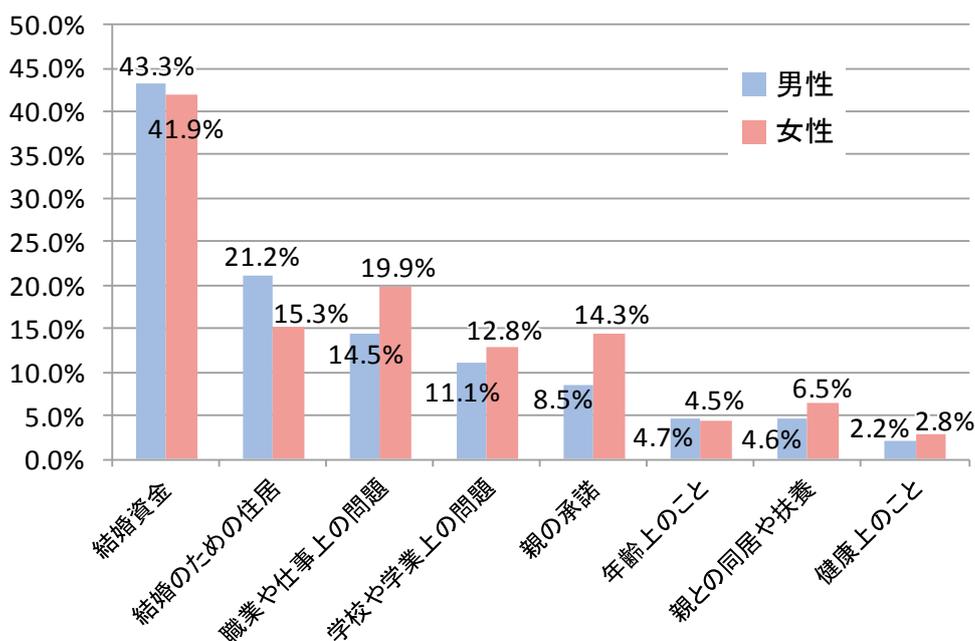


注：調査対象：全国の20歳以上の男女
資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

(不安定な就業状況)

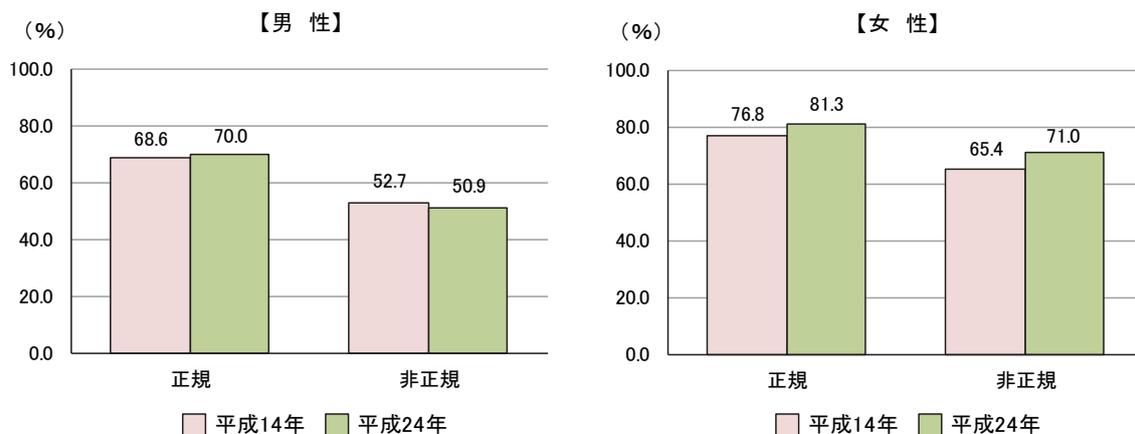
- 若者が結婚の障害と感じる事柄について「結婚資金」を挙げる回答の割合が高く、結婚に伴う経済的負担を懸念している様子がうかがえます。
- 全国調査で、性別・就業形態別（正規・非正規）に20代独身者の結婚意欲ありの者の割合をみると、男性・女性ともに「非正規」の方が「正規」に比べて割合が低くなっています。

図表14 1年以内に結婚する場合に障害となるもの（平成27年）（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（独身者調査）」
 注：18～34歳未婚者のうち何%の人が各項目を結婚の主要な障害（2つまで選択）と考えているかを示す。

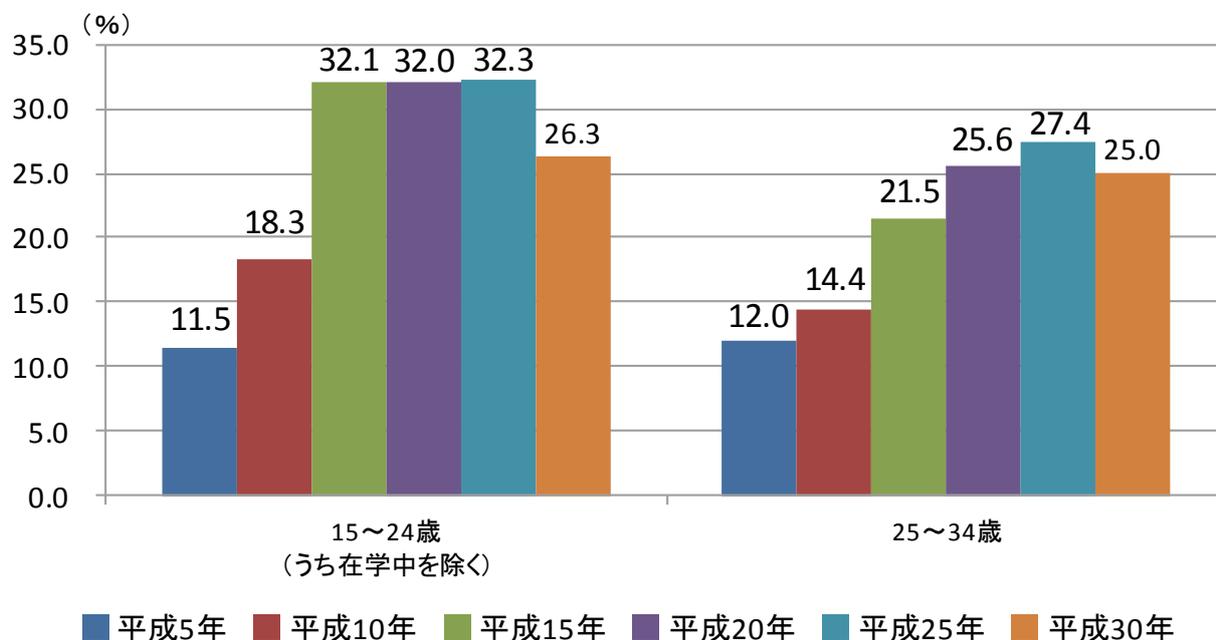
図表15 性／正規・非正規別にみた20代独身者の結婚意欲ありの者の割合（14年調査：第1回、24年調査：第2回）（全国）



資料：厚生労働省「第1回21世紀成年者縦断調査（平成24年成年者）」及び「第11回21世紀成年者縦断調査（平成14年成年者）」
 注：集計対象は、第1回調査時に20～29歳の独身者でかつ既卒者、及び第1回調査時の就業形態が「正規」又は「非正規」の者
 注：「結婚意欲あり」は、「絶対したい」「なるべくしたい」と回答した者を合計している。

- 若年層におけるパート・アルバイトなどの非正規雇用者の割合を見ると、平成25年の約3割から平成30年には2割台半ばに減少したものの、平成5年に比べて大きな割合を占めています。

図表16 年齢別の非正規雇用者比率の推移（全国）



資料：厚生労働省「[非正規雇用]の現状と課題」

出所：総務省「労働力調査」

注：平成5年及び平成10年における15～24歳（うち在学中を除く。）については、当時の公表値（非農林業）の「うち在学中」の者を除いている。

注：平成20年の数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切替え集計した値

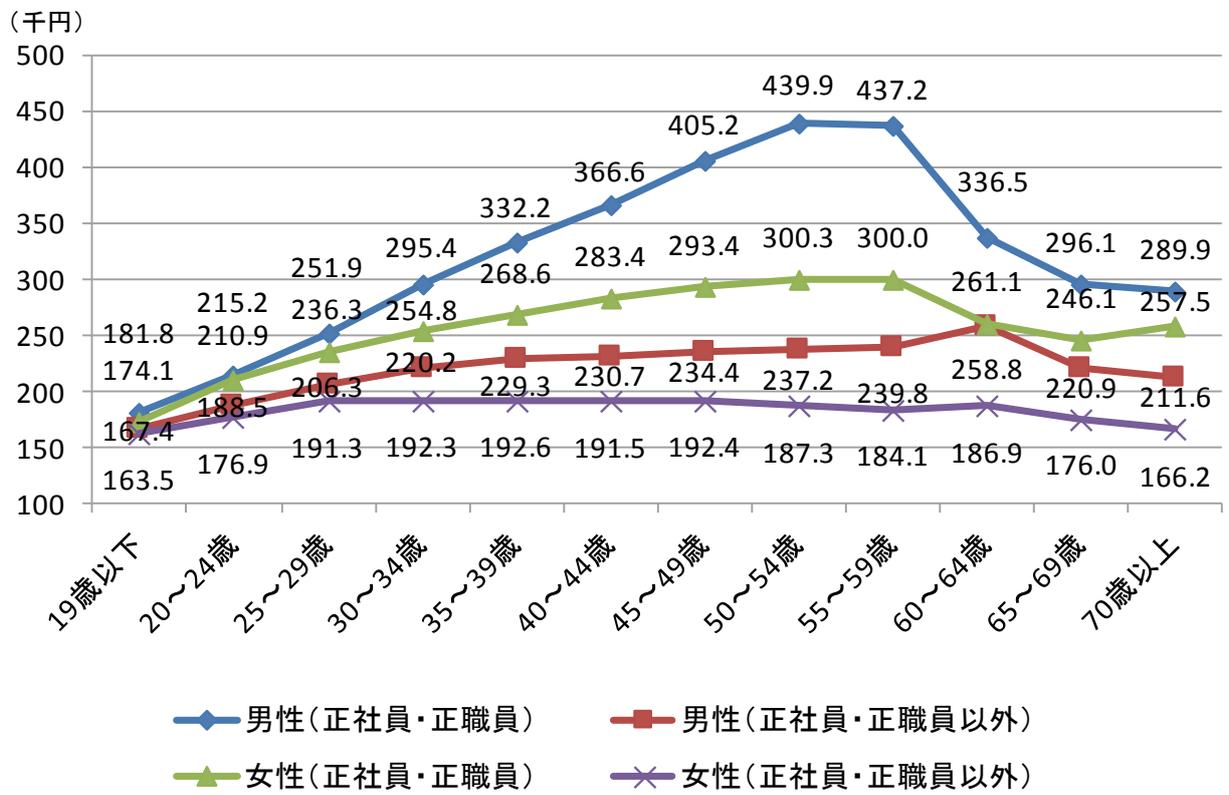
注：雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの

注：非正規労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者

注：割合は、各年齢層における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める非正規雇用労働者の割合。

○ 正社員・正職員とそれ以外の労働者の賃金の傾向を比較すると、正社員・正職員は、年齢階級が高くなるに連れて賃金の上昇がみられますが、正社員・正職員以外は、男女いずれも、年齢階級が高くなっても賃金の上昇があまり見られません。

図表17 雇用形態、性、年齢階級別賃金（全国）

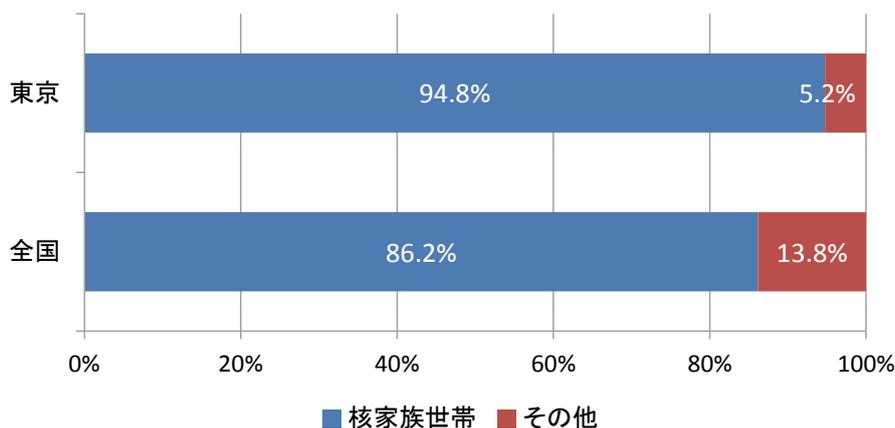


資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成28年）
 注：賃金とは、平成28年6月分の平均所定内給与額。所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（(1) 時間外手当、(2) 深夜勤務手当、(3) 休日出勤手当、(4) 宿日直手当、(5) 交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

(3) 子供のいる世帯の形態

- 6歳未満の親族のいる世帯の家族類型を見ると、平成27年の東京都の核家族世帯の割合は、94.8%となっており、全国の割合（86.2%）より高い状況です。

図表18 6歳未満の親族のいる世帯の家族類型（全国・東京都）



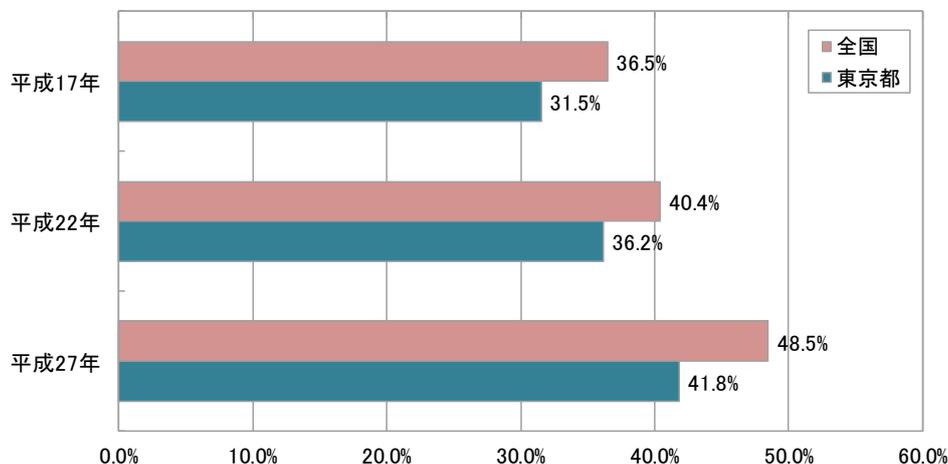
資料：総務省

(4) 子供のいる世帯の就労状況

ア 共働き世帯の増加

- 平成27年の、最年少の子供が就学前（6歳未満）の家庭における共働き率は、全国では、48.5%となっています。東京都では、41.8%となっており、全国値よりは低いものの、年々増加傾向にあります。

図表19 最年少の子供が就学前の家庭における共働き率（全国・東京都）

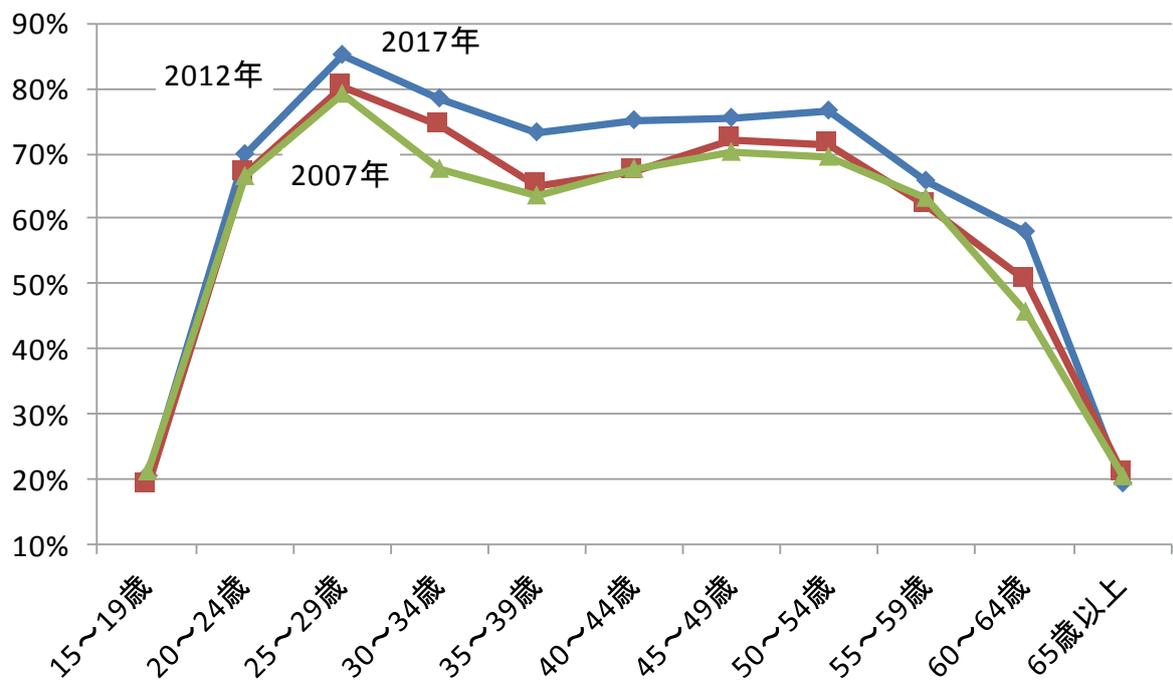


資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

イ 結婚・出産・子育てと女性の就業

- 近年、女性の有業率は増加傾向にあります。また、結婚・出産期に当たる年代で有業率は一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブは緩やかになっています。

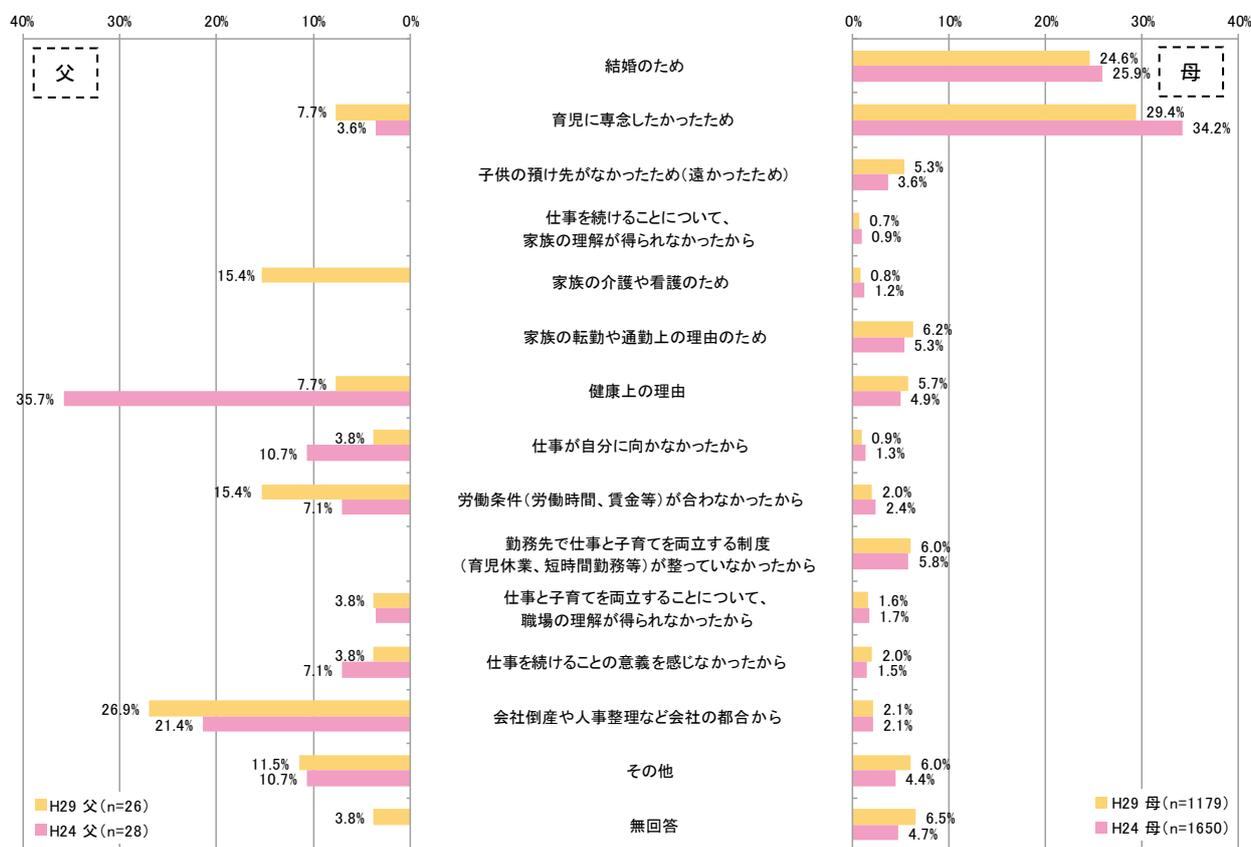
図表20 年齢別 女性有業率の推移



資料：東京都総務局「都民の就業構造」

○ 東京都の調査で、「以前は働いていた」と回答した母親に、仕事を辞めた理由を聞いたところ、「育児に専念したかったため」の割合が29.4%と最も高く、次いで「結婚のため」が24.6%となっています。

図表21 仕事を辞めた理由（東京都）

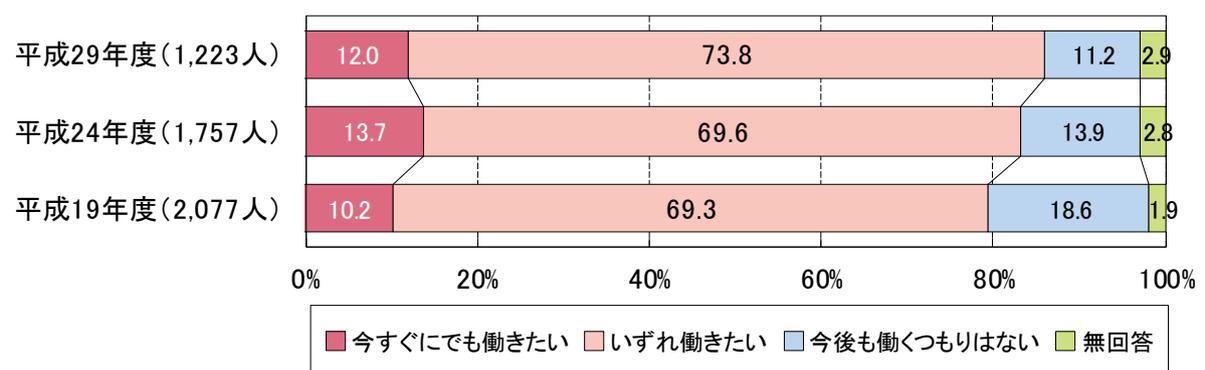


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成29年度）

ウ 今後の就労希望

○ 東京都が行った調査で、就学前の児童がいる世帯における、現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、「いずれ働きたい」の割合が増加するとともに「今後も働くつもりはない」の割合が減少しており、就労希望が増加していることがうかがえます。

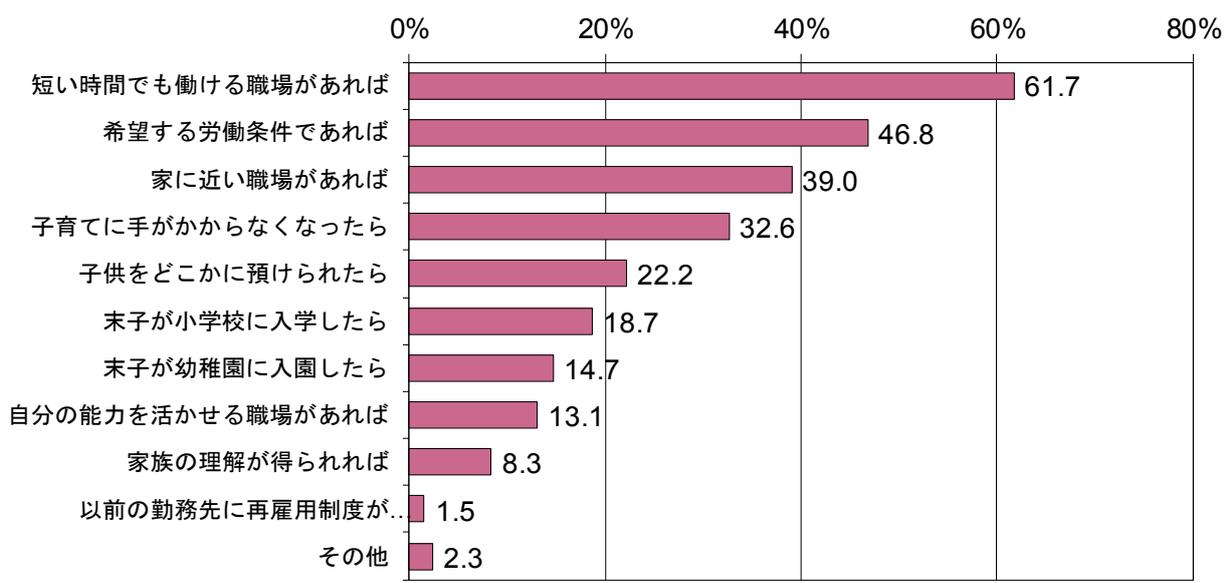
図表22 今後の就労希望（現在働いていない母親）（東京都）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成29年度）

○ 今後の就労希望について、「今すぐにも働きたい」又は「いずれ働きたい」と回答した母親（1,050人）に、どのような条件が満たされれば働くことができると思うか尋ねたところ、「短い時間でも働ける職場があれば」が61.7%と最も高く、次いで「希望する労働条件であれば」が46.8%、「家に近い職場があれば」が39.0%となっています。

図表23 就労するための条件（3つ以内の複数回答）（東京都）



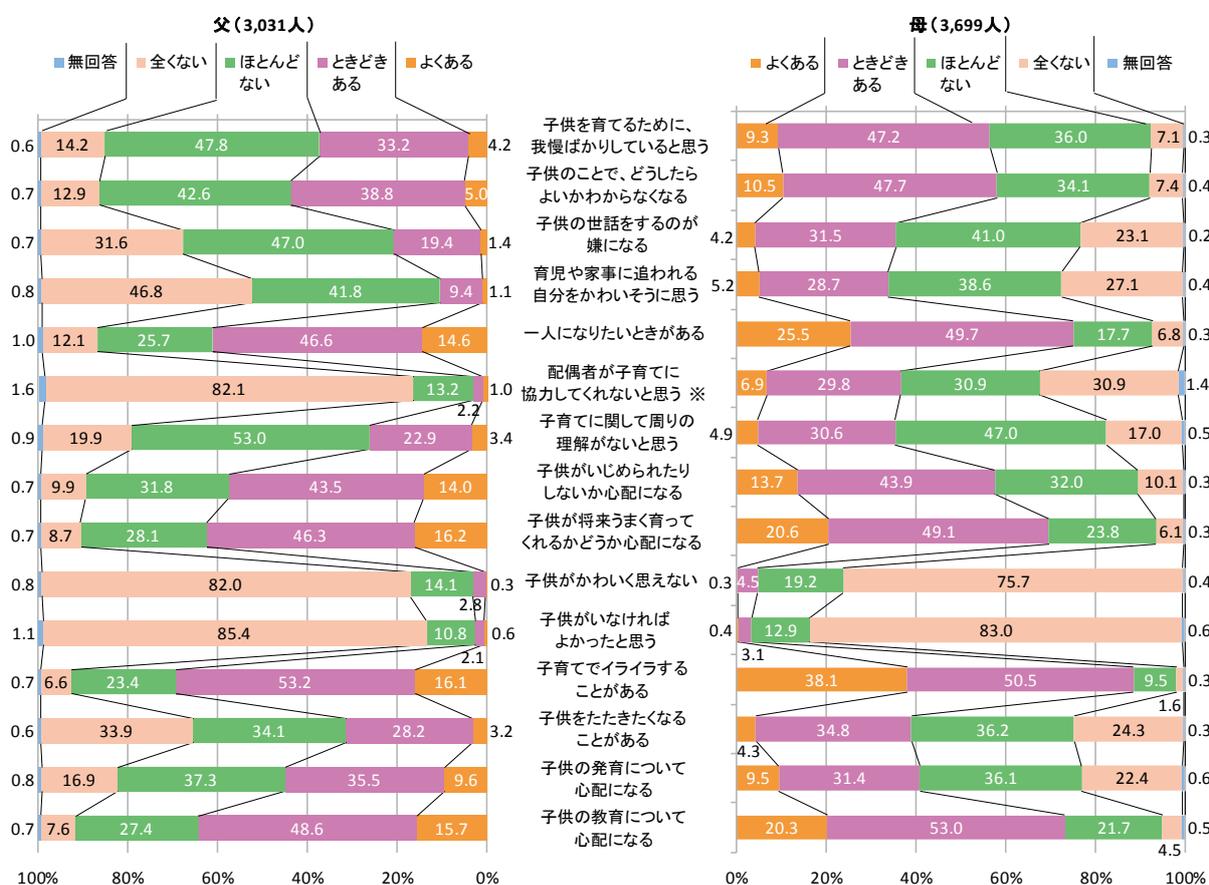
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成29年度）

(5) 子育て家庭の状況

○ 子育てをしていて、日頃負担に感じることについては、「よくある」と「ときどきある」とを合わせると、「子育てでイライラすることがある」、「子供の教育について心配になる」、「一人になりたいときがある」、「子供が将来うまく育ってくれるかどうか心配になる」などが他の項目に比べて高くなっています。

父母別にみると、「子供がいじめられたりしないか心配になる」、「子供がいなければよかったと思う」、「子供の発育について心配になる」を除いて母親の方が父親より「よくある」の割合が高くなっています。

図表24 「子育てをしていて日頃感じること（負担に感じること）」（東京都）

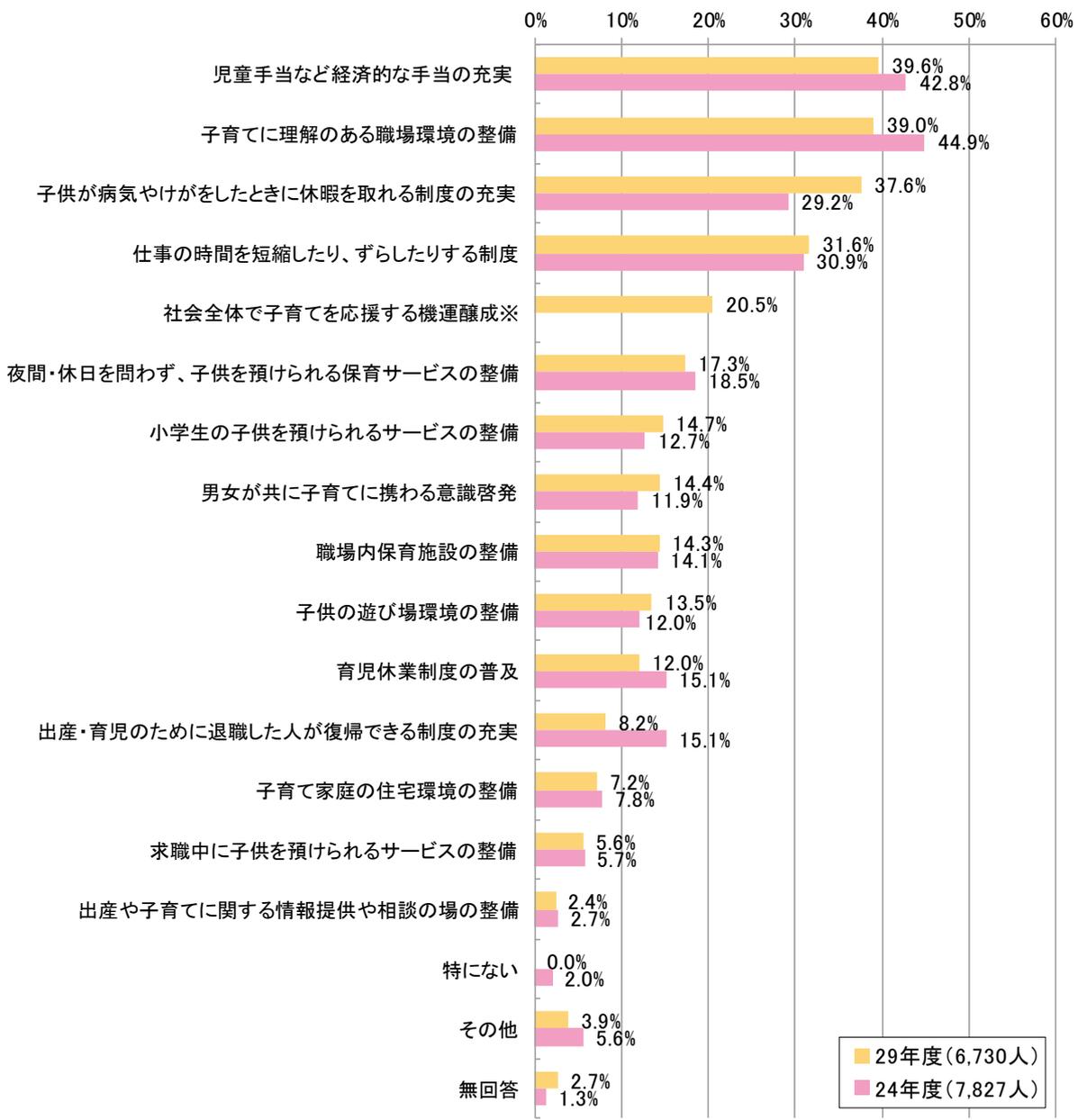


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成29年度）

注：「配偶者が子育てに協力してくれないと思う」については、両親世帯のみ集計対象としている（総数 父=2,976人、母=3,217人）。

○ 東京都が実施した調査で「子育てをしやすいするために必要なもの」について尋ねたところ、平成29年度調査では「児童手当など経済的な手当の充実」(39.6%)、「子育てに理解のある職場環境の整備」(39.0%)の順に割合が高く、経済的な問題に対する負担感軽減と子育てと仕事の両立のための環境整備が求められています。

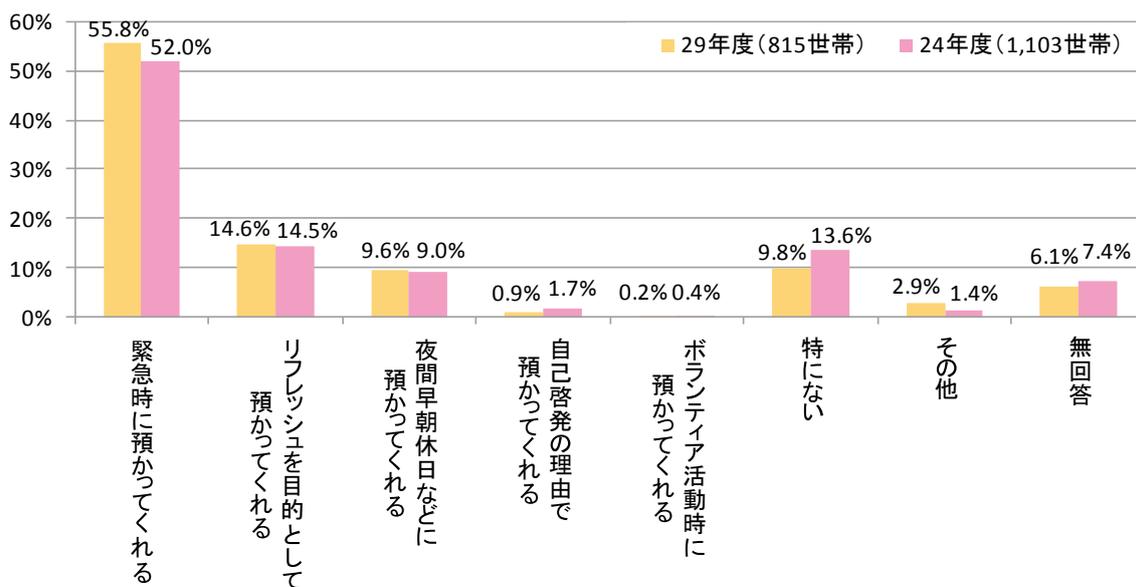
図表25 子育てをしやすいするために必要なもの（東京都、複数回答）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成29年度）
 注：24年度調査では、※は選択肢に入っていなかったため、データが存在しない。

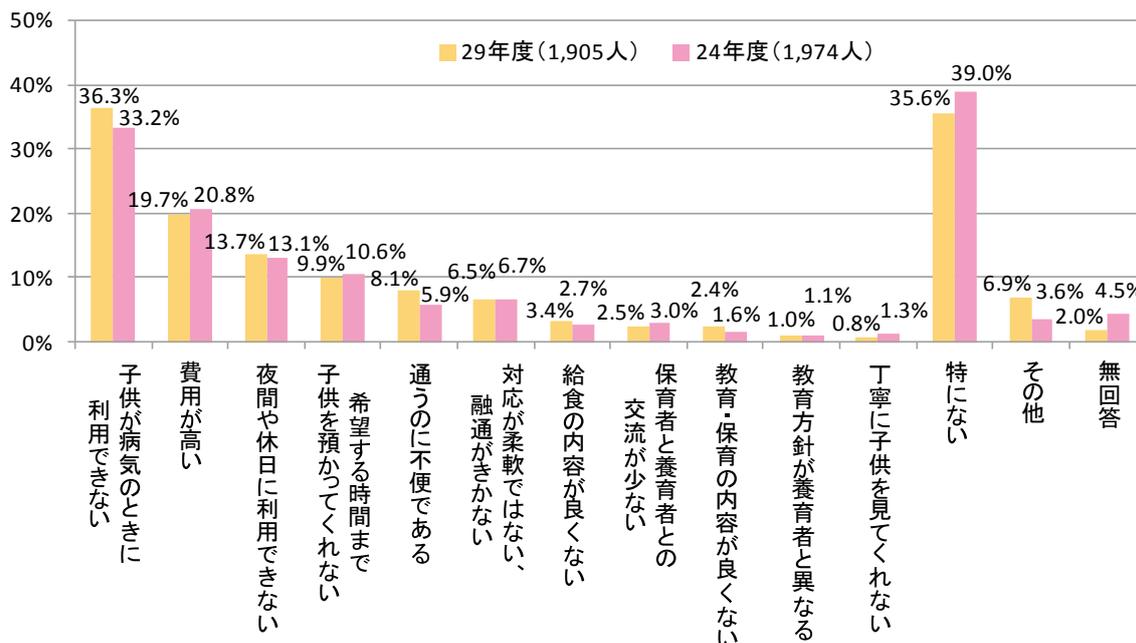
- 都内で、在宅で乳幼児の子育てをしている母親が希望する「あれば良い在宅支援サービス」については、緊急時の一時預かりの割合が最も高く半数を超えています。東京都は核家族が多く、緊急時に頼れる人が身近にいないことなどから、子育てに不安や負担感を抱えていることがうかがえます。
- 一方、保育所や認定こども園などに日中子供を預けている保護者が不満に思うことについては、「子供が病気の際に利用できない」という回答が最も多くなっています。

図表26 在宅の母親の希望する「あれば良い在宅支援サービス」(東京都)



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成29年度)

図表27 子供を預けていて不満に思うこと(複数回答)



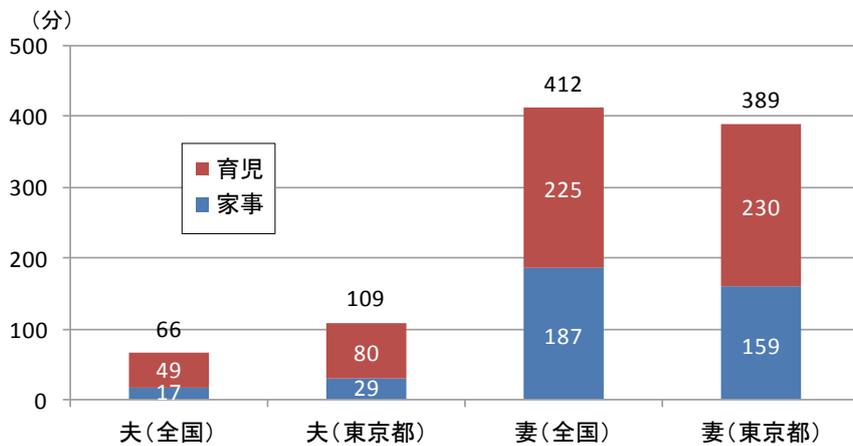
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成29年度)

(6) 子育てと仕事との両立（ライフ・ワーク・バランスの状況）

ア 夫婦の家事・育児分担

- 6歳未満の子供のいる家庭における1日の家事・育児時間（週全体平均）について夫婦で比較すると、妻の家事・育児時間の平均は、全国で412分、東京都で389分に上ります。それに対し、夫の家事・育児時間の平均は、全国で66分、東京都で109分です。
- 東京都内における夫婦の家事・育児分担の割合については、妻：夫が5：5（夫の回答）、6：4（妻の回答）を理想とする割合が高いのに対して、現実には妻：夫が8：2の割合が高くなっています。

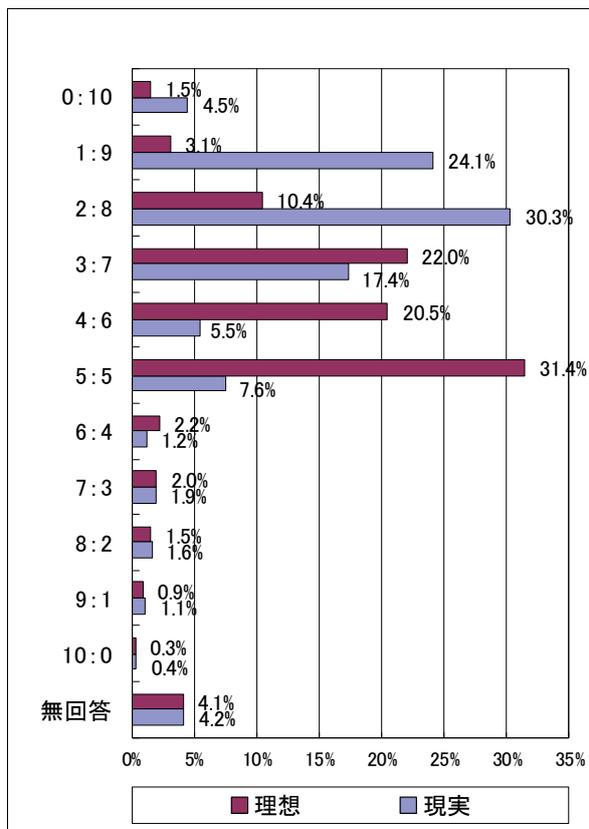
図表28 1日の夫婦の家事・育児時間
（6歳未満の子供のいる家庭）（週全体平均）



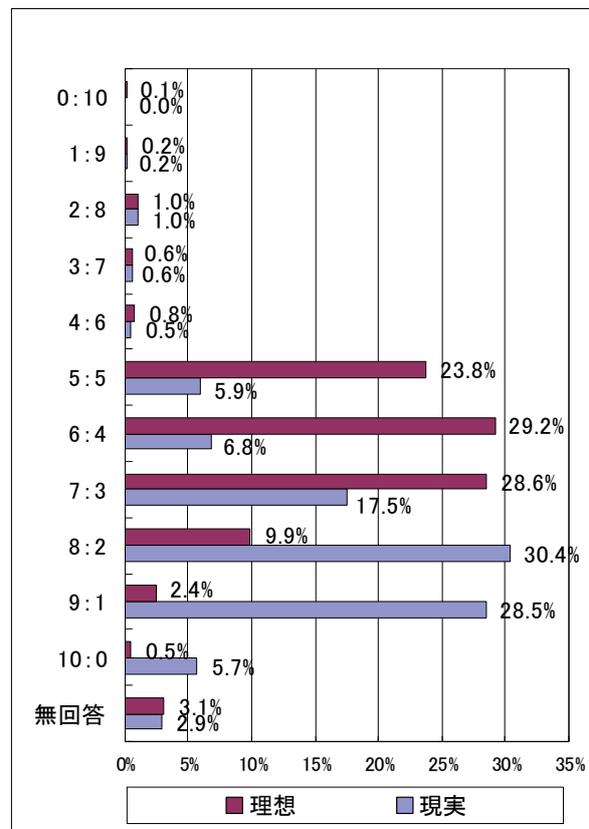
資料：総務省統計局「平成28年社会生活基本調査」

図表29 夫婦の家事・育児分担の割合（理想と現実）

（夫）（自分：配偶者）



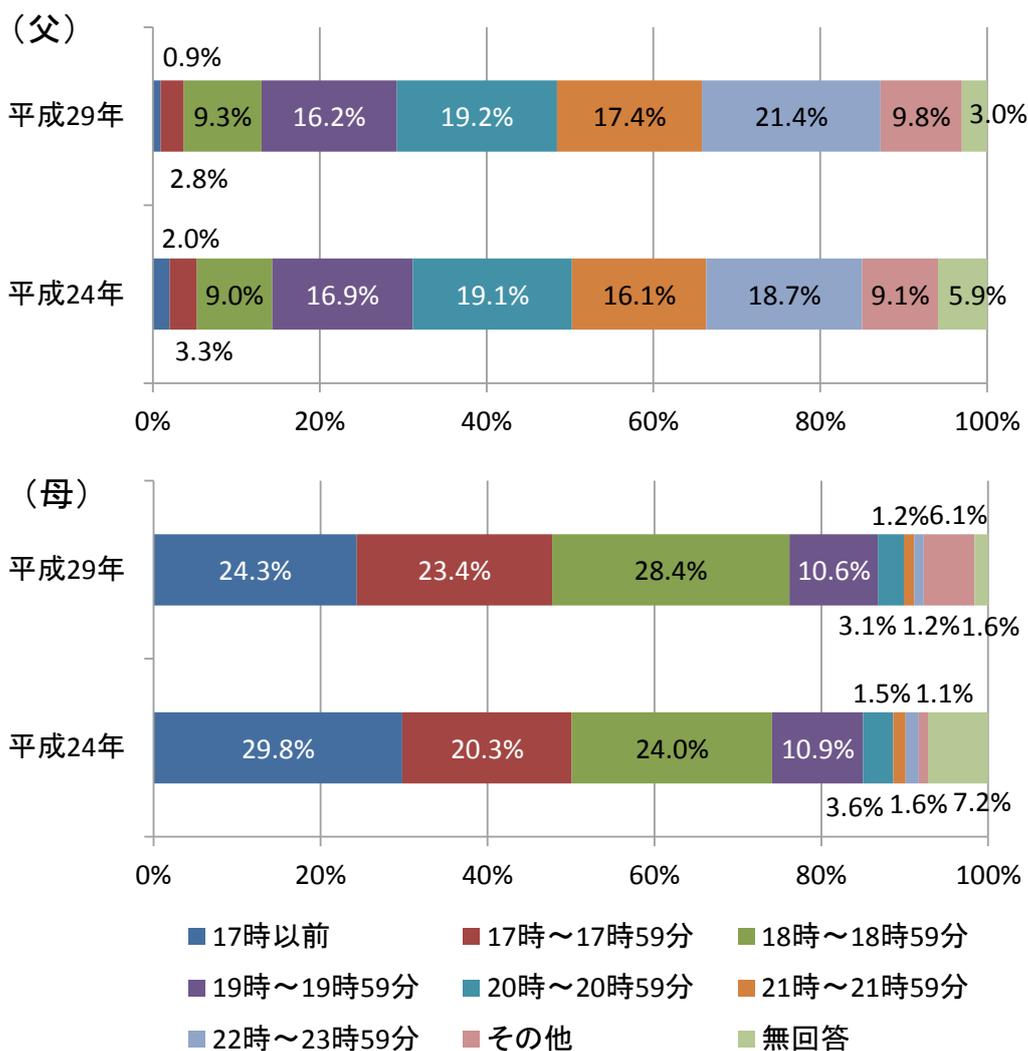
（妻）（自分：配偶者）



資料：東京都福祉保健局「平成29年度東京都福祉保健基礎調査」

- 就学前の子供を持ち、就業している親の帰宅時間をみると、22時以降に帰宅する父親の割合は、平成24年度に比べて増加し、平成29年は2割を超えています。
また、18時より前に帰宅する母親の割合は5割弱で、平成24年より若干ですが、帰宅時間の遅い母親の割合が高くなっています。

図表30 帰宅時間

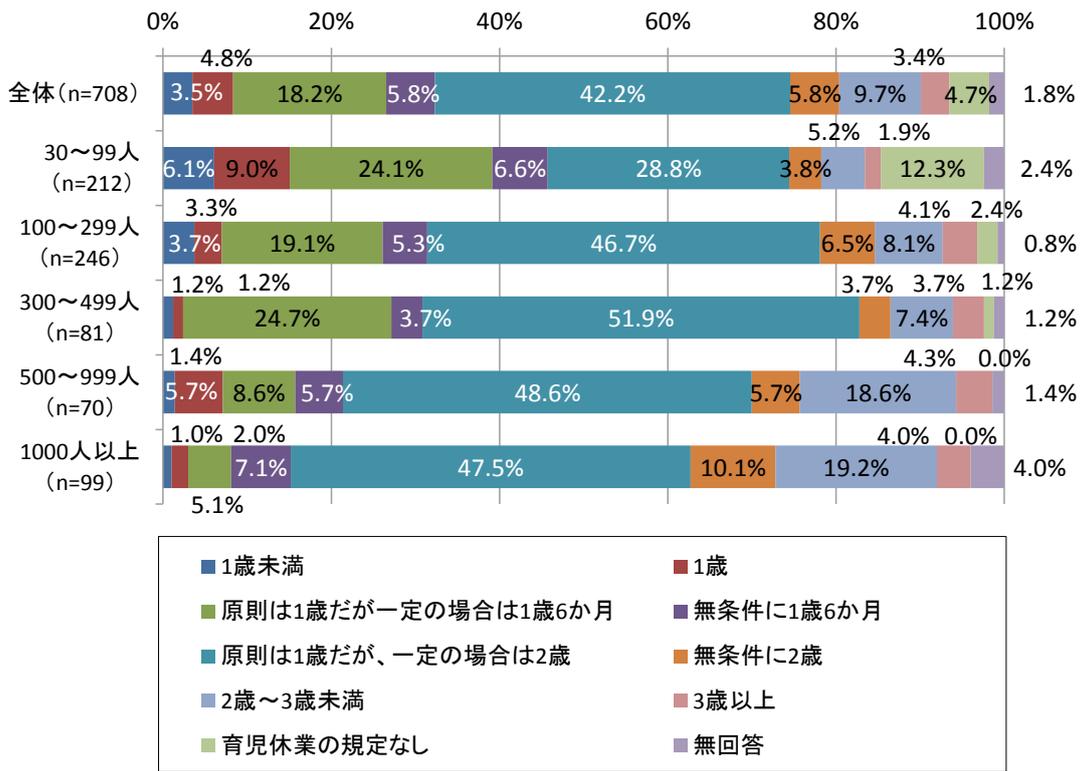


資料：東京都福祉保健局「平成29年度東京都福祉保健基礎調査」

イ 育児休業の取得状況等

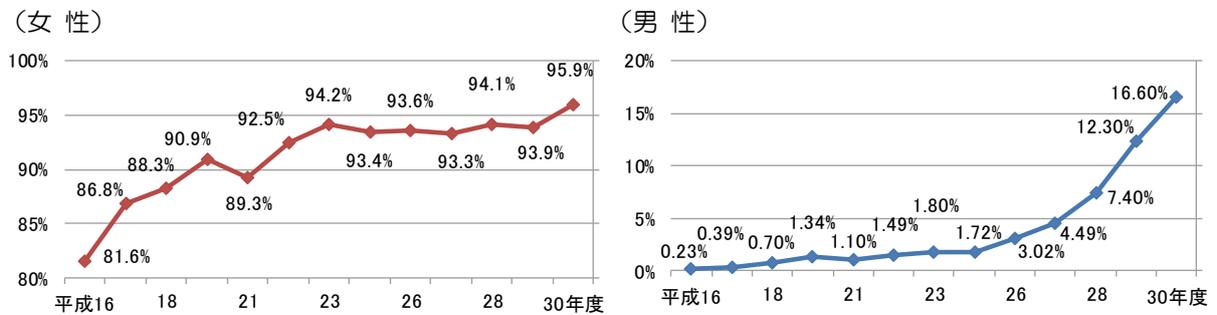
- 育児・介護休業法には、1歳に満たない子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができると定められています。また、平成29年10月から、保育所に入れない場合など、2歳まで育児休業取得を可能とする法改正がされました。
- 東京都では、ほとんどの企業が育児休業規定を設けており、取得可能期間は育児・介護休業法に則った「原則は1歳だが一定の場合は2歳」の企業が約4割を占めています。しかしながら、女性の育児休業取得率が、平成30年度には95.9%であるのに対して、男性の取得率は16.6%と、以前より上昇してはいるものの、依然として低い状況です。

図表31 育児休業の取得可能期間



資料：東京都産業労働局「平成30年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

図表32 育児休業取得率（東京都）

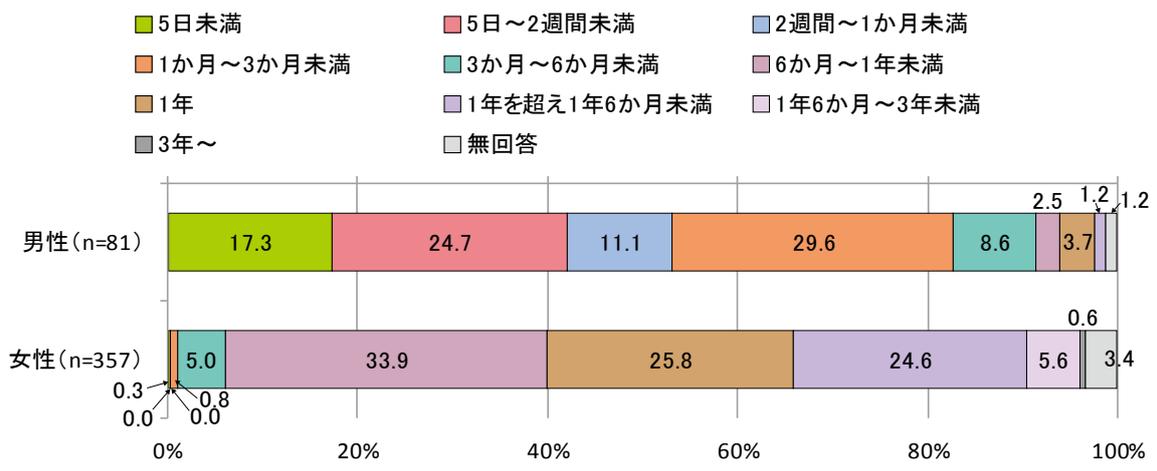


資料：東京都産業労働局「平成30年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

注：平成24年度はデータなし

- 育児休業取得者及び申し出た従業員がいる事業所に対し、育児休業取得期間はどのくらいか尋ねたところ、男性では「1か月～3か月未満」(29.6%)が最も多く、次いで「5日～2週間未満」(24.7%)となっています。女性では「6か月～1年未満」(33.9%)が最も多く、次いで「1年」(25.8%)、「1年を超え1年6か月未満」(24.6%)となっています。

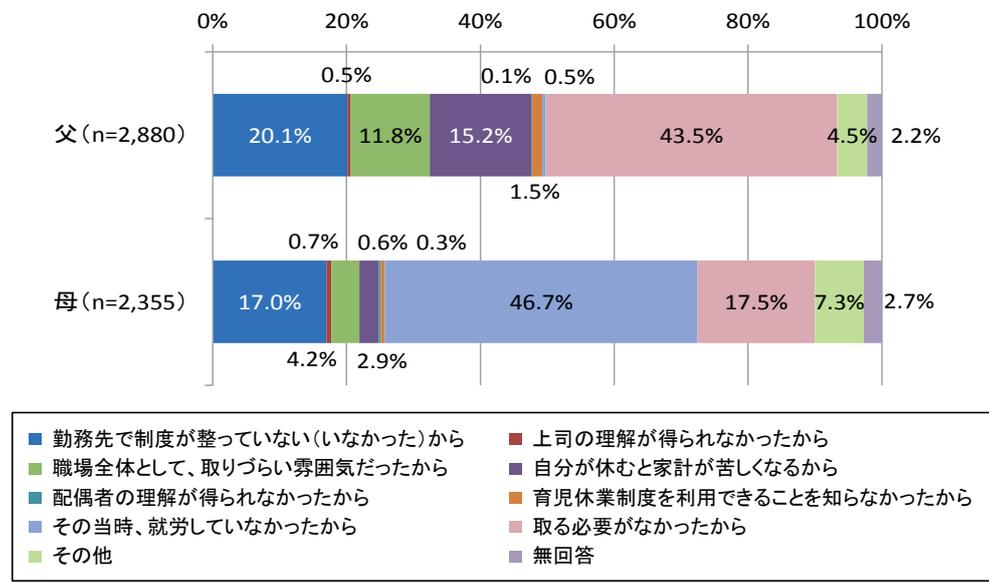
図表33 育児休業の取得期間（東京都）



資料：東京都産業労働局「平成30年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

- 育児休業を取得しなかった理由については、男性は「取る必要がなかったから」、女性は「その当時、就労していなかったから」の割合が高くなっていますが、「勤務先で制度が整っていない(いなかった)から」、「職場全体として、取りづらい雰囲気だから」、「職場全体として、取りづらい雰囲気だから」、「自分が休むと家計が苦しくなるから」といった理由で取得できなかった人もいます。

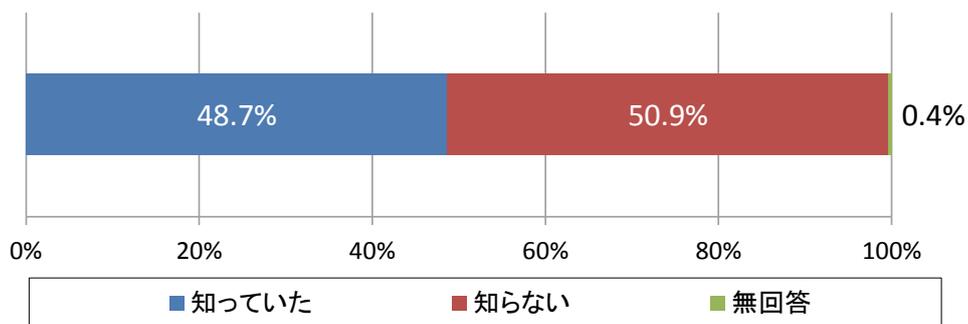
図表34 育児休業を取得しなかった理由（東京都）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成29年度）

- 育児・介護休業法には、小学校就学前の子を養育する労働者が、子供の看護（病気・けが）のために、申請により、子1人の場合1年に5日まで、2人以上の場合1年に10日まで休暇を取得することができる看護休暇制度が定められています。
- しかしながら、看護休暇制度の認知度をみると「知らない」（50.9%）が「知っていた」（48.7%）を上回っています。

図表35 看護休暇制度の認知度（n=1,245）（東京都）

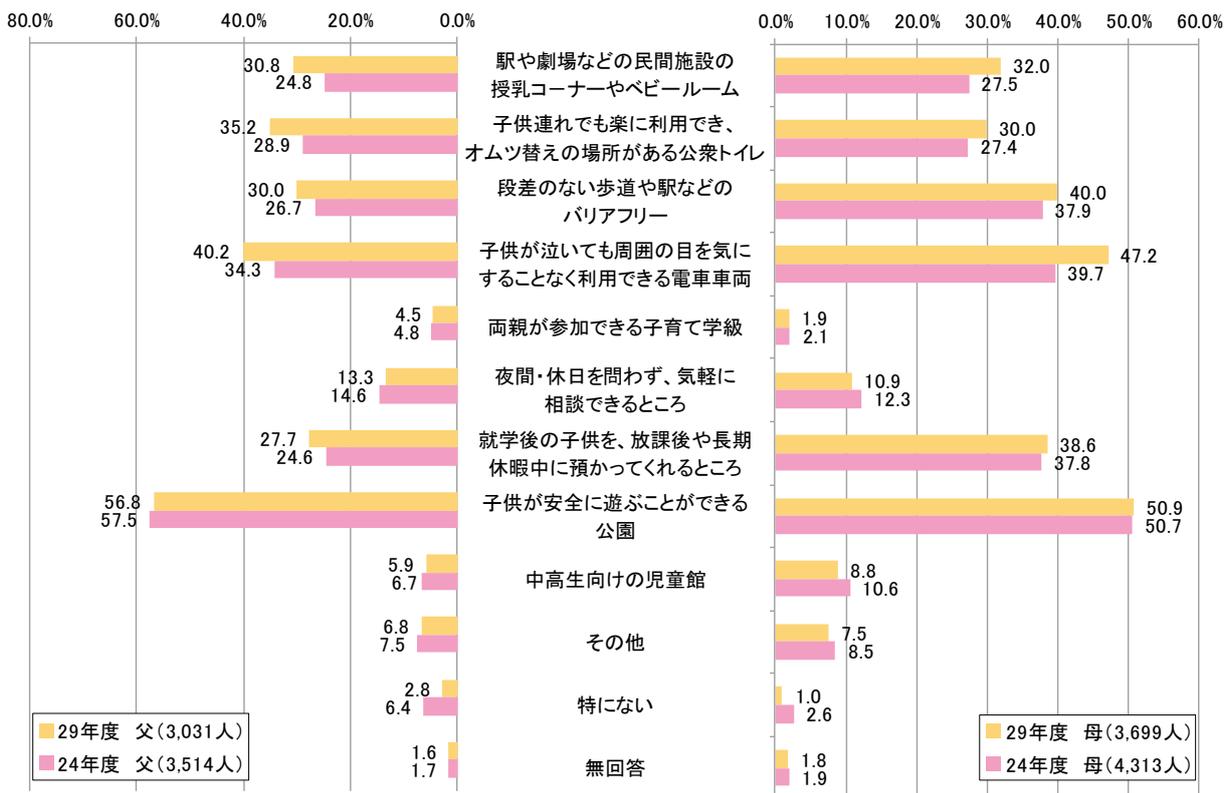


資料：東京都産業労働局「平成30年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

(7) 子供の安全・安心

○ 子育て中の父母に、子育てをする上で整備してほしいものを尋ねたところ、「子供が安全に遊ぶことができる公園」、「子供が泣いても周囲の目を気にすることなく利用できる電車車両」、「駅や劇場などの民間施設の授乳コーナーやベビールーム」、「段差のない歩道や駅などのバリアフリー」などが上位を占めています。

図表36 子育てをしていく上で整備してほしいもの（東京都）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成29年度）

- 平成30年度の東京都の調査では、調査対象の小学生の約6割がスマートフォンを利用しています。1日のインターネット利用時間をみると、小学生では、「1時間程度」、「ほとんど使わない」の割合が高く、中学生では「2時間程度」の割合が高くなっています。また、高校生になると「3時間程度」の割合が高くなっています。
- 通信系機器や、インターネットの利用が普及する一方、「メールやSNSに書き込んだ文章が原因で友達とけんかになった」、「無料通信アプリなどのグループで仲間外れにされたり、勝手に退会させられたりした」などのトラブルも報告されています。

図表37 通信系機器の利用状況（東京都）

| 学校種 | (N) | 通信系機器の利用状況割合(%) | | | | | | | 無回答 |
|--------|--------|-----------------|--------------|--------------|-----------|----------|---------------------|-----|-----|
| | | ① 携帯電話 | ② スマートフォン | ③ タブレット端末 | ④ パソコン | ⑤ ゲーム | ⑥ 携帯型 音楽プレーヤー | | |
| 全体 | 23,087 | 23.0 | 72.7 | 50.3 | 42.4 | 65.9 | 18.8 | 2.3 | |
| 小学校 | 14,373 | 30.5 | 63.9 | 55.7 | 39.8 | 71.8 | 14.8 | 3.0 | |
| 中学校 | 5,317 | 12.4 | 82.7 | 46.4 | 46.6 | 61.9 | 27.1 | 1.2 | |
| 高等学校 | 2,993 | 6.7 | 97.3 | 32.5 | 47.1 | 46.4 | 24.0 | 0.5 | |
| 特別支援学校 | 404 | 16.8 | 68.1 | 41.8 | 44.1 | 54.0 | 13.6 | 5.9 | |

資料：東京都教育庁 平成30年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」

図表38 1日のインターネット利用時間（東京都）

| 学校種 | (N) | 一日のインターネット利用時間割合(%) | | | | | | | | 無回答 |
|--------|--------|---------------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|---------------|-----|
| | | ① 1時間程度 | ② 2時間程度 | ③ 3時間程度 | ④ 4時間程度 | ⑤ 5時間程度 | ⑥ 6時間程度 | ⑦ 6時間を超える | ⑧ ほとんど使わない | |
| 全体 | 20,229 | 27.2 | 21.7 | 14.5 | 7.8 | 4.2 | 2.8 | 6.1 | 14.3 | 1.5 |
| 小学校 | 11,761 | 35.2 | 19.4 | 9.6 | 4.5 | 2.5 | 1.6 | 3.4 | 21.4 | 2.2 |
| 中学校 | 5,178 | 19.5 | 28.2 | 21.1 | 10.9 | 5.3 | 2.9 | 6.0 | 5.7 | 0.3 |
| 高等学校 | 2,950 | 9.8 | 19.5 | 22.3 | 15.4 | 8.3 | 6.8 | 15.7 | 1.9 | 0.3 |
| 特別支援学校 | 340 | 18.8 | 18.2 | 13.8 | 8.2 | 5.9 | 7.1 | 15.9 | 6.2 | 5.9 |

資料：東京都教育庁 平成30年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」

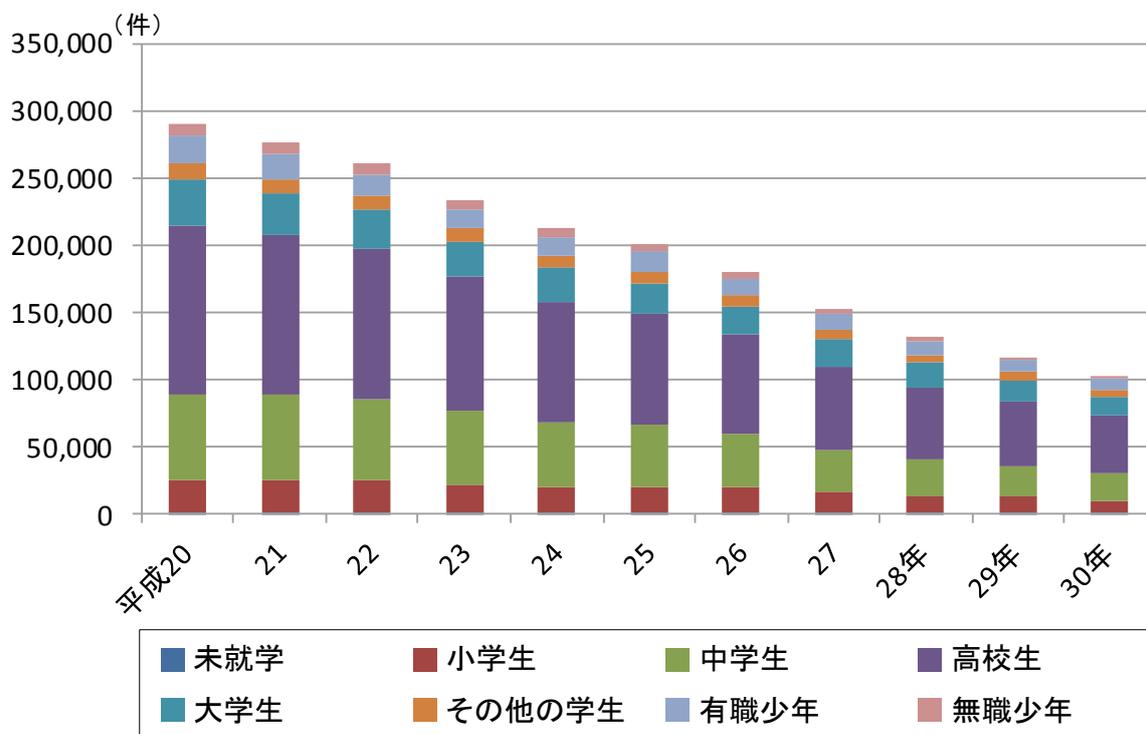
図表39 トラブルや嫌な思い／お子さんから受けた相談（東京都）

| 学校種 | 年度 | (N) | トラブルや嫌な思い／お子さんから受けた相談割合(%) | | | | |
|--------|-------|-------|--|---|---|----------|------|
| | | | ① メールやSNSに書き込んだ文章 が原因で友達とけんかになった | ② グループ内や、誰もが見られるところ で、自分の悪口や個人情報を書か れた | ③ 無料通話アプリなどのグループで 仲間外れにされたり、勝手に退会さ せられたりした | ④ その他 | 無回答 |
| 全体 | 児童・生徒 | 1,401 | 24.6 | 19.8 | 16.5 | 46.7 | 6.4 |
| | 保護者 | 447 | 32.4 | 22.4 | 13.9 | 43.6 | 3.8 |
| 小学校 | 児童・生徒 | 695 | 14.1 | 11.4 | 17.4 | 55.0 | 10.1 |
| | 保護者 | 178 | 28.1 | 18.0 | 14.6 | 47.8 | 5.1 |
| 中学校 | 生徒 | 427 | 31.6 | 26.0 | 16.9 | 43.8 | 2.1 |
| | 保護者 | 188 | 32.4 | 23.4 | 12.8 | 44.1 | 2.7 |
| 高等学校 | 生徒 | 232 | 40.1 | 33.2 | 11.2 | 31.9 | 2.6 |
| | 保護者 | 63 | 33.3 | 30.2 | 9.5 | 34.9 | 4.8 |
| 特別支援学校 | 児童・生徒 | 47 | 38.3 | 21.3 | 25.5 | 23.4 | 8.5 |
| | 保護者 | 18 | 72.2 | 27.8 | 33.3 | 27.8 | 0.0 |

資料：東京都教育庁 平成30年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」

○ 全国における少年（20歳未満）が被害者となる刑法犯の認知件数は、平成20年が29万206件、平成30年が10万2,524件と10年間で約65%減少しています。しかしながら、未就学児については、平成24年以降、微増傾向にあり、被害件数全体に占める割合は増加しています。

図表40 少年が主たる被害者となる刑法犯の認知件数の推移（全国）



単位：件

| | 平成20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総数 | 290,206 | 276,956 | 260,759 | 233,725 | 211,821 | 199,999 | 179,915 | 151,644 | 131,148 | 116,563 | 102,524 |
| うち未就学 | 503 | 405 | 472 | 451 | 470 | 461 | 528 | 551 | 613 | 620 | 643 |
| うち小学生 | 24,430 | 24,684 | 24,060 | 21,892 | 19,908 | 20,058 | 18,668 | 15,319 | 13,042 | 11,811 | 9,680 |

資料：警察庁生活安全局少年課「平成30年中における少年非行、児童虐待、及び子供の性被害の状況」

注：総数は、20歳未満の件数

(8) 子供の貧困

- 「相対的貧困率」は、国民一人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言います。平成27年の相対的貧困率は15.6%で、うち17歳以下の子供の貧困率は13.9%となっています。
- また、18歳未満の子供がいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、平成27年は12.9%となっています。そのうち、大人が2人以上いる世帯は10.7%であるのに対し、大人が1人の世帯では50.8%と約半数を占め、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。
- 諸外国との比較では、相対的貧困率はOECD加盟国中6番目に高いほか、ひとり親世帯の相対的貧困率については、データが公表されている加盟国の中で、最も高くなっています。

図表41 (参考) 相対的貧困率の年次推移 (全国)

単位：%

| | 平成6年 (1994年) | 平成9年 (1997年) | 平成12年 (2000年) | 平成15年 (2003年) | 平成18年 (2006年) | 平成21年 (2009年) | 平成24年 (2012年) | 平成27年 (2015年) |
|-----------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 子供がいる現役世帯 | 11.3 | 12.2 | 13.0 | 12.5 | 12.2 | 14.6 | 15.1 | 12.9 |
| 大人が1人 | 53.5 | 63.1 | 58.2 | 58.7 | 54.3 | 50.8 | 54.6 | 50.8 |
| 大人が2人以上 | 10.2 | 10.8 | 11.5 | 10.5 | 10.2 | 12.7 | 12.4 | 10.7 |
| 相対的貧困率 | 13.8 | 14.6 | 15.3 | 14.9 | 15.7 | 16.0 | 16.1 | 15.6 |
| 子どもの貧困率 | 12.2 | 13.4 | 14.4 | 13.7 | 14.2 | 15.7 | 16.3 | 13.9 |

資料：厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」

注：相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものをを用いて算出

注：平成6年の数値は兵庫県を除いたもの

注：平成27年の数値は熊本県を除いたもの

注：大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

注：等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

図表42 (参考) 貧困率の国際比較

| 相対的貧困率 | | | 子どもの貧困率 | | | 子どもがいる世帯の相対的貧困率 | | | | | | | | |
|--------|----------|------|---------|----------|------|-----------------|----------|-------|----|----------|---------|----|----------|------|
| 順位 | 国名 | 割合 | 順位 | 国名 | 割合 | 合計 | | 大人が一人 | | | 大人が二人以上 | | | |
| | | | | | | 順位 | 国名 | 割合 | 順位 | 国名 | 割合 | 順位 | 国名 | 割合 |
| 1 | チェコ | 5.8 | 1 | デンマーク | 3.7 | 1 | デンマーク | 3.0 | 1 | デンマーク | 9.3 | 1 | ドイツ | 2.6 |
| 2 | デンマーク | 6.0 | 2 | フィンランド | 3.9 | 2 | フィンランド | 3.7 | 2 | フィンランド | 11.4 | 2 | デンマーク | 2.6 |
| 3 | アイスランド | 6.4 | 3 | ノルウェー | 5.1 | 3 | ノルウェー | 4.4 | 3 | ノルウェー | 14.7 | 3 | ノルウェー | 2.8 |
| 4 | ハンガリー | 6.8 | 4 | アイスランド | 7.1 | 4 | アイスランド | 6.3 | 4 | スロヴァキア | 15.9 | 4 | フィンランド | 3.0 |
| 5 | ルクセンブルク | 7.2 | 5 | オーストリア | 8.2 | 5 | オーストリア | 6.7 | 5 | 英国 | 16.9 | 5 | アイスランド | 3.4 |
| 6 | フィンランド | 7.3 | 6 | スウェーデン | 8.2 | 6 | スウェーデン | 6.9 | 6 | スウェーデン | 18.6 | 6 | スウェーデン | 4.3 |
| 7 | ノルウェー | 7.5 | 7 | チェコ | 9.0 | 7 | ドイツ | 7.1 | 7 | アイルランド | 19.5 | 7 | オーストリア | 5.4 |
| 8 | オランダ | 7.5 | 8 | ドイツ | 9.1 | 8 | チェコ | 7.6 | 8 | フランス | 25.3 | 8 | オランダ | 5.4 |
| 9 | スロヴァキア | 7.8 | 9 | スロベニア | 9.4 | 9 | オランダ | 7.9 | 9 | ポーランド | 25.3 | 9 | フランス | 5.6 |
| 10 | フランス | 7.9 | 10 | ハンガリー | 9.4 | 10 | スロベニア | 8.2 | 10 | オーストリア | 25.7 | 10 | チェコ | 6.0 |
| 11 | オーストリア | 8.1 | 11 | 韓国 | 9.4 | 11 | フランス | 8.7 | 11 | アイスランド | 27.1 | 11 | スロベニア | 6.7 |
| 12 | ドイツ | 8.8 | 12 | 英国 | 9.8 | 12 | スイス | 8.7 | 12 | ギリシャ | 27.1 | 12 | スイス | 7.2 |
| 13 | アイルランド | 9.0 | 13 | スイス | 9.8 | 13 | ハンガリー | 9.0 | 13 | ニュージーランド | 28.8 | 13 | ハンガリー | 7.5 |
| 14 | スウェーデン | 9.1 | 14 | オランダ | 9.9 | 14 | 英国 | 9.2 | 14 | ポルトガル | 30.9 | 14 | ベルギー | 7.5 |
| 15 | スロベニア | 9.2 | 15 | アイルランド | 10.2 | 15 | アイルランド | 9.7 | 15 | メキシコ | 31.3 | 15 | ニュージーランド | 7.9 |
| 16 | スイス | 9.5 | 16 | フランス | 11.0 | 16 | ルクセンブルク | 9.9 | 16 | オランダ | 31.3 | 16 | ルクセンブルク | 7.9 |
| 17 | ベルギー | 9.7 | 17 | ルクセンブルク | 11.4 | 17 | ニュージーランド | 10.4 | 17 | スイス | 31.6 | 17 | 英国 | 7.9 |
| 18 | 英国 | 9.9 | 18 | スロヴァキア | 12.1 | 18 | ベルギー | 10.5 | 18 | エストニア | 31.9 | 18 | アイルランド | 8.3 |
| 19 | ニュージーランド | 10.3 | 19 | エストニア | 12.4 | 19 | スロヴァキア | 10.9 | 19 | ハンガリー | 32.7 | 19 | オーストラリア | 8.6 |
| 20 | ポーランド | 11.0 | 20 | ベルギー | 12.8 | 20 | エストニア | 11.4 | 20 | チェコ | 33.2 | 20 | カナダ | 9.3 |
| 21 | ポルトガル | 11.4 | 21 | ニュージーランド | 13.3 | 21 | カナダ | 11.9 | 21 | スロベニア | 33.4 | 21 | エストニア | 9.7 |
| 22 | エストニア | 11.7 | 22 | ポーランド | 13.6 | 22 | ポーランド | 12.1 | 22 | ドイツ | 34.0 | 22 | スロヴァキア | 10.7 |
| 23 | カナダ | 11.9 | 23 | カナダ | 14.0 | 23 | オーストラリア | 12.5 | 23 | ベルギー | 34.3 | 23 | ポーランド | 11.8 |
| 24 | イタリア | 13.0 | 24 | オーストラリア | 15.1 | 24 | ポルトガル | 14.2 | 24 | イタリア | 35.2 | 24 | 日本 | 12.7 |
| 25 | ギリシャ | 14.3 | 25 | 日本 | 15.7 | 25 | 日本 | 14.6 | 25 | トルコ | 38.2 | 25 | ポルトガル | 13.1 |
| 26 | オーストラリア | 14.5 | 26 | ポルトガル | 16.2 | 26 | ギリシャ | 15.8 | 26 | スペイン | 38.8 | 26 | アメリカ | 15.2 |
| 27 | 韓国 | 14.9 | 27 | ギリシャ | 17.7 | 27 | イタリア | 16.6 | 27 | カナダ | 39.8 | 27 | ギリシャ | 15.2 |
| 28 | スペイン | 15.4 | 28 | イタリア | 17.8 | 28 | アメリカ | 18.6 | 28 | ルクセンブルク | 44.2 | 28 | イタリア | 15.4 |
| 29 | 日本 | 16.0 | 29 | スペイン | 20.5 | 29 | スペイン | 18.9 | 29 | オーストラリア | 44.9 | 29 | チリ | 17.9 |
| 30 | アメリカ | 17.4 | 30 | アメリカ | 21.2 | 30 | チリ | 20.5 | 30 | アメリカ | 45.0 | 30 | スペイン | 18.2 |
| 31 | チリ | 18.0 | 31 | チリ | 23.9 | 31 | メキシコ | 21.5 | 31 | イスラエル | 47.7 | 31 | メキシコ | 21.0 |
| 32 | トルコ | 19.3 | 32 | メキシコ | 24.5 | 32 | トルコ | 22.9 | 32 | チリ | 49.0 | 32 | トルコ | 22.6 |
| 33 | メキシコ | 20.4 | 33 | トルコ | 27.5 | 33 | イスラエル | 24.3 | 33 | 日本 | 50.8 | 33 | イスラエル | 13.3 |
| 34 | イスラエル | 20.9 | 34 | イスラエル | 28.5 | - | 韓国 | - | - | 韓国 | - | - | 韓国 | - |
| | OECD平均 | 11.3 | | OECD平均 | 13.3 | | OECD平均 | 11.6 | | OECD平均 | 31.0 | | OECD平均 | 9.9 |

資料：内閣府「平成26年版子ども・若者白書（全体版）」出所：OECD（2014）Family database “Child poverty”
 注：ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は2009年、チリの数値は2011年。

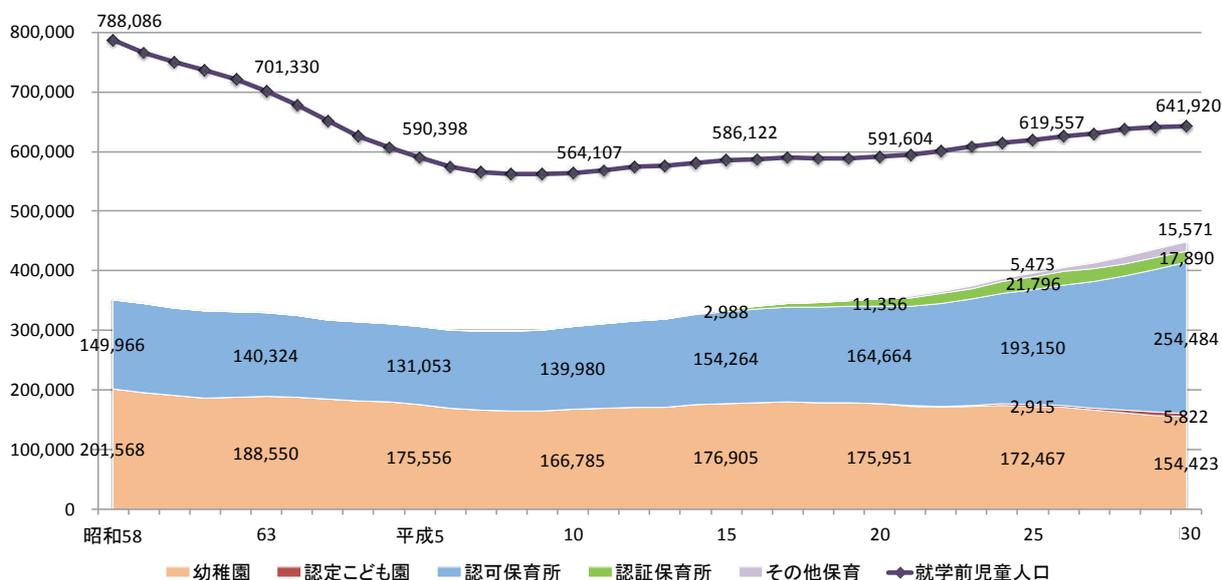
2 東京都における子供・子育て支援の状況

これまでみてきた状況に対応するため、都は、様々な施策を展開してきました。
ここでは、現在、都が取り組んでいる子供・子育て施策の実施状況について概観します。

(1) 幼稚園・保育サービスの利用状況

- 過去約30年間の教育・保育施設等の利用状況の推移を見ると、幼稚園の利用児童数が緩やかに減少する一方、保育施設等の利用児童数は増加しています。

図表43 幼稚園・保育施設等の利用状況の推移



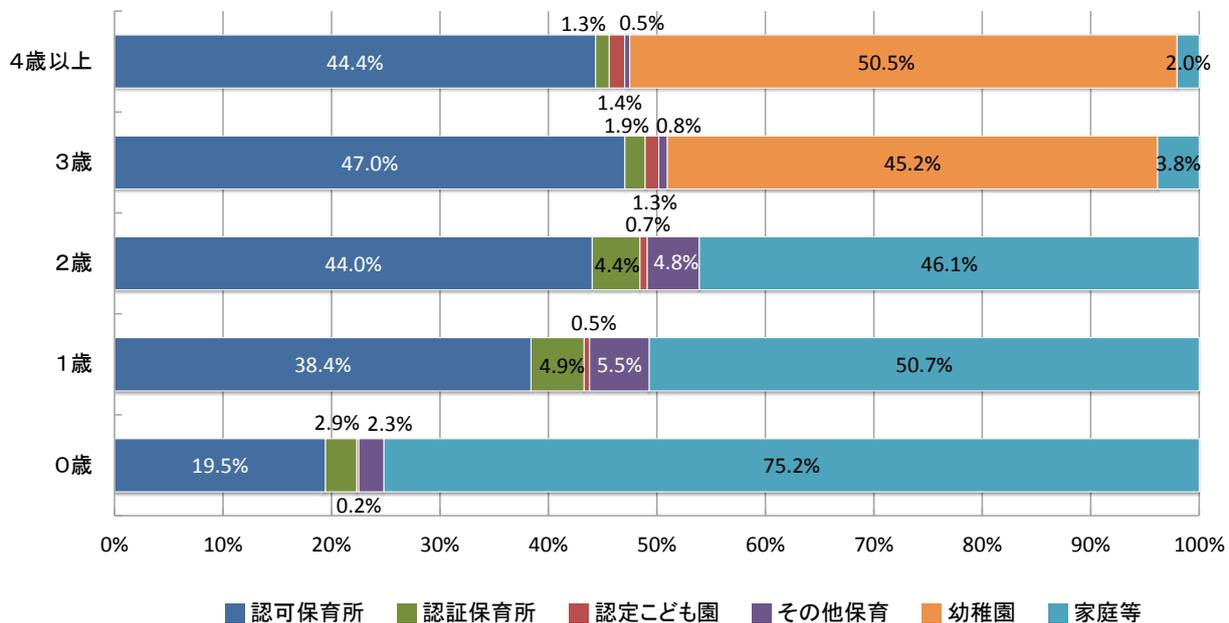
資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）、
東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都福祉保健局

注：幼稚園は各年5月1日現在、認可保育所、認証保育所、認定こども園及びその他保育は各年4月1日現在、就学前児童数は各年1月1日現在

注：認定こども園の利用児童数は、幼保連携型及び幼稚園型を利用する保育を必要とする子の合計

○ 都における教育・保育施設等の年齢別利用状況を見ると、3歳で幼稚園の利用割合が45.2%、4歳以上では50.5%となります。

図表44 教育・保育施設等の年齢別利用状況（平成30年）



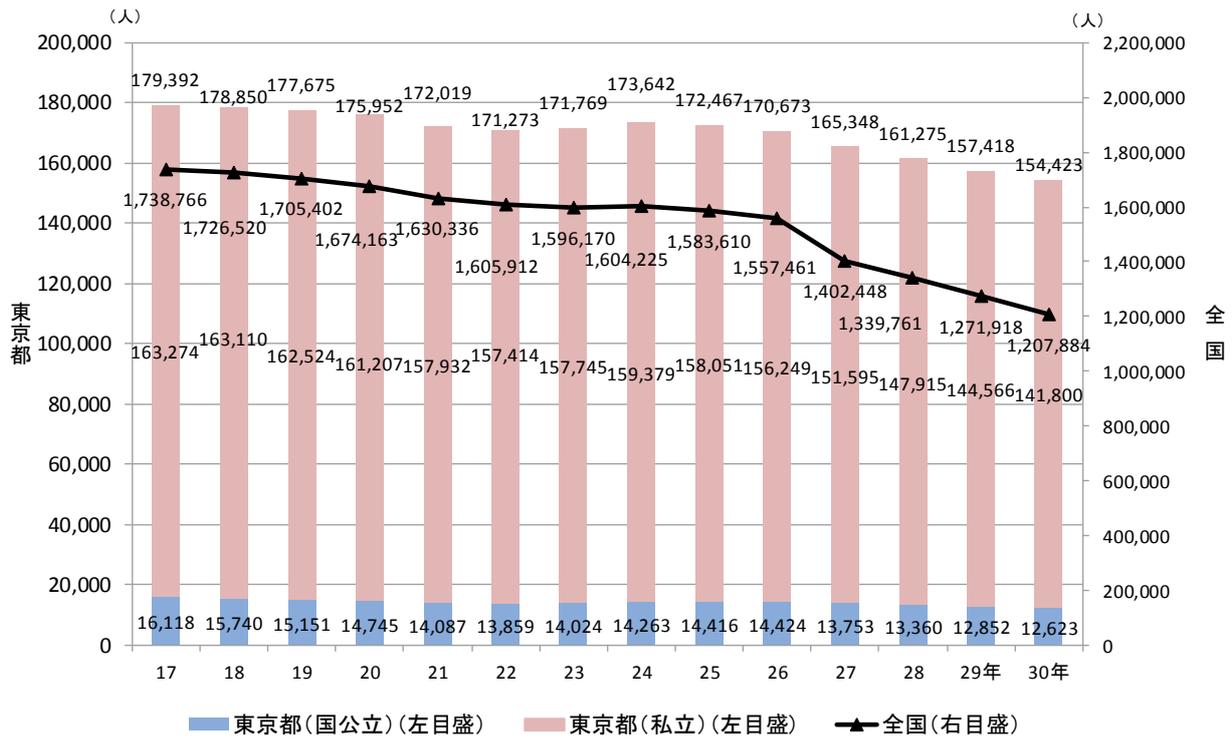
資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（平成30年1月1日現在）、
東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都福祉保健局

(2) 幼稚園の状況

ア 在園児数

○ 東京都の幼稚園の状況について見ると、在園児数は、平成23年に増加に転じましたが、平成25年から再び減少しています。全国の在園児数は、減少傾向が続いています。

図表45 幼稚園児数（全国・東京都）

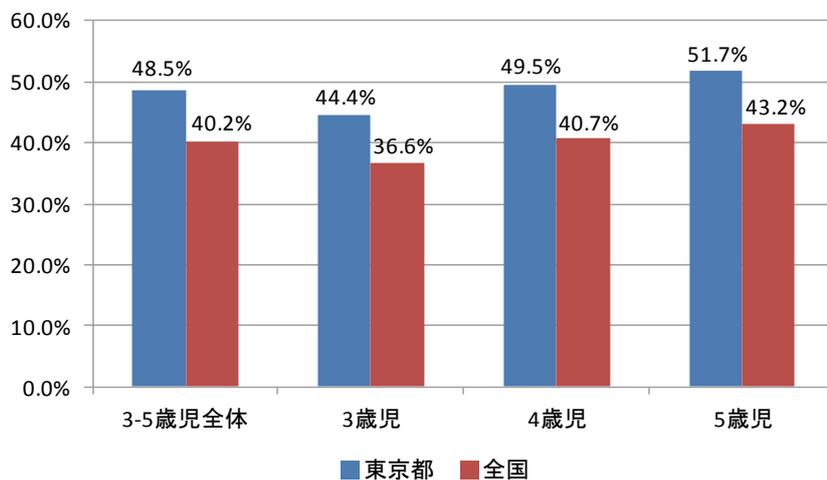


資料：文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校調査基本報告」

イ 就園率

- 東京都の3～5歳児童の幼稚園就園率は48.5%であり、いずれの年齢においても全国
の就園率より高くなっています。

図表46 年齢別幼稚園就園状況（平成30年）



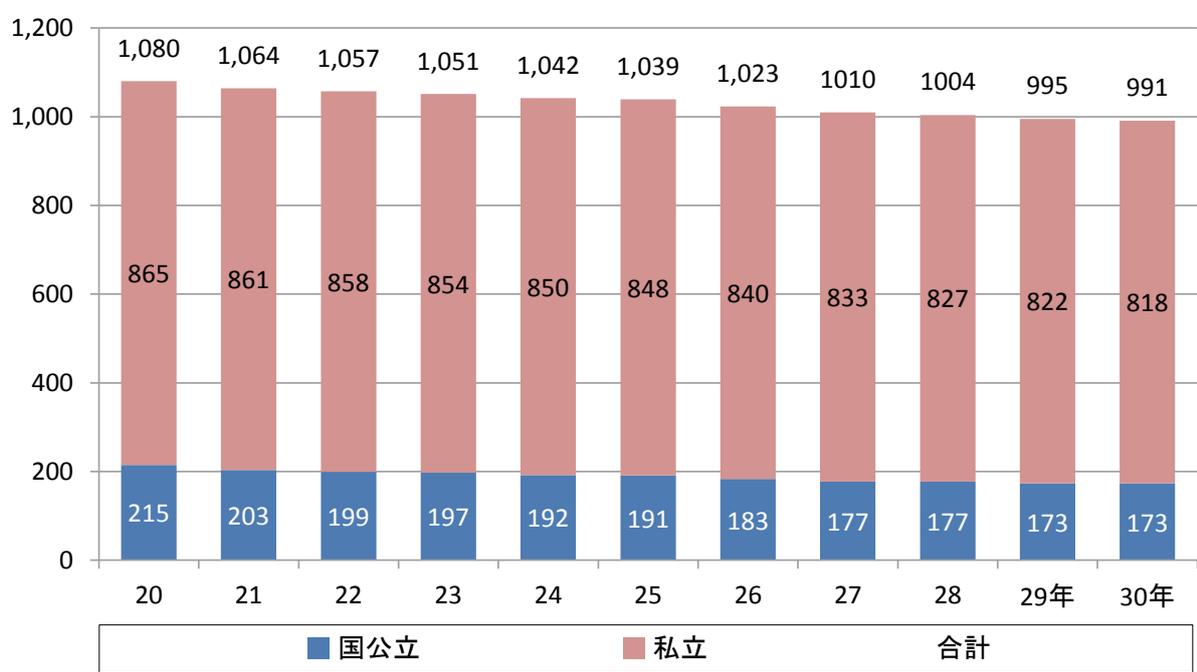
資料：総務省「人口推計」、文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都教育庁「教育人口等推計報告書」

注：全国は、平成29年10月現在の年齢別人口（総務省「人口推計」）と平成30年5月1日現在の園児数（文部科学省「学校基本調査」）より算出

ウ 幼稚園数

○ 東京都の幼稚園数は、徐々に減少しています。

図表47 幼稚園数（東京都）

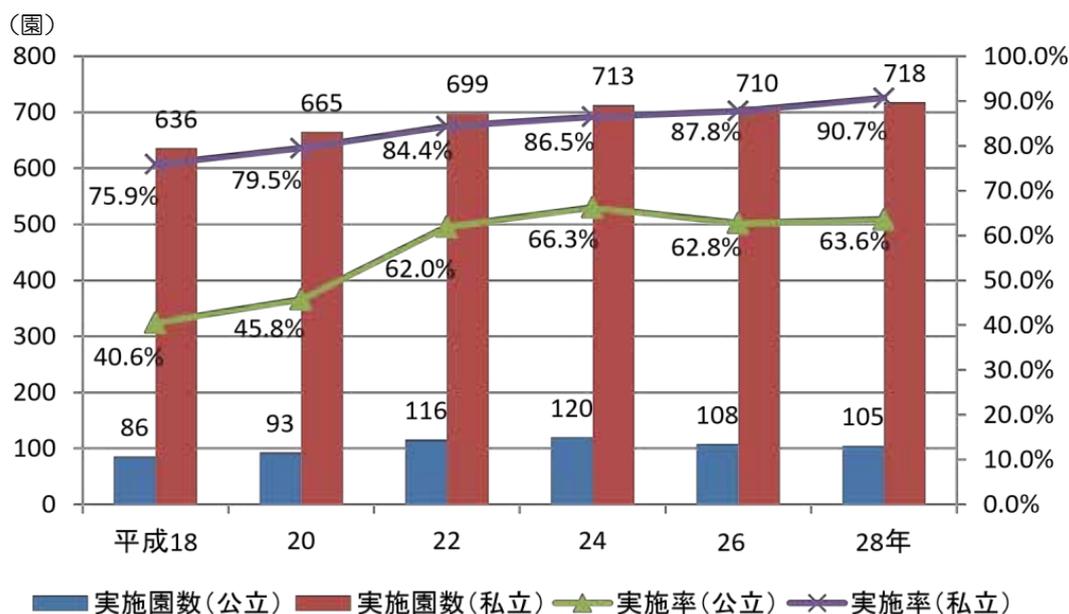


資料：東京都総務局「学校基本調査報告」
 注：幼稚園数は、休園している園も含む。

エ 預かり保育

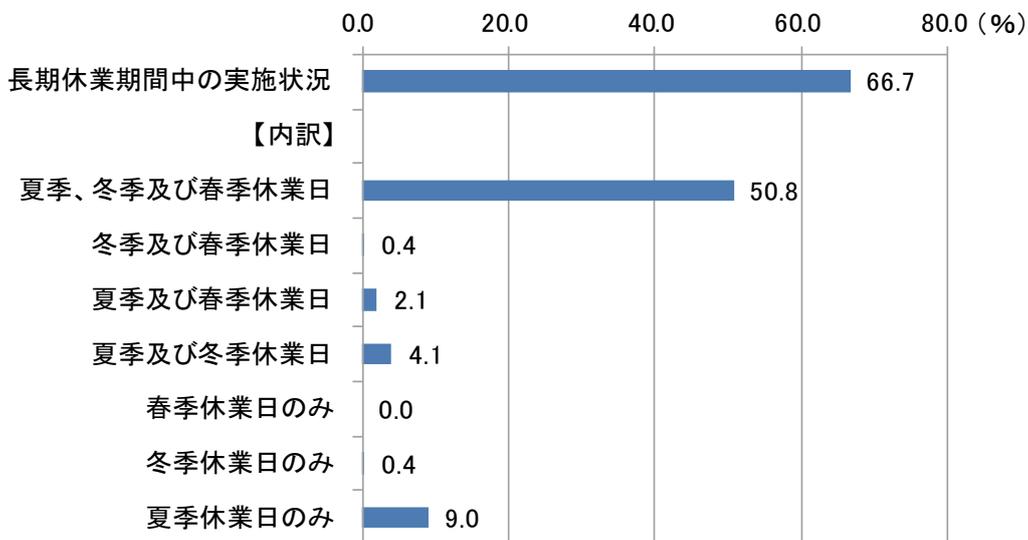
- 預かり保育とは、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動のことです。東京都においては、公立で約6割、私立で約9割の幼稚園が預かり保育を実施しています。
- 長期休業期間中の預かり保育の実施状況を見てみると、平成28年の実施率は66.7%であり、夏季、冬季及び春季休業日のいずれも実施している割合は50.8%となっています。

図表48 預かり保育実施状況



資料：文部科学省調査「幼児教育に係る実態調査」

図表49 長期休業期間中の預かり保育実施状況（平成28年）

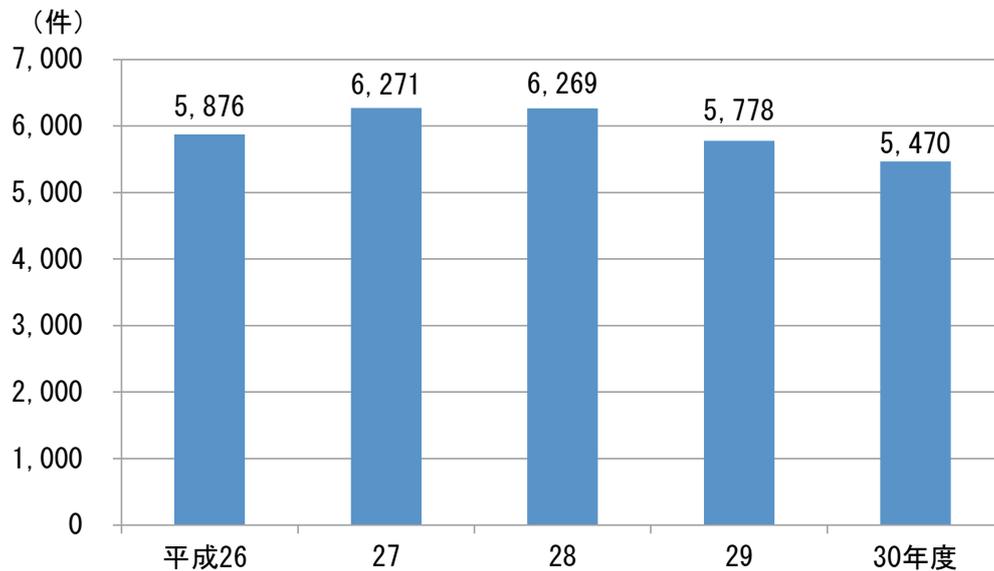


資料：文部科学省調査「幼児教育に係る実態調査」

オ 幼稚園教諭免許状授与件数

- 東京都教育委員会が授与した幼稚園教諭免許状の件数は、約5,500件から6,000件前後で推移しています。

図表50 幼稚園教諭免許状授与状況（東京都教育委員会授与分）

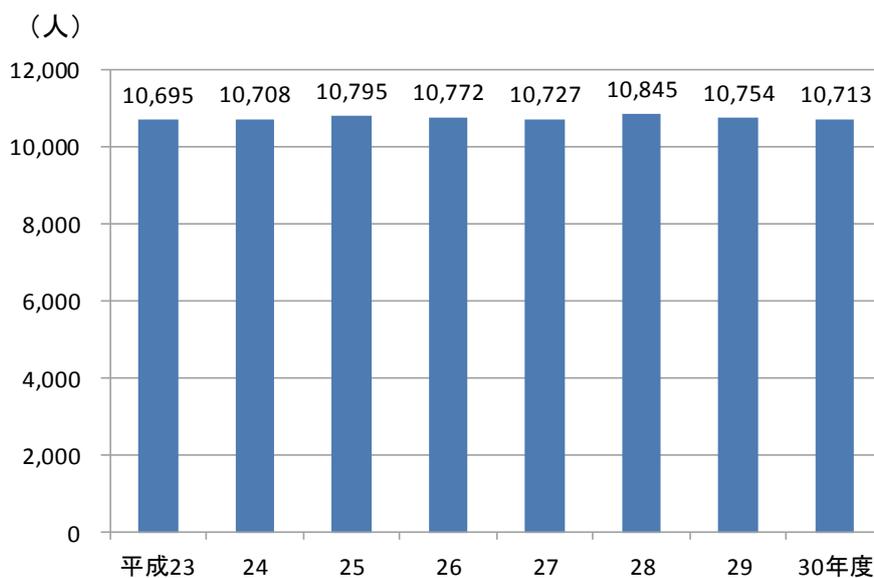


資料：文部科学省「教員免許状授与件数等調査」
注：東京都教育庁の報告数

カ 教員数

- 東京都の幼稚園の教員数（本務教員数）は、1万人強で推移しています。

図表51 教員数（東京都）



資料：東京都総務局「学校基本調査報告」
注：本務者のみを計上

(3) 保育サービスの状況

ア 保育ニーズの状況

(保育サービスの利用状況)

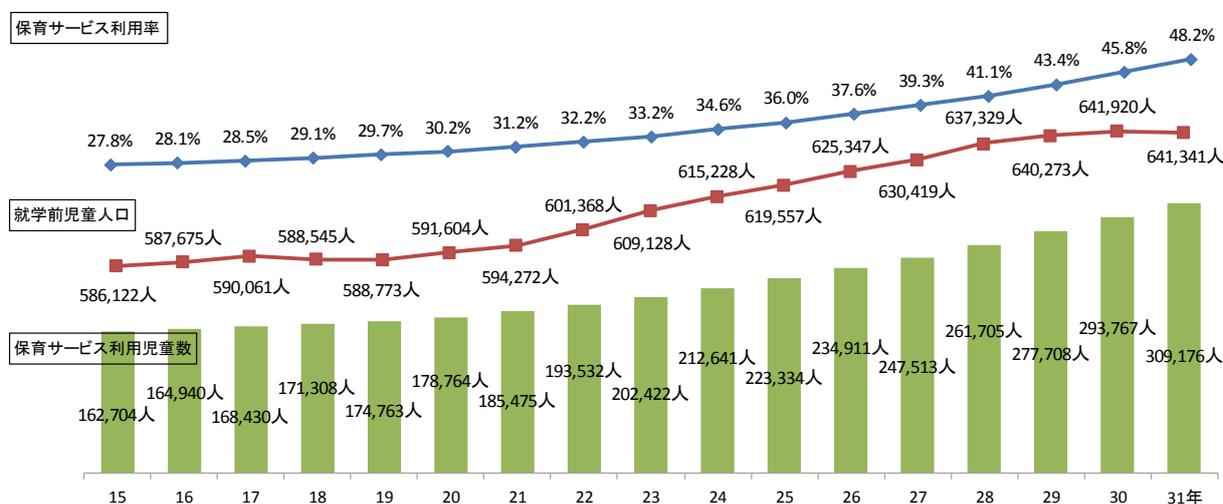
- 都における平成31年4月の状況をみると、認可保育所の定員充足率が9割以上、認証保育所の定員充足率が8割以上となっています。
- 保育サービスの利用児童数は、平成31年4月現在で309,176人、就学前児童人口に対する比率（利用率）は、48.2%となっています。保育サービス利用児童数、利用率ともに年々増加してきています。

図表52 認可保育所と認証保育所の利用状況（平成31年4月）

| | 認可保育所 | 認証保育所 |
|-------|----------|---------|
| 定員 | 285,121人 | 19,551人 |
| 利用児童数 | 269,627人 | 16,218人 |
| 定員充足率 | 94.6% | 83.0% |

資料：東京都福祉保健局

図表53 保育サービス利用児童数等（東京都）

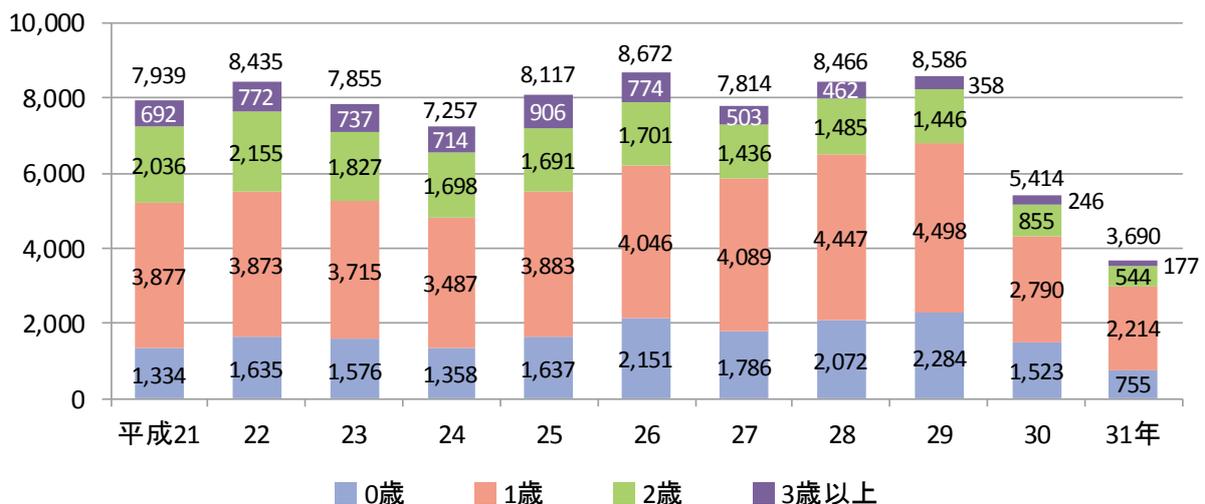


資料：東京都福祉保健局

(増加する保育ニーズへの対応)

- 保育を必要としているにもかかわらず、保育サービスを利用できない児童を、待機児童といいます。都内の待機児童数は、平成20年度に増加に転じ、その後、7千人から8千人台を推移してきました。待機児童の約9割は、0～2歳児が占めています。
- 都は、平成27年3月の本計画（第1期）の策定に際し、区市町村や保育事業者の負担を軽減する都独自の支援を行うとともに、多様な設置主体の参入を促すため、株式会社やNPO法人などが行う施設整備に対する独自補助を実施し、保育サービスの拡充を進めてきました。
- また、平成28年9月に、「待機児童解消に向けた緊急対策」を取りまとめ、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、平成28年4月1日から平成31年度末までの4年間で保育サービス利用児童数を7万人増やすことを目標としました。
- さらに、平成29年9月には、「待機児童解消に向けた追加対策」を取りまとめ、平成30年1月の「[3つのシティ]の実現に向けた政策の強化」において、平成29年4月1日から平成31年度末までの3年間で保育サービス利用児童数を6万人増やすことを新たな目標とし、更なる保育サービスの拡充を進めてきました。
- こうした取組の結果、第一期計画の策定前の平成26年4月1日から平成31年4月1日までの5年間で、保育サービス利用児童数は234,911人から309,176人と約7万4千人増加し、保育サービス利用率も37.6%から48.2%と上昇する中であっても、待機児童数は、8,672人から3,690人と約5千人減少しました。
- 保育ニーズに的確に対応していくためには、顕在化しているニーズだけでなく、今後の動向（潜在的ニーズ）を踏まえるとともに、地域における保育ニーズの変化にもきめ細かく対応していく必要があります。

図表54 都内の待機児童数（各年4月1日現在）



資料：東京都福祉保健局

イ 多様な保育サービス

- 都は、これまで、保育の実施主体である区市町村による、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域の実情に応じた多様な保育サービスの整備を支援してきました。
- また、ライフスタイルや就労形態の多様化、特に配慮を要する子供が増加する中、実施主体である区市町村が、延長保育や夜間保育、病児保育、医療的ケア児対応など、ニーズに応じたきめ細かい保育の提供を行うよう、支援する必要があります。

図表55 保育サービス種別ごとの利用児童数 各年4月1日現在

| | 認可 保育所 | 認証 保育所 | 認定 こども園 | 家庭的 保育事業 | 小規模 保育事業 | 事業所内 保育事業 | 居宅訪問型 保育事業 | 定期利用 保育事業 | 企業主導型 保育 | 区市町村 単独施策 | 合計 |
|------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|--------------|---------------|--------------|-------------|--------------|----------|
| 26年度 | 202,008 | 22,608人 | 3,304人 | 2,394人 | 676人 | - | - | 932人 | - | 2,989人 | 234,911人 |
| 27年度 | 213,259 | 21,616人 | 3,289人 | 1,847人 | 2,943人 | 96人 | 6人 | 711人 | - | 3,746人 | 247,513人 |
| 28年度 | 225,334 | 20,402人 | 4,296人 | 1,945人 | 4,496人 | 256人 | 15人 | 799人 | - | 4,162人 | 261,705人 |
| 29年度 | 239,709 | 19,169人 | 5,331人 | 1,902人 | 6,132人 | 420人 | 75人 | 955人 | 69人 | 3,946人 | 277,708人 |
| 30年度 | 254,484 | 17,890人 | 5,822人 | 1,669人 | 7,338人 | 684人 | 126人 | 1,285人 | 348人 | 4,121人 | 293,767人 |
| 31年度 | 269,627 | 16,218人 | 6,269人 | 1,640人 | 7,619人 | 752人 | 160人 | 1,201人 | 727人 | 4,963人 | 309,176人 |

資料：東京都福祉保健局

図表56 多様な保育サービスの実施状況 各年度補助事業実績

| | 保育所数 | 延長保育実施保育所数 (夜間保育を含む。) | | 休日保育実施 保育所数 |
|--------|---------|--------------------------|---------|----------------|
| | | うち2時間以上延長 | | |
| 平成26年度 | 2,019施設 | 1,831施設 | 561施設 | 61施設 |
| 27年度 | 2,184施設 | 2,008施設 | 639施設 | 67施設 |
| 28年度 | 2,342施設 | 2,140施設 | 757施設 | 67施設 |
| 29年度 | 2,558施設 | 2,314施設 | 857施設 | 52施設 |
| 30年度 | 2,811施設 | 2,638施設 | 1,076施設 | 53施設 |

| | 一時預かり 利用児童数 | 定期利用 保育利用 児童数 | 障害児保育 | | 病児・病後児 | |
|--------|----------------|---------------------|---------|--------|--------|-------|
| | | | 保育所数 | 児童数 | 実施区市 | 施設数 |
| 平成26年度 | 548,958人 | 218,913人 | 1,467施設 | 4,331人 | 49か所 | 126施設 |
| 27年度 | 1,025,666人 | 166,409人 | 1,587施設 | 4,659人 | 48か所 | 133施設 |
| 28年度 | 1,371,284人 | 165,757人 | 1,651施設 | 4,902人 | 48か所 | 134施設 |
| 29年度 | 2,189,740人 | 190,940人 | 1,772施設 | 5,215人 | 48か所 | 144施設 |
| 30年度 | 2,559,034人 | 229,769人 | 1,969施設 | 5,597人 | 49か所 | 150施設 |

資料：東京都福祉保健局

ウ 保育士

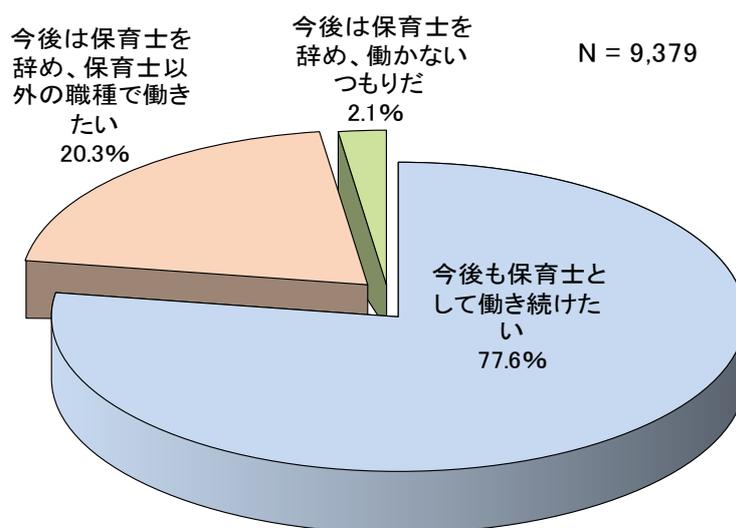
- 保育サービスの拡充を進める上で、保育人材の確保は極めて重要です。
- ここ数年の新規の保育士登録者数は、6千人台から8千人台で推移しています。登録簿記載者数は増加していますが、資格を有していても保育以外の分野に就業している方や退職して働いていない方も多く、こうした潜在保育士の活用も課題となっています。
- 平成30年度に実施した東京都保育士実態調査結果によると、現在保育に従事している保育士のうち8割近くの方が「今後も保育士として働きたい。」としています。約2割が退職の意向をもっていますが、退職意向の理由は、「給料が安い」、「仕事量が多い」、「労働時間が長い」など、勤務条件に関わるものが高い割合を示しています。

図表57 保育士登録数

| | 新規登録者数 | 登録簿記載者数 |
|--------|--------|----------|
| 平成26年度 | 6,707人 | 108,398人 |
| 27年度 | 7,831人 | 116,227人 |
| 28年度 | 8,869人 | 125,094人 |
| 29年度 | 8,442人 | 133,536人 |
| 30年度 | 8,034人 | 141,569人 |

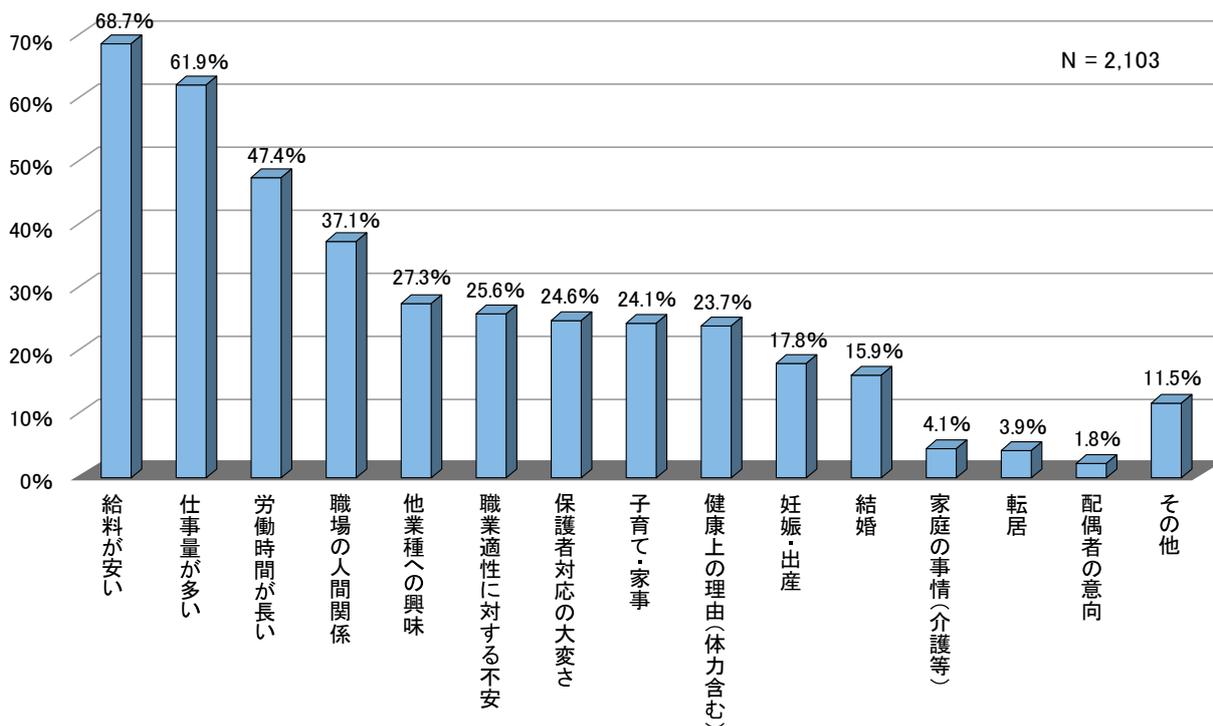
資料：東京都福祉保健局

図表58 現任保育士の就業継続に関する意識（平成30年）



資料：東京都福祉保健局「東京都保育士実態調査」

図表59 退職を考えている現任保育士の退職意向理由（平成30年）



資料：東京都福祉保健局「東京都保育士実態調査」

エ 質の確保及び向上

- 保育サービスは、児童に対する保育の実施にとどまらず、保護者に対する支援や、良質な保育環境によって、子供のより良い育ちに資するものでなくてはなりません。
- そのためには、多様な保育サービスの充実と合わせて、保育の質の確保・向上を図る必要があります。
- 保育人材の資質向上のための研修の受講促進、区市町村との連携による適切な指導監督、第三者評価の受審の促進のほか、事故防止の徹底や事故が発生した場合の再発防止の取組が重要です。

(4) 認定こども園の状況

- 東京都の認定こども園の認可・認定件数は145施設（平成31年4月1日現在）となっており、このうち幼稚園型が55施設、保育所型が51施設となっています。
- また、定員（平成31年4月1日現在）は、都全体で28,150人、そのうち保育を必要とする子の定員が12,623人、それ以外の子の定員が15,527人となっています。

図表60 認定こども園の認可・認定件数の推移（各年4月1日現在）（東京都）

| | 認可・認定件数 | 幼保連携型 | 幼稚園型 | 保育所型 | 地方裁量型 |
|-------|---------|-------|------|------|-------|
| 平成20年 | 19件 | 4件 | 9件 | 3件 | 3件 |
| 21年 | 33件 | 4件 | 20件 | 5件 | 4件 |
| 22年 | 51件 | 7件 | 32件 | 5件 | 7件 |
| 23年 | 65件 | 9件 | 40件 | 6件 | 10件 |
| 24年 | 74件 | 12件 | 43件 | 9件 | 10件 |
| 25年 | 91件 | 14件 | 46件 | 21件 | 10件 |
| 26年 | 103件 | 16件 | 51件 | 26件 | 10件 |
| 27年 | 93件 | 17件 | 34件 | 34件 | 8件 |
| 28年 | 109件 | 21件 | 40件 | 40件 | 8件 |
| 29年 | 120件 | 27件 | 42件 | 43件 | 8件 |
| 30年 | 129件 | 30件 | 46件 | 46件 | 7件 |
| 31年 | 145件 | 32件 | 55件 | 51件 | 7件 |

資料：東京都福祉保健局（注：幼保連携型認定こども園は、平成27年度から認可施設に制度変更）

図表61 認定こども園の認定件数（平成31年4月1日現在）

| | 認可・認定件数 | 公立 | 私立 | 幼保連携型 | 幼稚園型 | 保育所型 | 地方裁量型 |
|-----|---------|--------|--------|--------|--------|------|-------|
| 東京都 | 145件 | 30件 | 115件 | 32件 | 55件 | 51件 | 7件 |
| 全国 | 7,208件 | 1,138件 | 6,070件 | 5,137件 | 1,104件 | 897件 | 70件 |

資料：内閣府「認定こども園に関する状況について（平成31年4月1日現在）」
 （注：幼保連携型認定こども園は、平成27年度から認可施設に制度変更）

図表62 認定こども園の定員（東京都）（平成31年4月1日現在）

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 満3歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |
|-----------|------|--------|--------|------|--------|--------|--------|---------|
| 全体 | 835人 | 1,524人 | 1,797人 | 453人 | 7,301人 | 8,095人 | 8,145人 | 28,150人 |
| 保育を必要とする子 | 835人 | 1,524人 | 1,797人 | 6人 | 2,745人 | 2,852人 | 2,864人 | 12,623人 |
| 上記以外の子 | 0人 | 0人 | 0人 | 447人 | 4,556人 | 5,243人 | 5,281人 | 15,527人 |

資料：東京都福祉保健局

(5) 学齢期の子供たちの状況

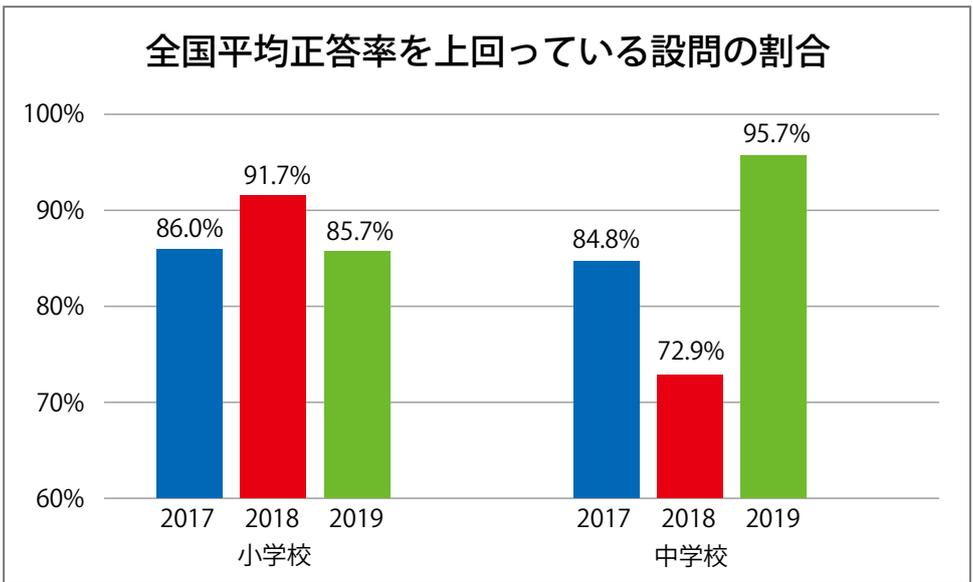
○ 平成31年度（令和元年度）の全国学力・学習状況調査の結果によると、東京都の小・中学生の平均正答率は、全ての教科において全国平均正答率を上回っています。しかし、全国平均正答率を上回っていない設問もあるため、今後とも、「確かな学力^{※1}」の定着と伸長に取り組む必要があります。

※1 確かな学力…… 知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの

図表63 平成31年度（令和元年度）の全国学力・学習状況調査の結果（平均正答率）

| 小学校 | | 中学校 | |
|-----|-----------|-----|----------------------|
| | 東京都（全国） | | 東京都（全国） |
| 国語 | 65% (64%) | 国語 | 74% (73%) |
| 算数 | 70% (67%) | 数学 | 62% (60%) |
| | | 英語 | 「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」 |
| | | | 59% (56%) |
| | | | 「話すこと」（参考値） |
| | | | - (30.8%) |

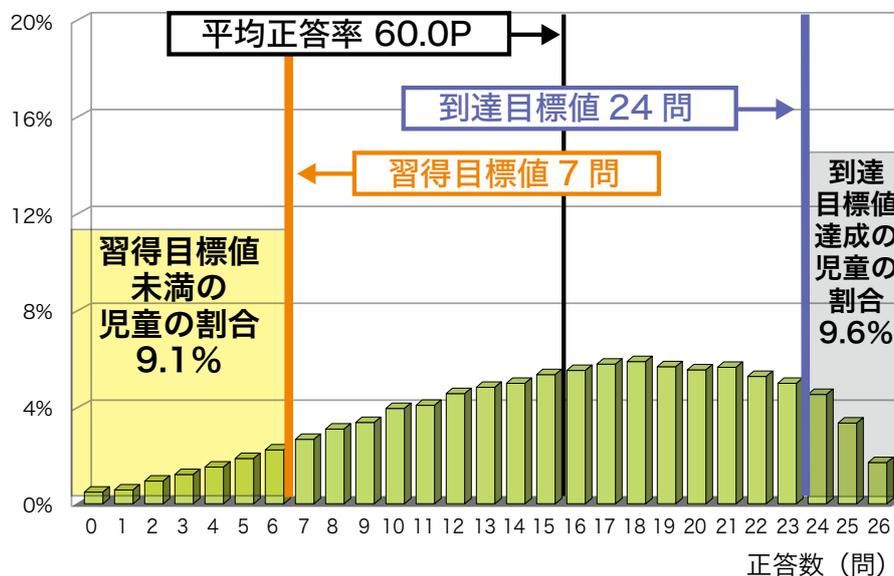
図表64 全国学力・学習状況調査の結果
（全国平均正答率を上回っている設問の割合）



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査結果」
 注：全ての教科の正答数を合計して割合を算出
 注：実施教科は、国語、算数・数学（2017）、国語、算数・数学、理科（2018）、国語、算数・数学、英語（2019）（英語は中学校のみ。「話すこと」調査の結果は除く）

- 国や都の学力調査の結果によると、特に算数のような積み上げ型の教科においては、習熟の進んでいる層から遅れがちな層までの幅広く分布しているため、個に応じた指導の充実が不可欠です。

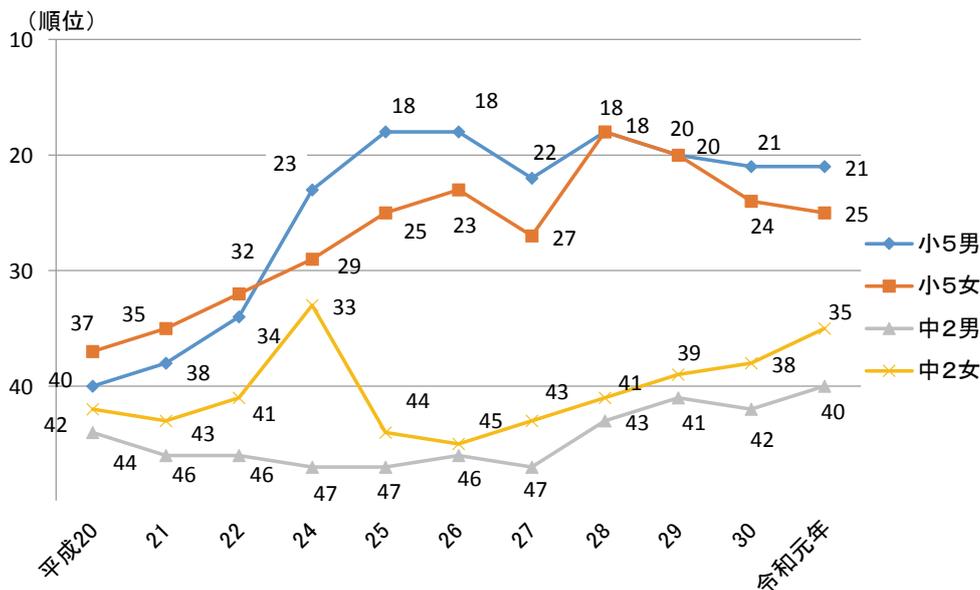
図表65 小学校第5学年 「小学校算数」 正答数分布



資料：東京都教育庁「平成31年度児童・生徒の学力向上を図るための調査」

- 令和元年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、東京都の児童・生徒の体力は、小学生は全国平均を超えたものの、中学生は全国平均を大きく下回っています。次代の東京を担う健やかな児童・生徒の育成のため、実効性のある更なる総合的な体力向上施策が必要です。

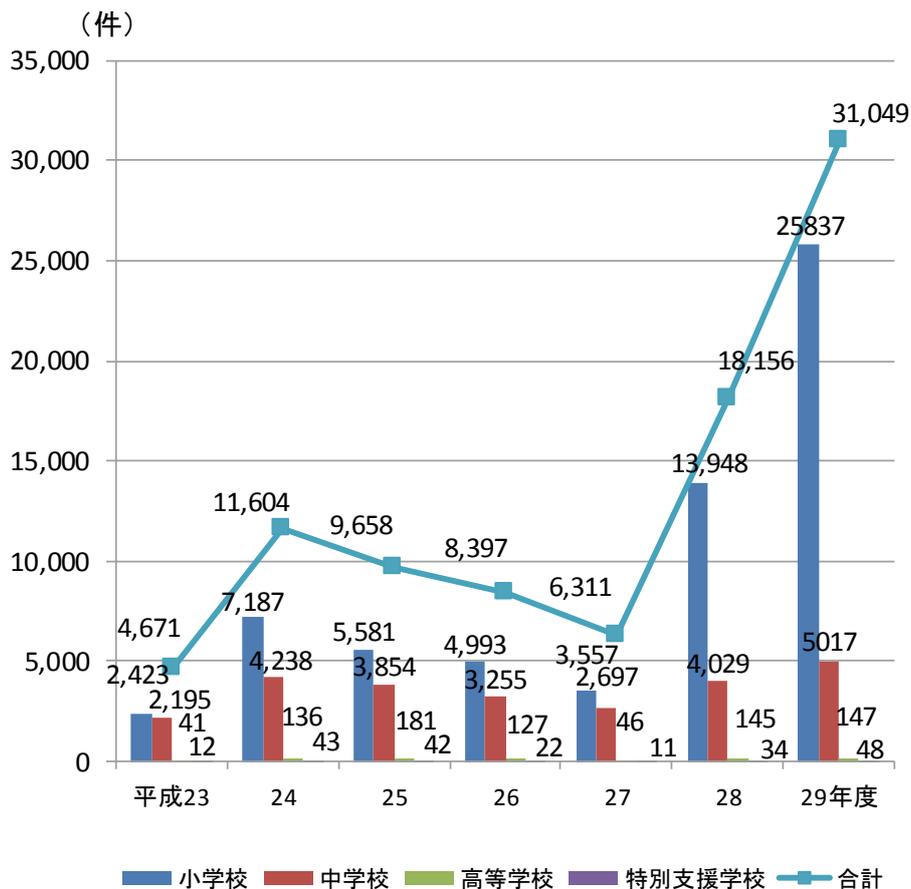
図表66 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における東京都の順位



資料：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」

- 平成29年度の調査によると、都内公立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数の合計は、31,049件であり、前年度と比べ、小学校・中学校・高等学校いずれでも大幅な増加となっています。各学校においては、「東京都いじめ対策推進基本方針」や「東京都教育委員会いじめ総合対策」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の各段階に応じた具体的な取組を推進していく必要があります。

図表67 いじめ認知件数の推移（東京都）



資料：東京都教育庁「平成29年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」

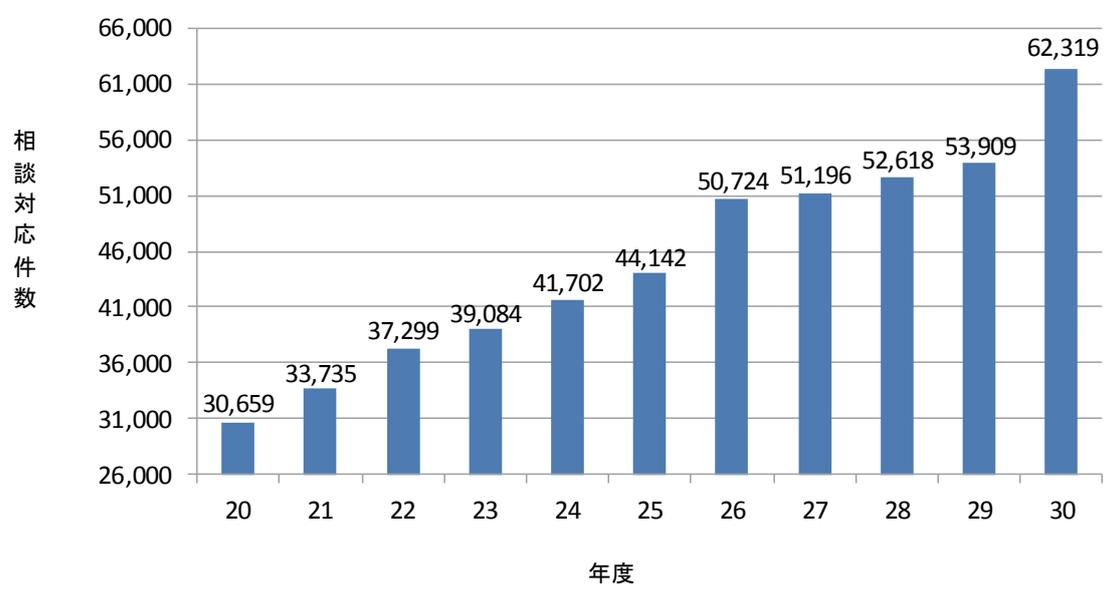
- 人間関係、仕事等の悩みを抱え就学や就労に至らない若者等の社会的自立に向けた支援の取組を進める必要があります。

(6) 地域の子供・子育て支援サービスの状況

- 地域の子供・子育て支援サービスの実施主体である区市町村は、子育て家庭に対して、地域の実情に応じ、様々な事業を組み合わせながら子育てサービスを提供していますが、コミュニティの希薄化や、それに伴う子育ての孤立化、共働き世帯の増加、多様化するニーズなどの課題に対応するため、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな対応が求められています。
- 東京都は、第一子出産時の母の平均年齢が全国で最も高く、晩産化が進行しています。(図表8参照)
- 若い世代における妊娠適齢期等に関する理解は十分ではなく、高齢になってから不妊症で悩む方が多くいます。
- 医療保険が適用されない特定不妊治療は、1回の治療が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子供を持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、子供を産み育てたいと願う夫婦を支援していく必要があります。
- 一方で、妊娠はするものの、2回以上の流産等により結果的に子供を持てないとされる、いわゆる不育症に悩む方へ、安心して出産に臨めるよう支援することも求められています。
- 地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産・子育てに関して、誰にも相談できず、また、正しい情報が得られず、不安を抱える妊婦や保護者が多くなっています。
- 都は区市町村に対して、妊娠期から切れ目のない支援を行うとうきょうママパパ応援事業や、乳幼児を持つ保護者が安心して外出を楽しめるよう授乳やおむつ替えができる赤ちゃん・ふらっとの整備など、都独自の支援を実施します。
- 同時に二人以上の妊娠・出産・育児が必要な多胎児の家庭や、既に小さい子供がいる多子世帯は身体的・精神的負担が大きく、育児支援の必要性が高まっています。
- 妊産婦をはじめ、子供や子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談を行う利用者支援事業は、令和元年12月現在、都内51区市町村で実施されています。
- 子供と家庭に関する第一義的な相談窓口であり、地域のネットワークの中心的な役割でもある子供家庭支援センターは、令和元年度現在、ほぼ全ての区市町村で設置されています。また、虐待対策コーディネーターや主任虐待対策ワーカーを配置するなど、虐待対応力の強化も進めています。

- 子供家庭支援センターの相談対応件数は年々増加しており、平成30年度は62,319件となっています。

図表68 子供家庭支援センター相談対応件数

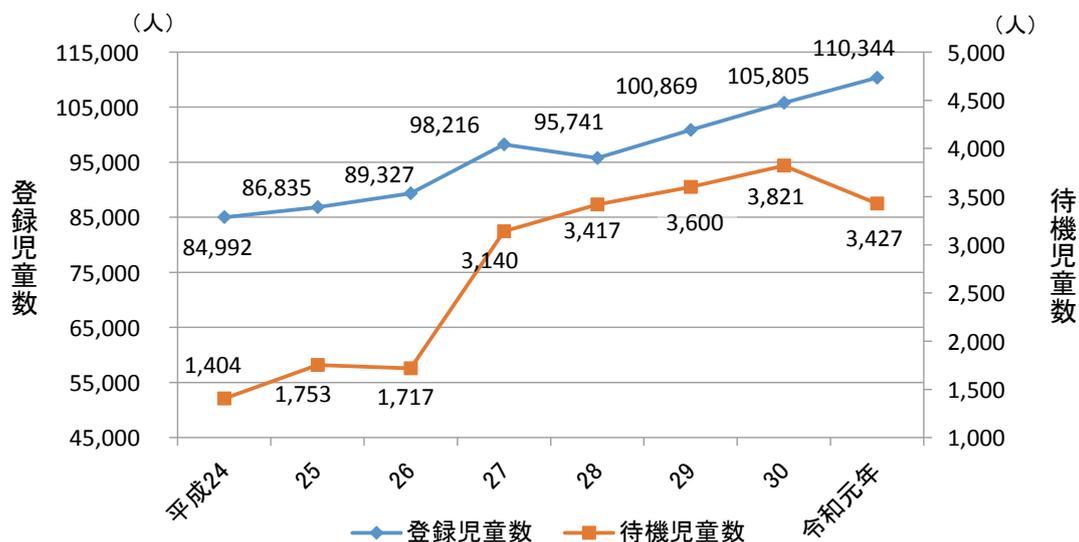


資料：東京都福祉保健局「区市町村児童家庭相談統計」

- 地域の子育てサービスを紹介したり、支援が必要な家庭を早期に把握し、必要な子育てサービス等につなげるための取組は重要です。そのひとつである乳児家庭全戸訪問事業の訪問率は都内全体でおおむね9割となっています。
- 在宅で子育てをしている親子に、地域の身近な場所ですどい場を提供し、子育てについての相談支援や情報提供、子育てサークルの支援等を行う子育てひろばは、着実に整備が進んでおり、令和元年9月現在、都内に948か所設置されています。近年は、地域支援や利用者支援事業の機能、子育て家庭の孤立化の防止や虐待の未然防止の役割も担っています。
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、一時預かり事業など、緊急時等に一時的に子供を預かるサービスのニーズが高まっています。多くの自治体が、子供を預かる事業を行っていますが、区市町村により、同じ自治体内に実施施設がない、又は利用できる年齢や日数の上限が異なるなど、実施体制にばらつきがあります。
- 学童クラブ事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に安心して遊び、生活できる場所を確保する事業です。児童福祉法の改正に伴い、各区市町村は学童クラブの設備及び運営の基準について、省令で定める基準を踏まえて条例を制定し、各クラブはその条例に基づいて運営されています。

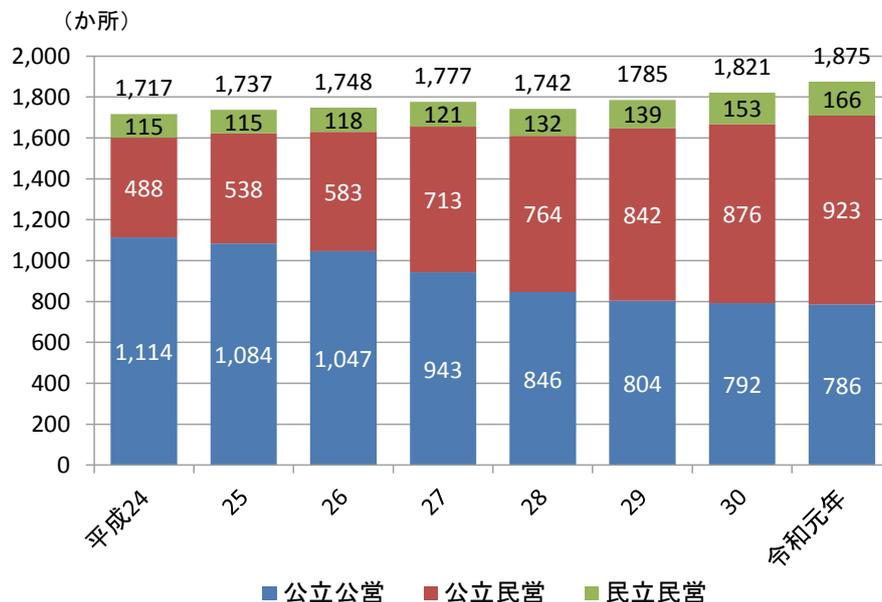
- 学童クラブの設置数、登録児童数はいずれも近年増加傾向にあります。利用申込みをしたが学童クラブに登録できなかった児童（待機児童）も発生しています。学童クラブの利用希望や地域の実情を踏まえて、整備を進める必要があります。

図表69 学童クラブ登録児童数と待機児童数の推移（各年5月1日現在）



資料：東京都福祉保健局

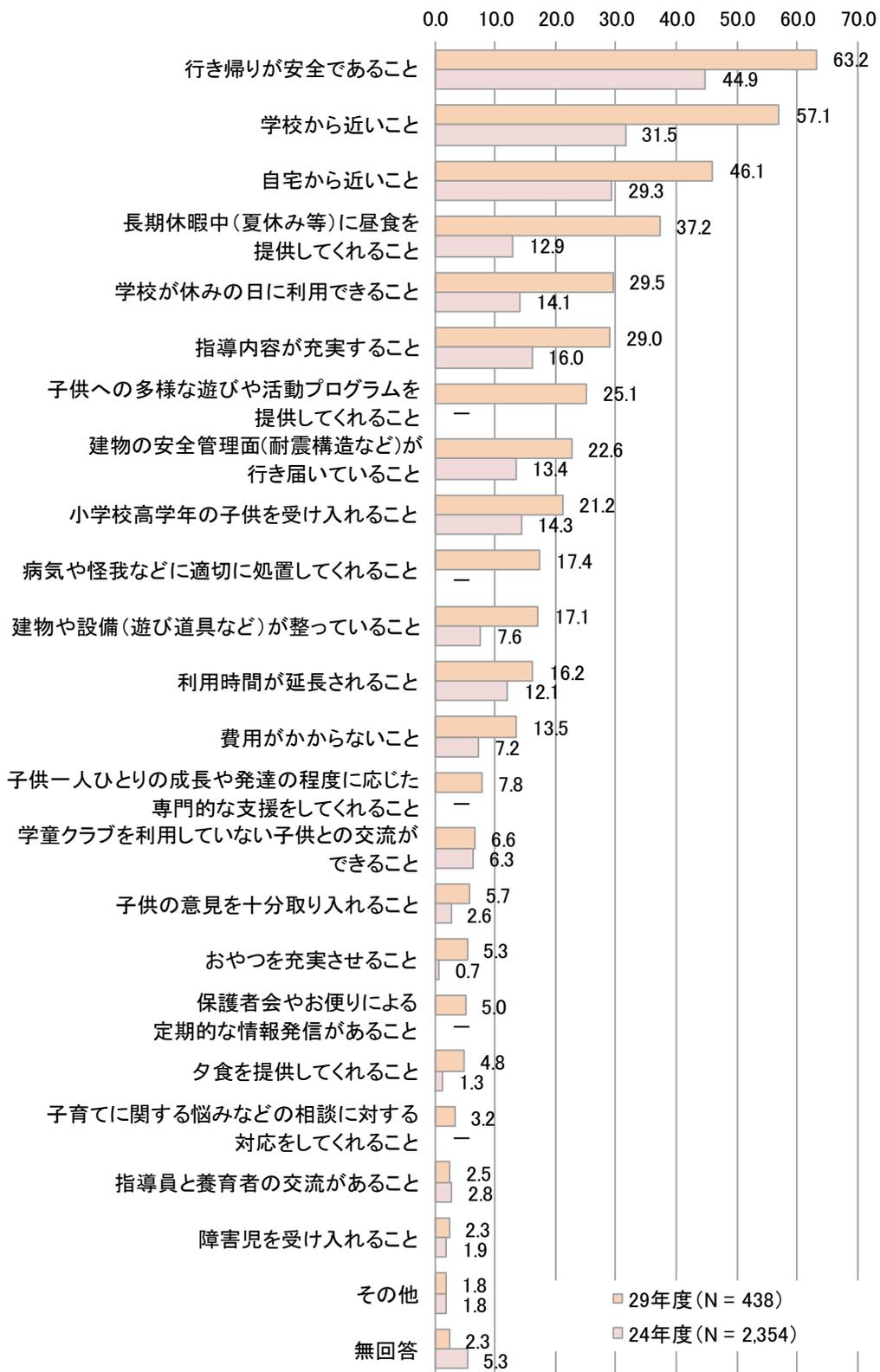
図表70 学童クラブ設置数（各年5月1日現在）



資料：東京都福祉保健局

- 放課後の子供たちの安全・安心の確保に対する保護者のニーズが非常に高いことから、移動時のリスクを回避するため、送迎支援や学校内での学童クラブの設置を促進する必要があります。

図表71 学童クラブを利用するに当たって望むこと



資料：東京都福祉保健局「平成29年度東京都福祉保健基礎調査」

- 放課後の子供たちの居場所としては、学童クラブのほか、教育部門が行う放課後子供教室があります。放課後子供教室は、学校等を利用して放課後等の子供の居場所を設け、学習や体験・交流活動を行う事業で、平成30年度には55区市町村1,260か所で実施しており、増加傾向にあります。

図表72 放課後子供教室の推移

| | 平成 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|--------------------------|------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 教室数（か所） （都立特別支援学校含む。） | 1,101 | 1,138 | 1,158 | 1,200 | 1,240 | 1,260 |
| 区市町村数 | 52区市町 | 52区市町 | 55区市町村 | 55区市町村 | 55区市町村 | 55区市町村 |

資料：東京都教育庁

- 国は、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。この中で、学童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを推進していますが、まだ十分な取組が行われていない区市町村もあります。

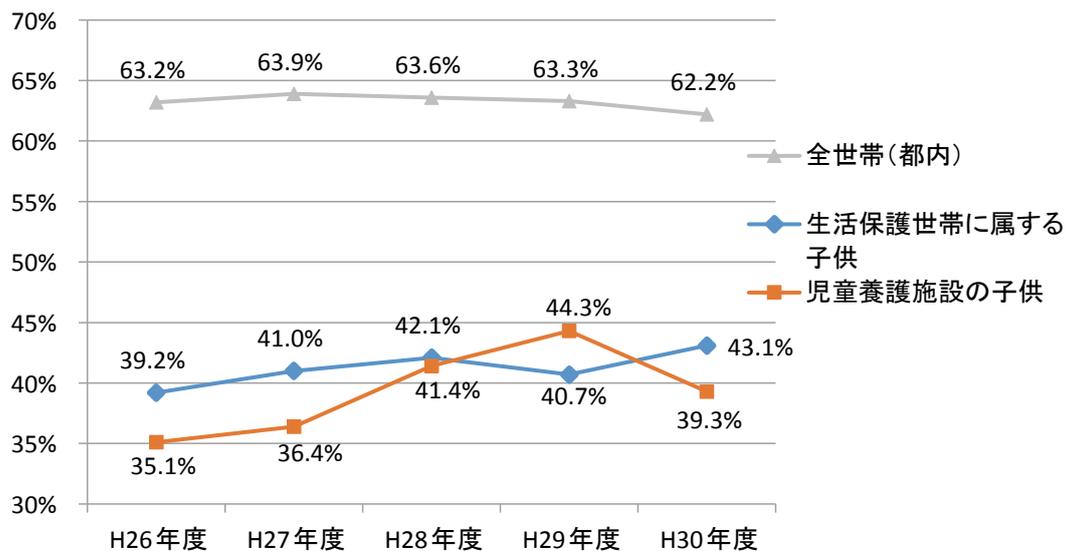


(7) 特に支援を必要とする子供と家庭の状況

ア 子供の貧困

- 生活保護世帯に属する子供や児童養護施設の子供の大学等への進学率は、全世帯（都内）の進学率よりも低くなっています。

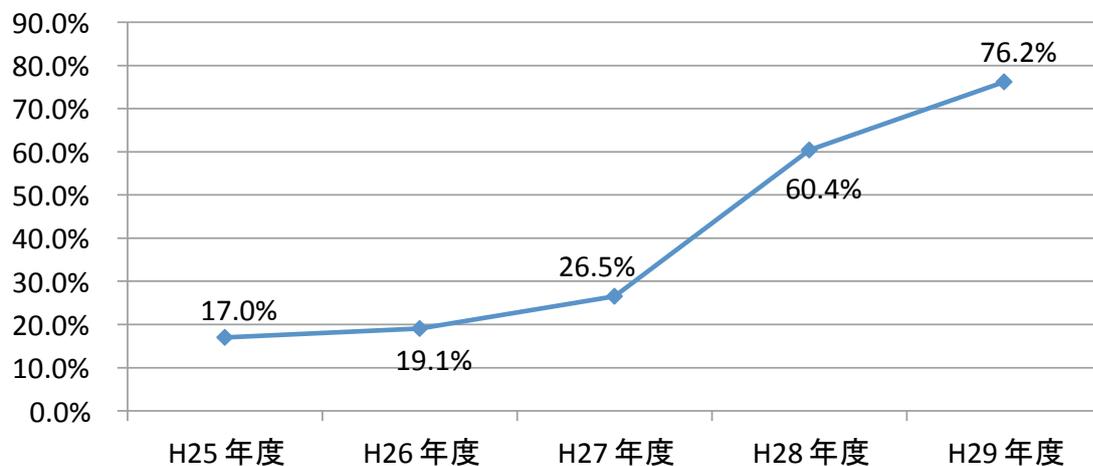
図表73 大学等への進学率



資料：厚生労働省社会・援護局保護課調べ。全世帯は、文部科学省「学校基本調査」

- 家庭の課題の早期発見にもつなげる妊娠届出者に対する面接を行った割合は、大幅に上昇していますが、一層の面接実施が必要です。

図表74 妊娠届出者に対する面接を行った割合

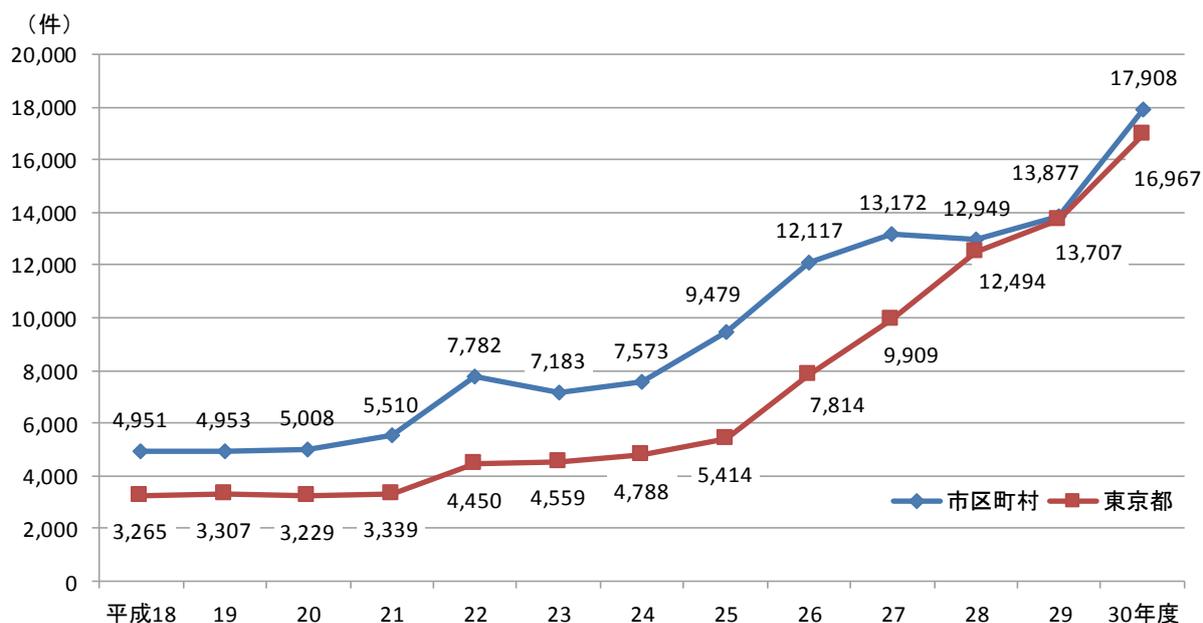


資料：母子保健事業報告年報（東京都福祉保健局）より

イ 児童虐待

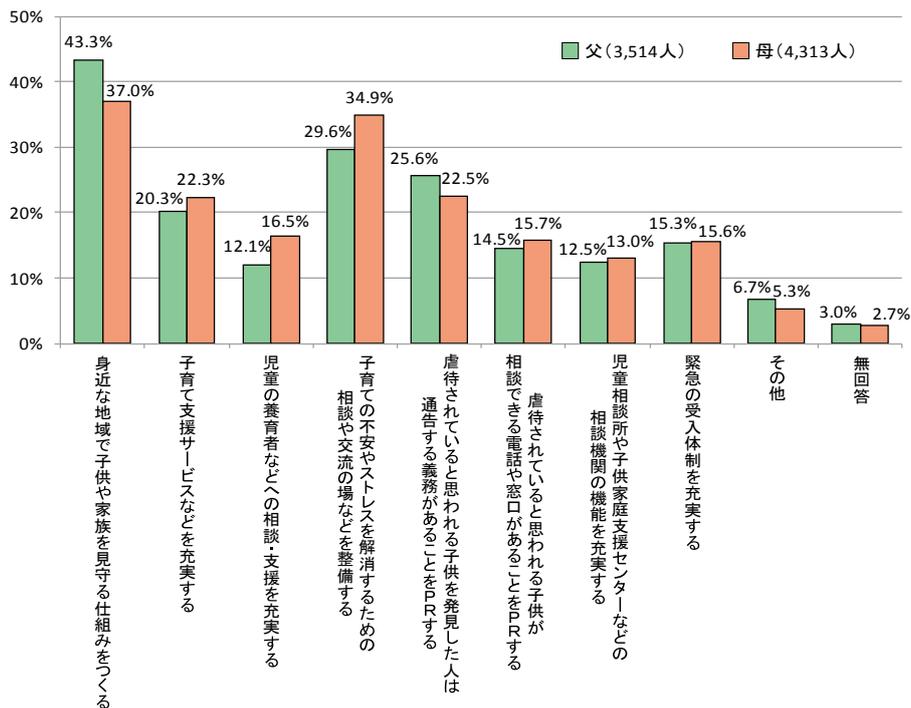
- 児童虐待相談の件数は、増加傾向にあります。体制の強化や人材育成など児童虐待への対応力向上とともに、未然防止と早期発見の取組が求められています。また、保護者対応や子供の安全確保など、様々な場面で、子供家庭支援センター、保健所・保健センター、学校、幼稚園、保育所、医療機関、警察、児童相談所等の地域の関係機関が連携し、要保護児童対策地域協議会の機能を活用するなどして、一貫して取り組むことが重要です。

図表75 児童虐待相談の対応件数



資料：東京都福祉保健局

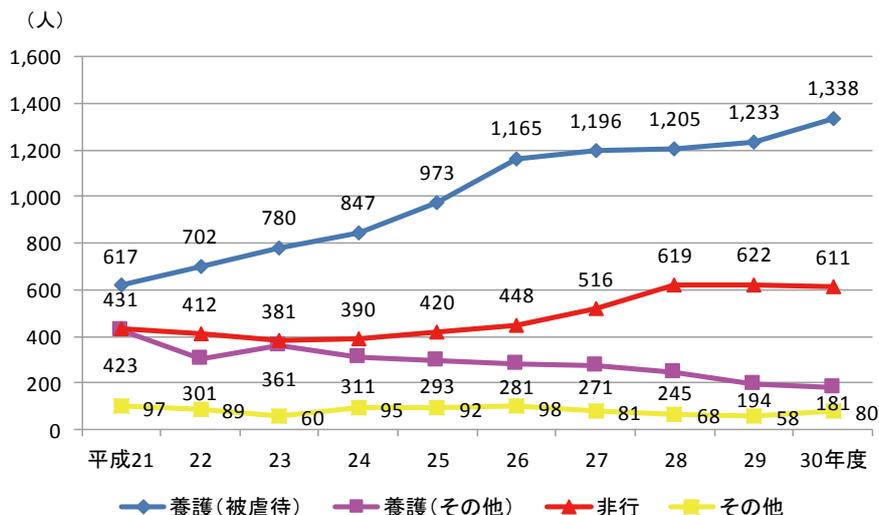
図表76 児童虐待を防ぐ社会的な働きかけの中で大切なこと



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成29年度)

- 児童虐待相談件数の増加に伴い、一時的な保護が必要な児童の数も増加しています。このため、一時保護所の定員数を拡充するとともに一時保護委託を積極的に活用します。入所する児童の権利が尊重され安心した生活ができるよう、児童の年齢に応じた個別対応環境の整備を進めることも必要です。また、一時保護や施設入所等により家族分離した児童が、家庭復帰をする際には、虐待の再発を防止し、親子で安定的な生活を継続させるための支援も必要です。

図表77 一時保護所 新規入所状況

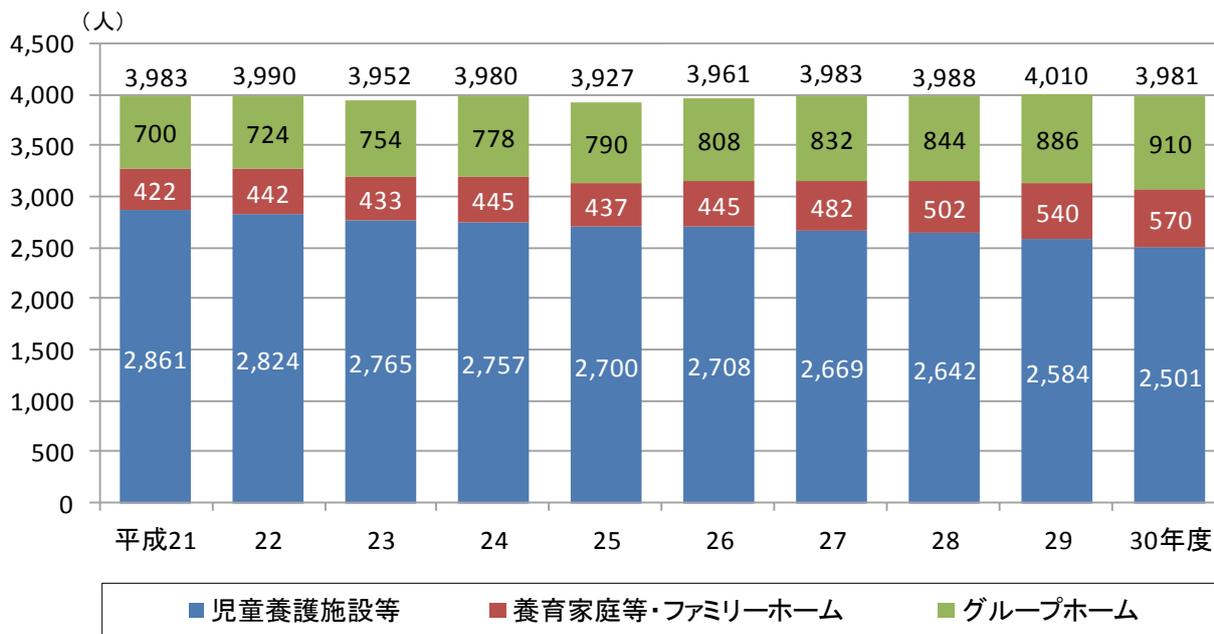


資料：東京都福祉保健局

ウ 社会的養護

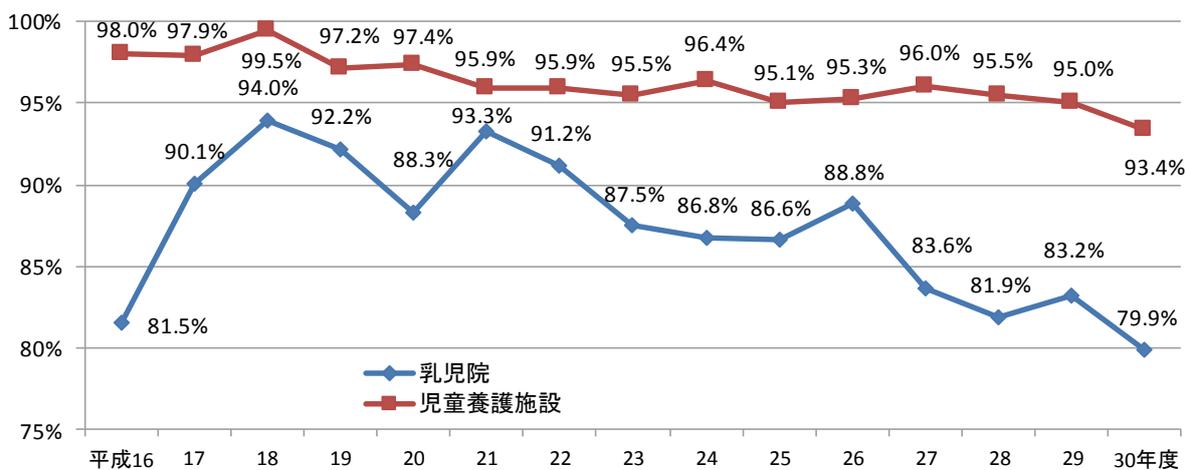
- 東京都における社会的養護を必要とする子供は、現在約4千人おり、その子供たちの多くは、児童養護施設、乳児院、養育家庭などで暮らしています。
- 児童虐待等の相談件数の増加に伴い、一時保護所に入所する児童や、その後児童養護施設や乳児院に入所する児童も増加しています。
- その結果、児童養護施設、乳児院の入所率は、非常に高い割合で推移しています。

図表78 社会的養護のもとで育つ児童数の推移（各年度3月1日現在）（東京都）



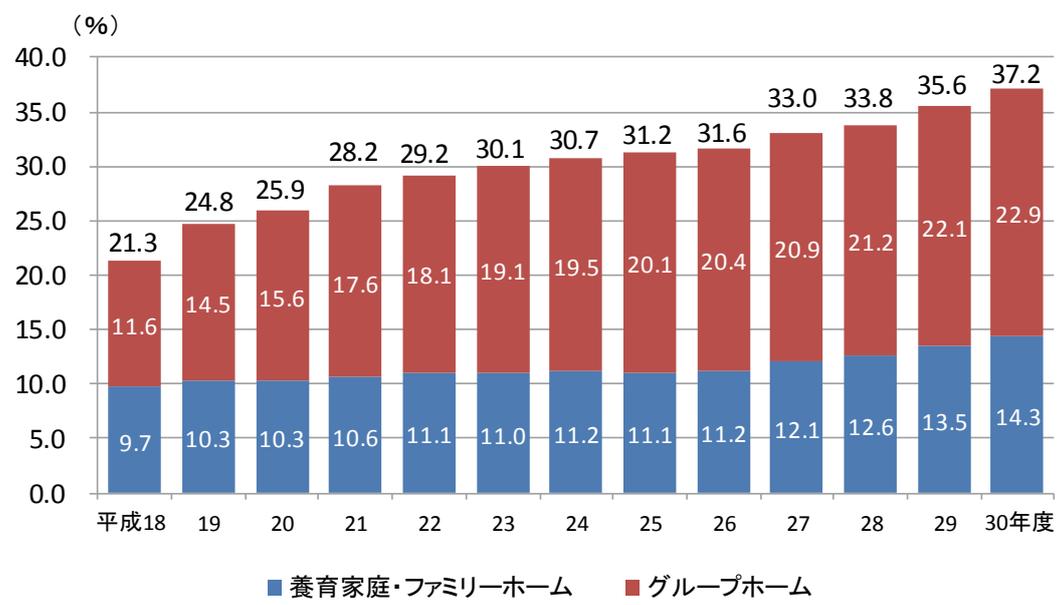
資料：東京都福祉保健局

図表79 児童養護施設・乳児院の入所状況の推移



資料：東京都福祉保健局

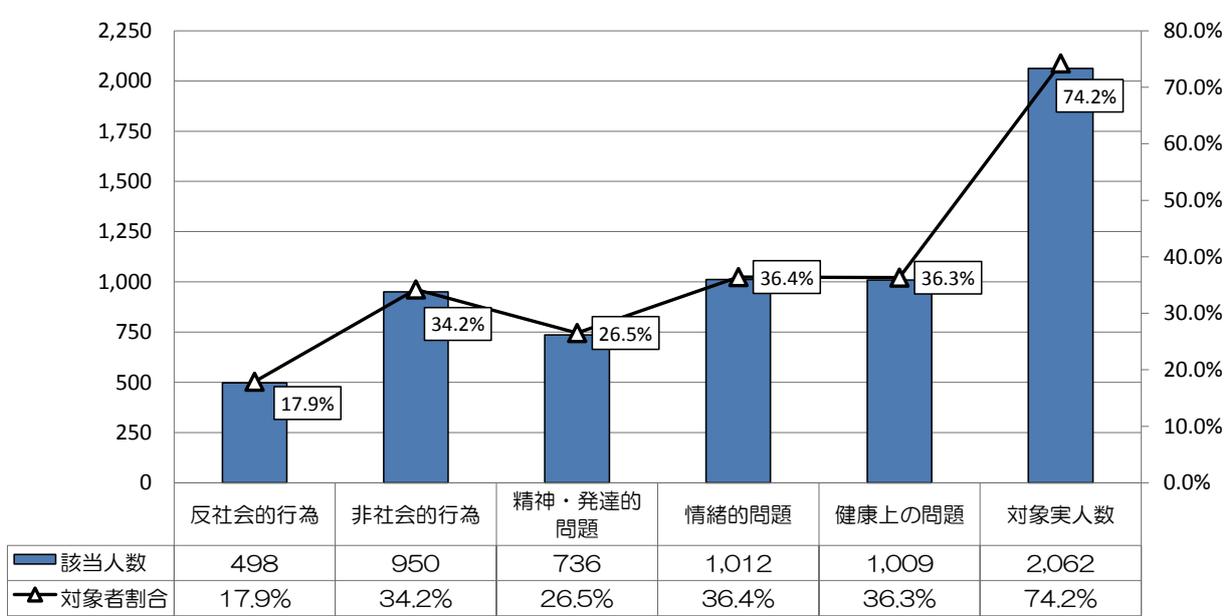
図表80 社会的養護のうち養育家庭・ファミリーホーム・グループホームで育つ児童の割合（各年度3月1日現在）（東京都）



資料：東京都福祉保健局

- 施設等に入所している子供は、虐待等を原因として心に深い傷を受け情緒的な課題などを抱えていることも多いことから、個別的なケアや専門的なケアが求められています。

図表81 児童養護施設入所児童の状況（平成29年6月）



資料：東京都福祉保健局

- 社会的養護のもとにある子供は、経済的な問題や、それまでの養育環境により学習習慣が身につけていないなどによる学力不足などから、自らが希望する進路に進めない場合があります。

図表82 平成30年3月卒業児童の進路状況（東京都）

| | 大学等 | 専修学校等 | 就職 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 児童養護施設入所者 | 20.9% | 23.4% | 47.8% |
| 全高卒者 | 64.7% | 18.7% | 6.5% |

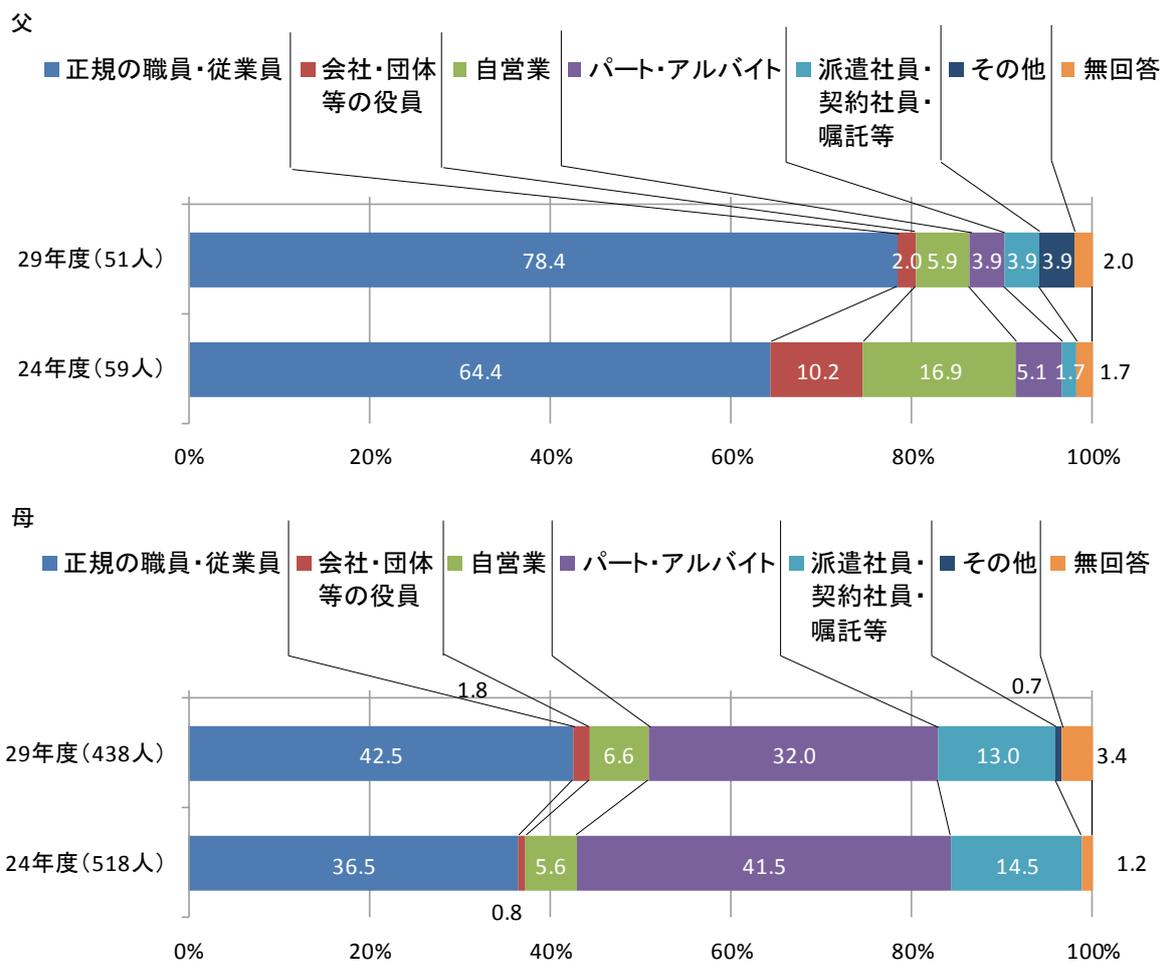
資料：児童養護施設現況調査及び学校基本調査

- また、退所後も親族等によるサポートが得にくく、就労した子供の約50%が、1年以内に離職をしているなど、安定した生活を持続することが困難な実態があります。

エ ひとり親世帯

- 都内の三世帯同居等も含むひとり親世帯は、母子世帯約112,300世帯、父子世帯約23,100世帯と推計されます。
- 平成29年に東京都が行った調査によると、ひとり親世帯になった理由は、「離婚」73.5%、「死別」9.4%、「未婚・非婚」8.8%となっています。
- ひとり親家庭の親の就労状況をみると、平成24年度に比べ平成29年度は、父母ともに正規の職員・従業員の割合が増えています。

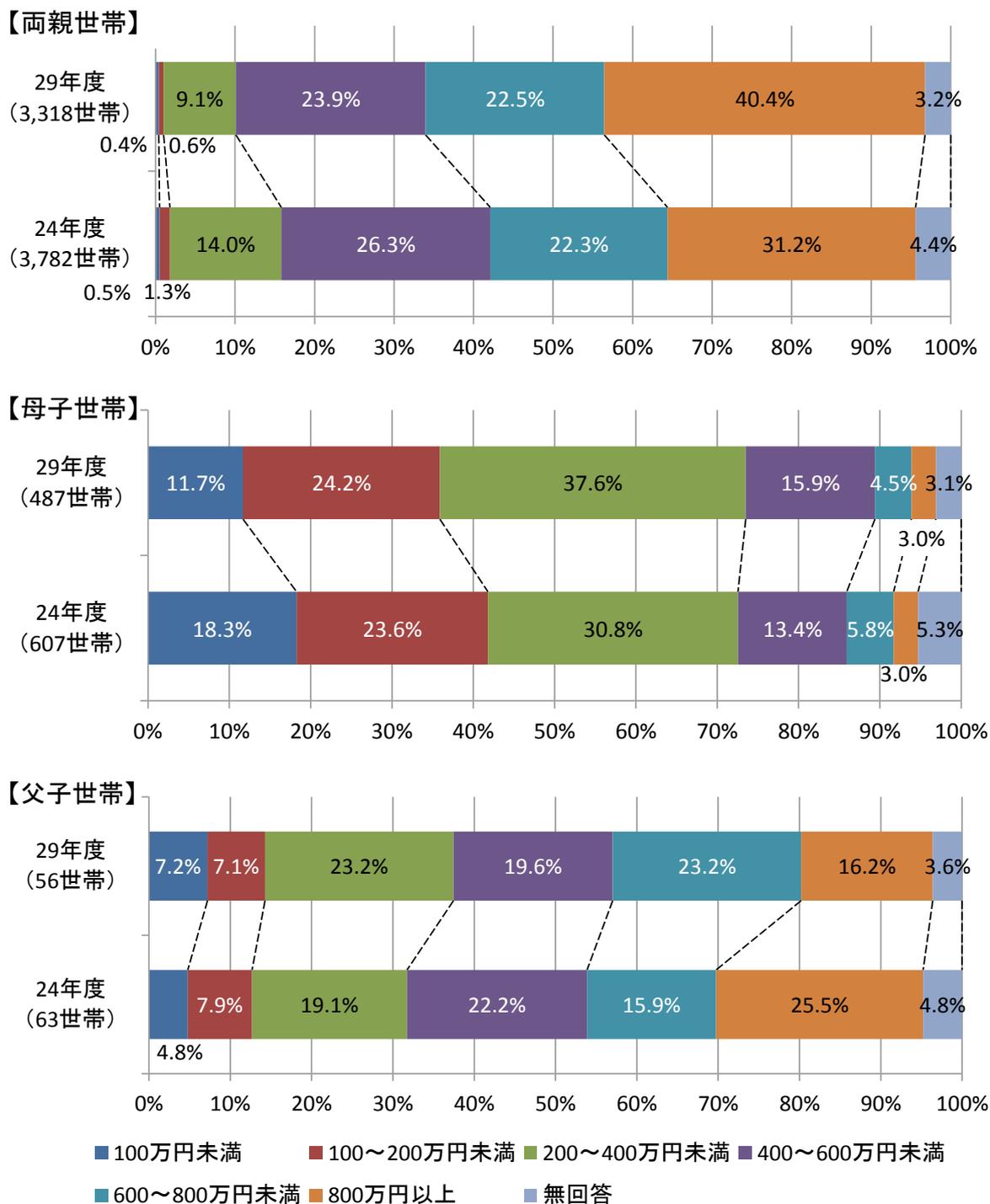
図表83 就業上の地位



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成29年度）

- 平成29年度の収入をみると、母子世帯では年収200万円未満が35.9%となっており、平成24年度よりも割合がやや減少しています。父子世帯では、200万円未満は14.3%で、平成24年度よりも割合がやや増加しています。

図表84 世帯の年間収入



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成29年度）

- ひとり親世帯で現在困っていることは、母子世帯では「家計について」64.5%、「子供の教育・進路・就職について」48.7%、父子世帯では「子供の世話について」「子供の教育・進路・就職について」39.5%、「仕事について」「家事について」18.4%となっています。

図表85 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕—母の従業上の地位別

| | 総数 | 家計について | 仕事について | 住居について | 家事について | 健康について | 親族の健康・介護について | 子供の世話について | 子供の教育・進路・就職について | (世間体) 社会的偏見について | その他 |
|---------------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|-----------|-----------------|-----------------|------|
| 総数 | 100.0 (394) | 64.5 | 26.6 | 14.2 | 4.3 | 17.5 | 9.9 | 19.0 | 48.7 | 7.6 | 2.3 |
| 就業 | 100.0 (394) | 64.7 | 24.6 | 14.6 | 4.5 | 16.2 | 9.8 | 19.6 | 51.0 | 7.3 | 1.4 |
| 自営業 | 100.0 (22) | 68.2 | 31.8 | 4.5 | 9.1 | - | 13.6 | 27.3 | 59.1 | 4.5 | - |
| 正規の職員・従業員 | 100.0 (152) | 58.6 | 18.4 | 13.2 | 5.3 | 17.1 | 8.6 | 21.7 | 48.0 | 4.6 | 2.0 |
| 会社・団体等の役員 | 100.0 (6) | 50.0 | 16.7 | 33.3 | - | 33.3 | 16.7 | 33.3 | 66.7 | 16.7 | - |
| パート・アルバイト | 100.0 (117) | 72.6 | 30.8 | 17.9 | 2.6 | 17.1 | 10.3 | 15.4 | 48.7 | 8.5 | 0.9 |
| 労働者派遣事業所の派遣社員 | 100.0 (16) | 75.0 | 6.3 | 12.5 | 6.3 | 12.5 | 18.8 | 25.0 | 62.5 | 6.3 | - |
| 契約社員・嘱託、その他 | 100.0 (32) | 68.8 | 40.6 | 15.6 | 3.1 | 25.0 | 9.4 | 15.6 | 59.4 | 9.4 | 3.1 |
| 非就業 | 100.0 (35) | 60.0 | 48.6 | 11.4 | 2.9 | 31.4 | 11.4 | 14.3 | 25.7 | 11.4 | 11.4 |

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成29年度)

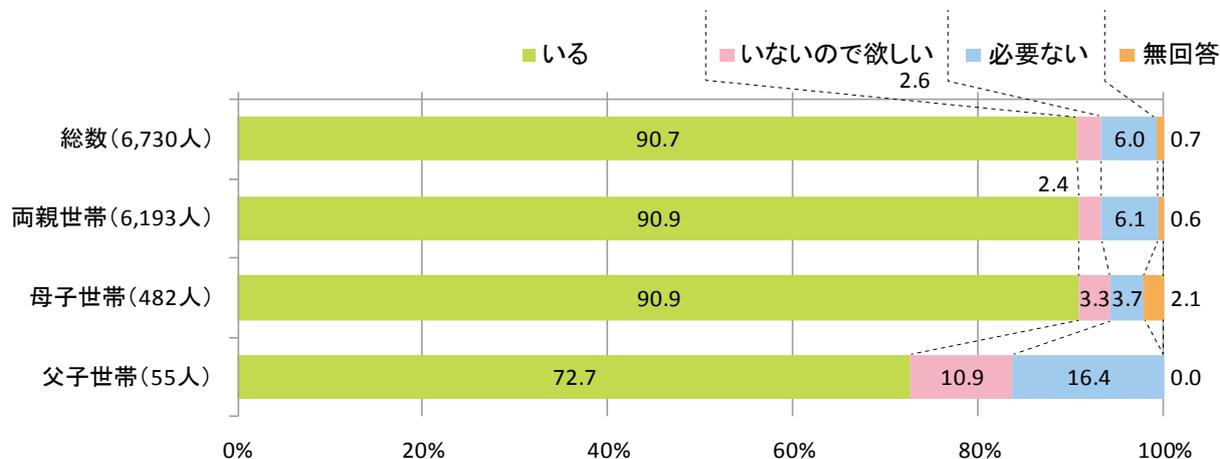
図表86 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕—父親の従業上の地位別

| | 総数 | 家計について | 仕事について | 住居について | 家事について | 健康について | 親族の健康・介護について | 子供の世話について | 子供の教育・進路・就職について | (世間体) 社会的偏見について | その他 |
|-------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|-----------|-----------------|-----------------|-----|
| 総数 | 100.0 (38) | 7.9 | 18.4 | - | 18.4 | 7.9 | 7.9 | 39.5 | 39.5 | 2.6 | 2.6 |
| 就業 | 100.0 (34) | 8.8 | 20.6 | - | 20.6 | 8.8 | 8.8 | 41.2 | 41.2 | 2.9 | 2.9 |
| 自営業 | 100.0 (2) | - | 50.0 | - | - | - | 50.0 | - | 100.0 | - | - |
| 正規の職員・従業員 | 100.0 (26) | 3.8 | 11.5 | - | 23.1 | 11.5 | 7.7 | 42.3 | 46.2 | 3.8 | 3.8 |
| 会社・団体等の役員 | 100.0 (1) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| パート・アルバイト | 100.0 (1) | 100.0 | 100.0 | - | - | - | - | 100.0 | - | - | - |
| 契約社員・嘱託、その他 | 100.0 (4) | 25.0 | 50.0 | - | 25.0 | - | - | 50.0 | - | - | - |
| 非就業 | 100.0 (3) | - | - | - | - | - | - | 33.3 | 33.3 | - | - |

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成29年度)

- 相談相手がいる割合は、両親世帯、母子世帯は90.9%、父子世帯では72.7%となっています。

図表87 相談相手の有無－世帯類型（母子・父子世帯）別



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成29年度）

オ 障害のある子供

- 東京都内には、平成30年3月末現在、身体障害者手帳を持つ18歳未満の子供が約2.4万人、知的障害の「愛の手帳」を持つ18歳未満の子供が約1.5万人います。

図表88 障害者の手帳所持者数（総数及び18歳未満）（東京都：平成30年3月末現在）

| | 総数 | 18歳未満 | 構成比 |
|-----------------|---------|--------|-------|
| 身体障害者手帳交付数 | 488,171 | 24,163 | 4.9% |
| 愛の手帳交付数 | 90,630 | 14,972 | 16.5% |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | 118,352 | — | — |

資料：東京都福祉保健局 年報（福祉・衛生行政統計）

注：精神障害者保健福祉手帳所持者数については、18歳以上、18歳未満の統計はなく、総数のみである。

- また、全国調査によると、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」と通常の学級の担任等が回答した児童・生徒の割合は、6.5%となっています。

図表89 学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒（全国）

| | 推定値（95%信頼区間） |
|--------------------|-----------------|
| 学習面又は行動面で著しい困難を示す | 6.5%（6.2%～6.8%） |
| 学習面で著しい困難を示す | 4.5%（4.2%～4.7%） |
| 行動面で著しい困難を示す | 3.6%（3.4%～3.9%） |
| 学習面と行動面ともに著しい困難を示す | 1.6%（1.5%～1.7%） |

資料：文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成24年）

注：調査対象は、全国（岩手、宮城、福島を除外）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とした。標本児童生徒数53,882人（小学校：35,982人、中学校：17,990人）

注：「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の1つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」、「多動性－衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について1つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

- 特別支援学校高等部の生徒の卒業後の企業就労者数及び就労率は、平成22年度以降増加傾向にあり、平成30年度は卒業した1,926人のうち、854人（44.3%）が企業就労しています。

図表90 特別支援学校高等部の就労実績

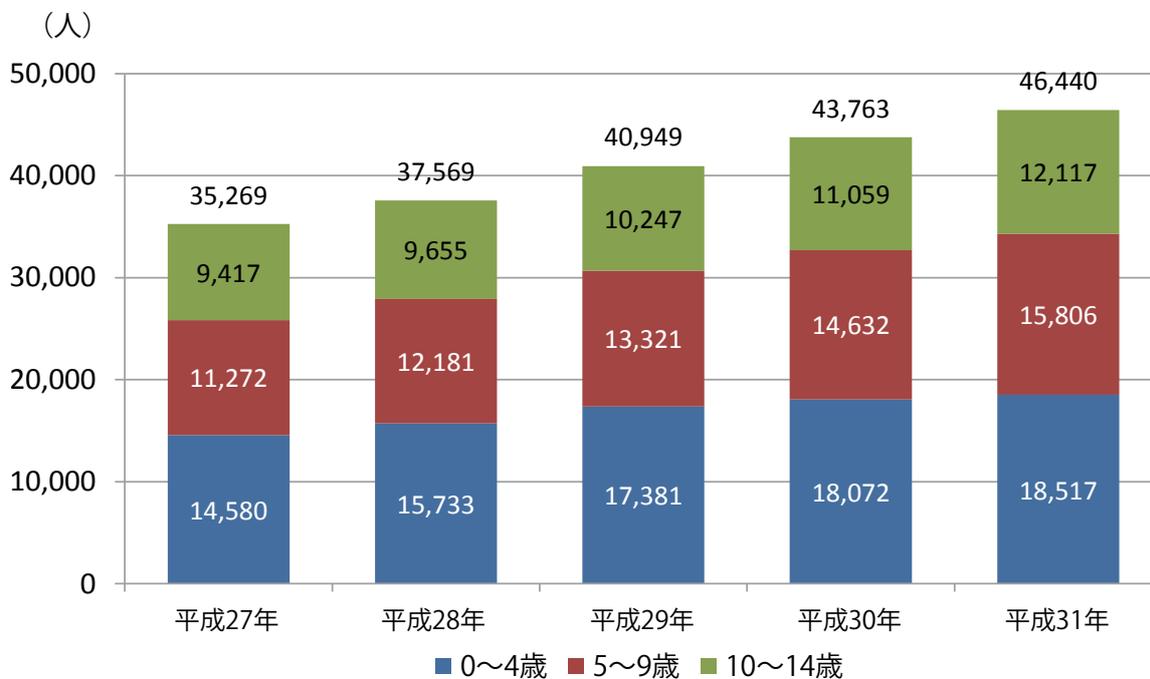
| | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 卒業生総数（人） | 1,781 | 1,806 | 1,884 | 1,864 | 1,926 |
| 企業就労者（人） | 694 | 744 | 754 | 817 | 854 |
| 就労率 | 39.0% | 41.2% | 40.0% | 43.8% | 44.3% |

資料：公立学校統計調査報告書「進路状況調査編」

カ 外国人の子供

- 外国人の年少人口の推移をみると、年々増加しており、平成31年で46,440人となっています。平成27年に比べ1万人以上の増加となっています。

図表91 外国人の年少人口の推移



資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）